

翻訳に関する免責事項：この文書は英語版から翻訳されたものである。疑義が生じた場合は、必ず英語の原本を参照すること。

統合規格

最終公開協議案

2025年10月

統合規格

最終公開協議案

2025年10月

包括的用語集	14
パフォーマンス領域 1：企業要件	20
パフォーマンス領域 2：ビジネス・インテグリティ	29
パフォーマンス領域 3：責任あるサプライチェーン	35
パフォーマンス領域 4：新規プロジェクト、拡張および移転	42
パフォーマンス領域 5：人権	50
パフォーマンス領域 6：児童労働と強制労働	55
パフォーマンス領域 7：労働者の権利	61
パフォーマンスエリア 8：多様性、公平性、包括性	70
パフォーマンスエリア 9：安全で健康的かつ尊重し合う職場	76
パフォーマンスエリア 10：緊急事態への備えと対応	85
パフォーマンスエリア 11：セキュリティ管理	91
パフォーマンスエリア 12：関与	95
パフォーマンスエリア 13：地域社会への影響と恩恵	99
パフォーマンスエリア 14：先住民族	106
パフォーマンスエリア 15：文化遺産	117
パフォーマンスエリア 16：職人的小規模採掘	122
パフォーマンスエリア 17：苦情処理	127
パフォーマンス領域 18：水資源管理	132
パフォーマンス領域 19：生物多様性、生態系サービスおよび自然	143
パフォーマンス領域 20：気候変動対策	155

パフォーマンス領域 21：廃滓管理.....	166
パフォーマンス領域 22：汚染防止.....	172
パフォーマンス領域 23：循環型経済.....	182
パフォーマンス領域 24：閉鎖.....	186

はじめに

このセクションには、統合鉱業規格を確認しようとする者のための重要な背景情報が含まれている。本セクションでは、統合鉱業規格の全体構造と、その適用および実施方法の概要を示している。

1) 統合鉱業規格イニシアチブ (CMSI) の概要

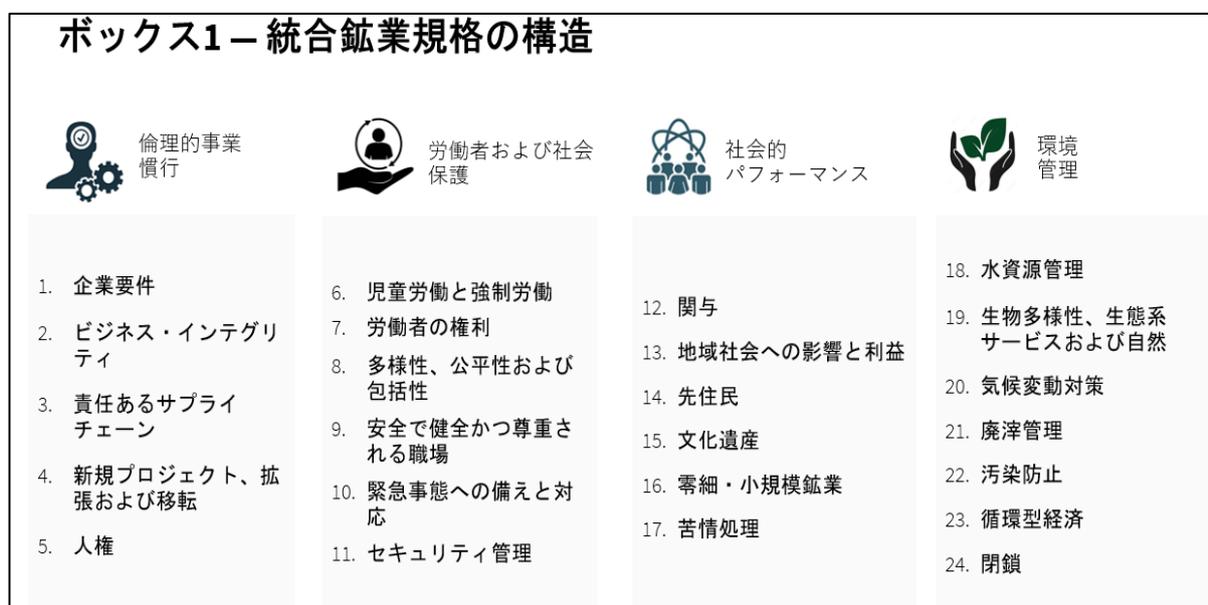
統合鉱業規格イニシアチブのビジョンは、金属や鉱物の責任ある生産、調達、リサイクルによって持続可能な社会を実現することにある。統合鉱業規格は、大規模から小規模まで、あらゆる鉱種や地域の鉱山企業に広く採用され、大規模にパフォーマンス向上を推進することを目的としている。

統合鉱業規格は、既存の4つの規格の優れた点を結集し、堅牢な保証プロセスに支えられた包括的かつ実用的な単一規格としてまとめたものである。これにより、本規格の状況における複雑さを低減し、信頼できる世界的ベンチマークに従おうとする企業による採用を促進する。統合鉱業規格は、企画模、鉱種、地域を問わず責任ある慣行に取り組むすべての生産者に適用される、利害関係者が関心を持つ複数のパフォーマンス領域にわたる責任ある慣行に関する、明確な期待値を定めている。本規格は、採鉱から製錬、精製、さらにはその先に至るまで、各金属のバリューチェーン全体において、人と環境の双方にとっての良好な成果の促進に貢献する。

統合鉱業規格は、鉱業分野（上流）とより広いバリューチェーン（下流）の双方から、商業的および非商業的利益のバランスの取れた代表を維持する独立した理事会によって管理されており、これによりいかなる一団体も過度な影響力を持たないようにしている。これはマルチ利害関係者の参加を反映しており、コンセンサスに基づく意思決定の原則を強化している。さらに、投票が必要な場合には、理事会のすべてのグループの支持なしに決定が行われないよう保護措置が組み込まれている。

2) 統合鉱業規格の構造

統合鉱業規格は、以下4つの柱の下に24のパフォーマンス領域を含んでいる。(i) 倫理的事業の慣行、(ii) 労働者および社会的保護、(iii) 社会的パフォーマンス、(iv) 環境管理（ボックス1参照）。



各パフォーマンス領域は共通の構成を持ち、以下を含んでいる。

- パフォーマンス領域の**番号と名称**（例：パフォーマンス領域7：労働者の権利）。
- パフォーマンス領域が達成しようとしている内容を要約した**主旨書**。
- **他の関連するパフォーマンス領域**への参照リンク（異なるパフォーマンス領域の間に強く重要な関連性があることを踏まえ、参照を容易にするもの）。
- **適用範囲**の説明として、一部のパフォーマンス領域はすべての事業所に普遍的に適用され、他のものは特定の条件下でのみ適用される（下記セクション3も併せて参照）。適用範囲のセクションには、パフォーマンス領域が本規格内の他のパフォーマンス領域とどのように関連しているかといった詳細など、他の関連する背景情報が含まれる場合もある。
- 統合鉱業規格を実施するあらゆる事業所¹に対するパフォーマンスの期待値を明示する一連の**要件**が定められている。これらは、本規格を満たすために必要なコミットメント、方針、手順、プロセス、または行動を規定する場合がある。これらの要件は、しばしば単一の番号付き**小項目**（例：19.1 生物多様性、生態系サービスおよび自然）の下にまとめられている。場合によっては、1つのパフォーマンス領域の中に2つ以上の番号付き小項目が含まれることもある（例：パフォーマンス領域22：汚染防止、小項目22.6 偶

¹ **事業所**：CMS全体で使用される「事業所」という用語は、「サイト」または「操業」を指す。事業所には、企業の操業管理下にあるすべての操業活動（すなわち鉱山、関連インフラ、発電所などの付帯事業所、製錬所等）の範囲が含まれる。

発的な汚染物質の排出)。これらの要件は、3つの明確に区分されたパフォーマンス水準の下に整理されている(下記セクション2参照)。

- **用語集と解釈指針**は、各パフォーマンス領域に特有の要件を事業所や保証提供者が解釈するための定義と指針を提供している。詳細については下記セクション6を参照。
- 主要な**参考文献**の一覧が含まれており、パフォーマンス領域で引用されたもの、または実施に関する追加の助言や指針を提供するものがある。これらの追加的な指針文書は、本規格における保証プロセスの範囲には含まれない。

3) パフォーマンス水準

各パフォーマンス領域の要件は、3つの明確に区分された水準に整理されている。

- **良好な実務への移行**：これは、事業所を良好な実務へと導くための初期要件に準拠する出発点であり、事業所が自らのパフォーマンスを構築し改善していく基盤となる。良好な実務への移行レベルにある企業は、責任ある鉱業へのコミットメントを表明しているが、依然として良好な実務を実施する「途上」にある。このレベルで要件を設定する理由については、下記のボックス2に詳述されている。
- **良好な実務**：これは、業界標準や国際的な規範、枠組み、指針に沿った実務水準である。良好な実務は、すべての責任ある鉱業企業が到達を目指すべきパフォーマンス水準である。
- **先進的実務**：これは、責任ある業界の良好な実務を超え、リーダーシップや最良の実務を示す水準である。

ボックス2— 良好な実務への移行レベルにおける要件の設定方法と設定の理由

- 規模に応じた採用を重要な目標とする：この本規格の設計は、大規模から小規模まで、あらゆる鉱種や法域にわたる幅広い鉱業会社による広範な採用を促し、大規模にパフォーマンスを向上させることを目的としている。
- 良好な実務への移行レベルは、意図的に業界の良好な実務の水準より下に設定されている。その意図は、企業が「規格への取り組み」を開始または継続するための「入口」を提供することにある。要件は準備的性格を持ち、良好な実務レベルおよびそれ以上の水準へ至るための「踏み石」として実施される。
- 良好な実務への移行レベルは到達点ではない。良好な実務への移行レベルには、パフォーマンスの主張や「認証」は存在せず、企業がその水準に「とどまり続ける」こともできない。継続的改善へのコミットメントこそが、CMSIの変革理論の中核である。
- 透明性がパフォーマンス向上を促進する。企業の24のパフォーマンス領域に対する「スコア」(不足に対する改善計画を含む)は公開され、利害関係者がパフォーマンス水準を確認・精査できるようになる。

パフォーマンス領域間の一貫性：統合鉱業規格で扱うテーマの性質や多様性により、1つのパフォーマンス領域における各パフォーマンス水準の要件数や、全パフォーマンス領域を通じた要件数は異なる。すべてのパフォーマンス領域に共通しているのは、水準が互いに積み重なるように構成されているという点である。任意のパフォーマンス領域で特定の水準に到達するためには、事業所はその水準におけるすべての適用要件に加え、下位水準のすべての要件も満たす必要がある。例えば、任意のパフォーマンス領域で良好な実務レベルに到達するためには、事業所は良好な実務への移行および良好な実務の両方の水準に含まれるすべての要件を満たす必要がある。

4) 統合鉱業規格の実施

統合鉱業規格の策定を指導してきた統合鉱業規格イニシアチブ（CMSI）の諮問グループとの議論において、実施に関するいくつかの重要な点が次のとおり検討され、明確化された。

実施は主として事業所レベルで行われ、一部の要件は企業レベルで求められる

本規格は、主に事業所レベルでの実施を想定している。しかし、企業レベルを対象とした要件も存在し、パフォーマンス領域1：企業要件や、パフォーマンス領域8：多様性、公平性、包括性の小項目、およびパフォーマンス領域20：気候変動などが含まれる。

要件が完全に満たされている限り（かつ保証プロセスを通じて検証可能である場合）、企業レベルの要件を事業所レベルで実施することも、その逆も認められる。企業レベルまたは事業所レベルのいずれでも実施可能な要件の例として、鉱物収益の開示がある（パフォーマンス領域1：企業要件、小項目1.3 鉱物収益の透明性）。しかし、その他の多くの企業レベルの要件は事業所レベルでは完全に実施できないため、企業レベルでの実施が必要となる。複数事業所を有する企業における企業レベルの保証頻度についての詳細は、保証プロセス（セクション4.2.8.3）を参照のこと。

実施は主として操業段階に行われるが、操業前や閉鎖を含む他の段階に関連する要件も一部含まれている

統合鉱業規格は、鉱山ライフサイクルの操業段階に主として実施されるよう設計されている。これは、操業開始前では、本規格の要件で対象となるシステムやプロセスが保証を行うには十分に成熟していないためである。しかし、本規格全体には、鉱山ライフサイクルの操業前段階での実施が求められる重要なパフォーマンス領域や個別の要件も存在する（パフォーマンス領域4：新規プロジェクト、拡張および移転、パフォーマンス領域12：関与、パフォーマンス領域14：先住民などが含まれる）。これらのパフォーマンス領域の一部の要件は、事業所が鉱山ライフサイクルの該当段階をすでに過ぎている場合には適用されない（すなわち遡及的には適用できない）。しかし、この規格には、操業段階においても同じテーマ（継続的な悪影響の管理など）を対象とする要件がしばしば含まれている。

最終的な統合鉱業規格がCMSI理事会によって承認されると、規格への適合を目指す事業所については、CMSI理事会による承認後に建設段階に入る場合、新規プロジェクトに関連する要件が適用されることが想定されている。この規格における新規プロジェクト関連の要件（例：パフォーマンス領域4：新規プロジェクト、拡張および移転）は、1回の保証サイクルにおいて適用範囲とすることが意図されている。その後は「新規プロジェクト」が既存の事業所となり、これらの要件は適用されなくなる。

この規格は探査段階には直接適用されないが、関与、先住民との関係、人権の尊重、社会的および環境的影響の管理といった個別の要件は、探査を含む鉱山ライフサイクルの初期段階において適切に実施することが極めて重要である。したがって、この規格は、プロジェクトが進展し鉱山ライフサイクルの操業段階へ移行する中で、探査段階において必要とされる事項を示す有用な指針となるはずである。統合鉱業規格は、事業所の操業開始時期や特定の決定がなされた時期にかかわらず、ある特定の時点において、その事業所のパフォーマンスおよびマネジメントシステムを要件に照らして評価するよう設計されている。また、パフォーマンス領域24：閉鎖における多くの要件は、鉱山の操業段階（あるいはそれ以前）に適用されることに留意すべきである。

パフォーマンス領域の適用性

24のパフォーマンス領域における詳細な要件を示す前に、それぞれのパフォーマンス領域の適用性や、他のパフォーマンス領域との関連性についての説明がある。特定の文脈、既存の状況、人口動態、または事業所の操業特性によって、一部のパフォーマンス領域は適用されない場合がある。一例として以下が挙げられる。

- 事業所において特定の活動が存在しない場合（例：パフォーマンス領域4：新規プロジェクト、拡張および移転、小項目2 土地取得および移転は、移転を実施していない事業所には適用されない）。
- 事業所に特定の条件や影響を受け得る利害関係者および権利保持者が存在しない場合（例：パフォーマンス領域14：先住民は、事業所の操業によって先住民が存在せず、または影響を受けていないことが確認されている場合には適用されない）。
- 事業所に特定の技術的または操業上の特性が存在する場合（例：パフォーマンス領域23：循環型経済、小項目2 製錬所に対する追加要件は、製錬操業を行っている事業所にのみ適用される）。
- 事業所におけるプロジェクトライフサイクルの段階（例：パフォーマンス領域4：新規プロジェクト、拡張および移転、小項目1 環境・社会的影響評価には操業前の要

件が含まれるが、すでにその段階を経た長年稼働中の既存鉱山には適用されない場合がある)。

一部のパフォーマンス領域には適用性の「スクリーニング」があり、事業所は特定の条件が満たされているかを評価し、適用の可否を判断する必要がある。例として、パフォーマンス領域11：セキュリティ管理が挙げられる。いずれの場合も、適用外と判断した事業所の理由は、保証プロセスにおいて事業所が提供する証拠や事業所（および事業所との協議）に基づき、保証提供者によって検証されなければならない、その内容は保証報告書で公開される必要がある。

統合鉱業規格全体を通じて、一部の要件には「該当する場合」「適用可能な場合」「必要に応じて」「適切に」といった表現が含まれることがある。これらの表現は、その要件が普遍的ではなく、各事業所の特定の文脈、既存の状況、人口動態、または操業特性に依存することを意味している。特定のパフォーマンス領域、小項目、または要件を「適用外」と判断する理由を明確に特定し、文書化する責任は事業所にある。この判断は、客観的な証拠、関連データ、および要件の意図に対する明確な理解に基づかなければならない。

異なるパフォーマンス領域にまたがる類似要件

この規格には、非常に密接に関連している、または重複している、あるいはいくつかの場合には複数のパフォーマンス領域で同一に見える要件が存在する。例えば、先住民の文化遺産に関する要件は、パフォーマンス領域14：先住民とパフォーマンス領域15：文化遺産に含まれている。この重複/繰り返しは、各パフォーマンス領域の完全性を確保し、関連するパフォーマンス領域にわたる特定要件の重要性を反映するために意図的に設けられている。しかし、2つのパフォーマンス領域の要件が同一または類似している場合、それらは一体として実施されることが意図されている。

5) マネジメントシステムのアプローチ

マネジメントシステムの要件は、この規格の各パフォーマンス領域に組み込まれている。これにより、多様なテーマ領域にわたるマネジメントシステムの実施に対し、的確かつ調整されたアプローチが可能となる。パフォーマンス領域は、ISO規格で一般的に採用されているアプローチに沿って、計画、実行、評価、改善（PDCA）サイクルに従うことを意図している。

各パフォーマンス領域の**良好な実務への移行水準**に定められた要件から始まり、この規格は対象となるテーマに関連するマネジメントシステムの基本要素を示している。一般的に、**良好な実務への移行水準**には、コミットメントや方針の確立、責任や担当の割り当て、リスクの評価、マネジメント計画の策定に焦点を当てた要件が含まれている。これらの行動は一

一般的に、PDCAサイクルの計画段階に相当する。事業所が*良好な実務水準*に進む際には、策定したマネジメント計画を実施している証拠を示す必要があり、これはサイクルの実行段階にあたる。評価は、事業所が規格に参加するために実施しなければならないCMSI保証プロセスと、規格全体に組み込まれている複数の要件によって担保されている。これらの要件は、内部または外部のレビューおよび/または有効性評価を実施し、システムが定められた期待に込んでいるかどうかを確認することを求めている。サイクルの改善段階は、いずれかのパフォーマンス領域における*良好な実施への移行*または*良好な実施*レベルの要件を完全に満たしていない事業所が、継続的改善計画を策定し、公表し、その計画の実進を進めることが期待されていることで担保されている。

計画－実行－評価－改善（PDCA）プロセスの順守と、CMSIのパフォーマンス領域が産業レベルで重要な環境（および社会）側面の特定を含む包括的な内容を扱っていることにより、事業所が*ISO 14001:2015 環境マネジメントシステム*の期待に沿った包括的なマネジメントシステムを備えることが、CMSIの意図である。ISO 14001との整合性に加え、特定のパフォーマンス領域は他のさまざまなISO規格とも整合するように策定されている。例えば、パフォーマンス領域9：安全で健康的かつ尊敬される職場は、*ISO 45001:2018 労働安全衛生*との整合を意図しており、パフォーマンス領域20：気候変動対策は、*ISO 50001:2018 エネルギーマネジメントシステム*との整合を目的としている。

6) パフォーマンス・スコアリングと主張

パフォーマンススコア、報告および主張の詳細は、*保証プロセス*と*主張ポリシー*で完全に説明されている。ここでは、この規格に関連する全体的な設計と適用を示す概要を提供する。

事業所が3年サイクルのどの段階にあるかに応じて、自己評価または独立した保証レビューのいずれかに基づき、各事業所にはパフォーマンス領域ごと、または複数の小項目を含むパフォーマンス領域では小項目ごとに、そのパフォーマンス水準を示す「スコア」が付与される。パフォーマンス水準（*良好な実務への移行*、*良好な実務*、*先進的実務*）は、事業所がそのパフォーマンス水準におけるすべての適用要件に加え、下位のパフォーマンス水準におけるすべての適用要件を満たした場合にのみ到達できる。例えば、パフォーマンス領域19：生物多様性、生態系サービスおよび自然において*良好な実務*レベルに到達するためには、*良好な実務*レベルにおける6つの要件すべてと、*良好な実務への移行*レベルにおける7つの要件すべてを満たさなければならない（すべてが適用されると仮定した場合）。適用される*良好な実務*の要件の一つ以上を満たしていない場合、そのパフォーマンス領域のスコアは*良好な実務への移行*となる。

この規格には24のパフォーマンス領域があり、その多くは複数の小項目を含んでいる。規格全体では合計48の小項目があり、最大で48のパフォーマンススコアが公開されることになる。事業所がパフォーマンス領域（または小項目）を適用外と指定した場合、事業所の独立した保証提供者は**保証プロセス**の一環として提示されたその理由を確認し、その理由は保証報告書の一部として開示されなければならない。パフォーマンススコアは、**主張ポリシー**に従い、事業所レベルでの総合スコアを含めて公開される。

主張は**主張ポリシー**の詳細に従ってのみ発行される。事業所が以下のすべてを達成しない限り、主張は発行されない。i) 総合スコアが少なくとも80%であること、ii) すべての適用可能なパフォーマンス領域が少なくとも**良好な実務への移行水準**にあること、iii) 適用可能なパフォーマンス領域の80%が**良好な実務水準**にあること、iv) 統合鉱業規格の各柱につき、少なくとも4つのパフォーマンス領域が**良好な実務水準**に達していること。パフォーマンス主張を維持するためには、事業所は1回の保証サイクル内に、すべての適用可能なパフォーマンス領域で**良好な実務レベル**に到達するよう、不足を解消しなければならない。詳細については**主張ポリシー**を参照。

7) 用語集と解釈指針

統合鉱業規格内で斜体で示されている語句は、各パフォーマンス領域の末尾にある**用語集と解釈指針**セクションに含まれている。最も頻繁に使用される語句の多くは、各パフォーマンス領域で繰り返し定義する代わりに、規格冒頭の**包括的用语集**にまとめられている。

可能な限り、用語と定義の一貫性が適用されている。しかし、パフォーマンス領域の特定の文脈や要件の文言を反映するために、用語や表現があえて異なる形で使われている場合もある。例えば、「systems（システム）」が使われる場合もあれば、「processes（プロセス）」が使われる場合もある。「avoid（防ぐ）」は文脈に応じて「prevent（防ぐ）」と同義で用いられる。また、「mitigation hierarchy（緩和の優先順位）」という用語の使い方も、文脈によって若干異なる（以下参照）。

8) 主要な用語と指針

規格の確認を支援するため、以下にいくつかの主要な用語を定義または明確化する。

- a. **法令遵守** — 法令遵守はパフォーマンス領域2：ビジネス・インテグリティで扱われている。適用法と統合鉱業規格の要件との間に矛盾が生じた場合、事業所は適用法に違反しない範囲で、適用法または本規格のうち、より厳格な方に従うことが求められる。規格内の異なるパフォーマンス領域にわたる要件には、「現地法に準拠して」などの表現は含まれていない。これは重複を避けるためである。
- b. **反復的な行動を求める要件** — 例外的な場合を除き、反復的な行動を伴う要件に対応するために必要な頻度は特定していない（例：試験、更新、監視、レビューなど）。その

代わりに「定められた間隔で」という表現を用いており、事業所が反復的な行動の頻度をあらかじめ定めることを求めている。要件が「一度限り」または（地域社会との関与のような）継続的なプロセスである場合には、「定められた間隔で」という表現は使用されない。

- c. **既に存在するプロセスを対象とする要件** — 要件がシステム、仕組み、方針、計画の策定や設計（例：「苦情処理メカニズムの確立」「マネジメント計画の策定」）を求めている場合でも、統合鉱業規格の意図や具体的要件を明確に満たしている同等のシステムやプロセスが既に存在するのであれば、事業所が新たに作成する必要はない。その代わりに、事業所は既存のシステムやプロセスが稼働しており、有効であり、かつ規格の関連要件に整合していることを証拠として示さなければならない。
- d. **「回避」または「防止」など否定形で示される要件** — 影響の回避や防止に関する要件（例：「移転を回避する」、「重要な居住地への重大な影響を回避する」）については、既存の**事業所**が、過去にその回避が効果的に実施され、現在も維持されていることを証拠として示すことで、適合を証明できる。これには以下が含まれる場合がある。
 - a. 回避が検討され、実行可能な場合には実施されたことを示す文書化された意思決定プロセス（例：敏感な地域を避けるためのサイト選定、インフラの経路設定、移転を防止した設計上の決定など）。
 - b. 現在の状況においても当初の回避戦略が有効であることを示す継続的な監視と管理。
 - c. 完全な回避が不可能であった場合には、決定当時に緩和の優先順位が効果的に実施されたこと、ならびに残存する影響が継続的に管理されていることを示す証拠。

既存のシステムと過去の行動の両方について、立証責任は**事業所**側にあり、既存の慣行または過去の決定を通じて、規格の要求事項の意図が満たされていることを保証提供者に証明する。

- e. **方針のコミットメント** — 規格の要件が方針の策定や公的なコミットメントを求める場合、これは企業レベルまたは事業所レベルのいずれでも行うことができる。方針は独立したものでも、統合的または既存のコミットメント/方針の一部としてもよい。
- f. **公開** — これは、企業のウェブサイトや地域での開示など、公衆に向けて行われる情報開示を指す。事業所レベルでの開示要件は、要件に別途規定がない限り、企業レベルでの開示によって満たすことができる（例えば、地域社会のように特定の利害関係者グループを対象とした開示が求められる場合。例：パフォーマンス領域13：地域社会への影響と利益、小項目13.2 地域社会の開発と利益、良好な実務、要件9）。開示は、データプライバシーの維持、データ保護規制の遵守、または商業上の機密性や弁護士秘匿特権を確保するために必要な場合には制限されることがある。

- g. **緩和の優先順位の使用** — まず影響を防止し、その後に最小化、緩和、補償へと進むという環境条約の考え方を必要に応じて適用している。ただし、人権のように補償が適切でない場合もあり、その点は権威ある参照基準である国連ビジネスと人権に関する指導原則に明確に規定されている。
- h. **新規プロジェクト** — 鉱業の文脈における「プロジェクト」とは、探査段階の後に続き、鉱山操業が操業段階に入るまでの操業前または「開発」段階を指す。既存の操業や拡張に関連しない、またはそれに含まれないプロジェクトは「新規プロジェクト」とされる。この区別は、特にプロジェクト開発、ベースライン調査、初期の利害関係者関与に関連する特定のパフォーマンス領域や要件の適用性にとって重要である。一部のパフォーマンス領域（例：パフォーマンス領域4：新規プロジェクト、拡張および移転）には、事業所が「新規」か「既存」かという状況に基づいた特有の適用性の考慮事項がある。
- i. **既存操業** — 商業生産を開始し、積極的に実施している鉱山サイトまたは操業を指す。これには、拡張、再開、または大幅な改変を行う操業も含まれる。しかし、既存操業に対する大幅な変更は、新規プロジェクト要件を発動させる可能性があり、特にパフォーマンス領域4：新規プロジェクト、拡張および移転やPA13：地域社会への影響と利益に関係する。大幅な変更には、大規模な拡張や、地域社会、労働者、環境に潜在的に重大な悪影響を及ぼすその他の操業変更が含まれる。
- j. **企業レベル要件** — これは、親会社や企業体全体の方針、戦略、ガバナンス、監督機能に関連する要件を指す。これらはグループ全体で策定され、複数の事業所やサイトに適用される場合があるコミットメント、システム、または開示を反映している。例としては、包括的な企業方針、エンタープライズリスクマネジメントの枠組み、統合的なサステナビリティ報告などがある。この規格は本来、事業所レベルでの実施と保証を想定して設計されているが、特定のパフォーマンス領域（例：パフォーマンス領域1：企業要件）に規定されている要件の中には、明示的に企業レベルのものがあり、企業レベルで保証される必要がある（組織が単一サイトで構成されている場合を除く）。
- k. **事業所レベル要件** — これは、各操業（事業所）において直接実施、管理、そして保証される要件を指す。これらは事業所特有の活動、影響、パフォーマンス、モニタリングに対応する。例として、事業所特有の環境マネジメント計画、地域社会との関与プロセス、特定の鉱山における労働者の安全手順、環境パフォーマンスの地域的モニタリングなどが挙げられる。
- l. **プロジェクトライフサイクル全体に適用される要件** — これは、初期の探査から操業、閉鎖、閉鎖後に至るまで、鉱業プロジェクトの各段階を通じて継続的、持続的、または発展的に適用される要件を指す。これらの要件は、持続的な取り組み、適応的なマネジメント、定期的な監視、そして長期的なコミットメントを必要とする。また、時間の経過とともに影響や責任が変化し得ることを前提とし、継続的な注視と管理を必要とする。例えば、パフォーマンス領域19 生物多様性、生態系サービスおよび自然では、探査の

可能な限り早い段階から緩和の優先順位を適用し、プロジェクトライフサイクル全体を通じて継続することが求められている。他の例としては、パフォーマンス領域6 関与における影響を受ける地域社会との継続的な関与、パフォーマンス領域18 水資源管理における水質の継続的監視、パフォーマンス領域24 閉鎖における段階的な修復が挙げられる。これらの要件は、これらの要件は、特定の明確な時点や、特定の条件やマイルストーンに到達した際に満たされる、または評価される義務とは対照的である。そのような要件は、多くの場合、環境・社会影響評価の実施、方針や手順の策定、公開といった個別の行動を伴う。



包括的用語集

統合鉱業規格用語

保証プロセス：外部保証を実施する **保証提供者** に対する最低要件を定め、遵守すべきプロセスを規定する。また、事業所が資格を有し認定された **保証提供者** を採用する際に、明確で一貫したプロセスに従うことを確保するための要件と期待事項も定めている（*CMSI保証プロセス参照*）。

保証提供者：統合鉱業規格への **事業所の適合性** を検証する **保証活動** を実施するために認定された独立した主体（*CMSI保証プロセス参照*）。

パフォーマンス領域 (PA)：統合鉱業規格で扱われる24の個別の番号付きテーマ。

パフォーマンス水準：

- **良好な実務への移行**。これは、業界の最低基準に適合する出発点であり、**事業所**がその上に立ってパフォーマンスを構築し改善できるものである。**良好な実務への移行レベル**にある企業は、責任ある鉱業にコミットしているが、依然として**良好な実務**や業界標準の実施に向けた「途上」にある。
- **良好な実務**。これは、業界標準や国際的な規範、枠組み、指針に沿った実務水準である。**良好な実務**は、責任ある鉱業企業が最終的に到達すべきパフォーマンス水準である。
- **先進的実務**。これは、責任ある業界の**良好な実務**を超え、リーダーシップや最良の実務を示す水準である。

要件：各達成水準には番号付きの**要件**があり、規格を満たすために必要な具体的なコミットメント、方針、手順、プロセス、または行動を示している。2つのPA領域の要件が同一または類似している場合、それらは一体として実施されることが意図されている。

一般用語集

悪影響：社会、環境、人権に関連するものを含む、**事業所**が引き起こすまたは寄与する可能性がある、あるいは直接的に関連する負の影響を指す。実際の**悪影響**はすでに発生した、または現在発生している悪影響を意味し、潜在的**悪影響**は将来発生する可能性のある悪影響を意味する。

影響を受ける利害関係者：**事業所**の操業、行動、決定によって影響を受ける個人、集団、組織、またはその正当な代表者。（「**利害関係者**」も参照）。

定められた間隔：定められた間隔が必要とされる場合、その頻度は関連する手順または関連文書で規定されなければならない。その文書には頻度を設定した理由が記載され、通常はリスクに基づいて決定される。

監査:明示的に合意された規定基準への適合性を、正式かつ体系的に、文書化して検証すること。監査は、関連する証拠を体系的に収集・文書化し、それに基づいて定められた基準への適合度を評価・報告する。監査には一定の判断が伴うが、不備の根本原因を特定することを目的としてはいない。監査は、内部または外部の専門家によって実施される。内部監査は、適切な知識と能力を備えた企業の従業員によって実施される。これらの従業員は、監査対象となる事業所の管理に対して公平かつ客観的でなければならない。例えば、別の事業所や企業レベルで勤務している場合がある。独立監査は、監査対象の組織外部の監査人によって実施される。これらの監査人は、監査プロセス全体を通じて客観的な視点を維持し、調査結果や結論が証拠のみに基づくことを確保する。³

監査人:一連の基準への適合を検証するために監査を実施する個人または企業。監査は内部または外部の専門家によって実施される。内部監査は、適切な知識と能力を備えた企業の従業員によって実施される。これらの従業員は、監査対象となる事業所の管理に対して公平かつ客観的でなければならない。例えば、別の事業所や企業レベルで勤務している場合がある。独立監査人は、公平性を確保し、利益相反を回避するために、監査対象となる組織から独立していなければならない。監査人は、監査対象となる規格に特化した適切な資格、専門知識、訓練を有していなければならない。監査人は、認定された認証機関や規格策定機関によって認定を受ける場合がある。

ベースラインデータ:既存の状況（または特定の時点で存在していた状況）を記述したもので、比較の基準点（例：プロジェクト実施前の状態）を提供する。これにより、比較対象（例：影響発生後の状態）との変化を定量化できる。⁴

ビジネスパートナー:事業所が契約関係を持つ事業体を指す。ビジネスパートナーには、請負業者、代理人、サプライヤー、国内外の仲介業者や取引業者、ジョイントベンチャーのパートナーが含まれる。また、警備会社や人材紹介会社などのサービス提供者、その他統合鉱業規格の範囲内でデューデリジェンスの対象となる第三者も含まれる。ビジネスパートナーには顧客や最終消費者は含まれない。⁴

ビジネス関係:事業所の操業、製品、サービスに寄与する製品やサービスを供給する、ビジネスパートナー、下請業者、フランチャイズ加盟企業、投資先企業、ジョイントベンチャーのパートナー、サプライチェーン上の事業体との関係を指す。事業関係には、契約上の関係や「一次」または直接的な関係を超えるものも含まれる。事業所が実際の、または潜在的な悪影響を特定、防止、緩和できる能力は、事業関係の種類やその他の要因によって異なる。⁵

協働する/協働:1つ以上の組織、団体、または個人と建設的に関与し、（行動、活動、計画などを）共同で進め、単独で取り組むよりも望ましい成果を得ることを目的としている。

ISO 19011 (2018) および [TSM Safe Healthy and Respectful Workplaces](#) (2023) ³より引用

[銅マーク基準ガイド](#) (2023年) ⁴より引用

[経済協力開発機構 \(OECD\) 責任ある企業行動のためのデューデリジェンス・ガイダンス](#) (2018年版) ⁵より引用

コミットメント：企業が自らの活動や事業関係の遂行に関する責任、約束、または期待について公的に表明した一つ以上の声明。

会社：事業活動を行う法人。

企業レベル：「企業レベル」という用語は、統合鉱業規格全体で用いられる用語で、企業全体を対象とする。以下で定義される「事業所」レベルとは異なる。

環境的・社会的影響評価 (ESIA)：提案されたプロジェクトの潜在的な環境的および社会的影響を予測・評価し、代替案を検討し、適切な予防、緩和、管理、監視の措置や計画を策定するプロセス。

確立：（責任、仕組み、方針、プロセス、慣行、システム、ベースライン、目標やターゲットなど）を設定または定義すること。

事業所：「事業所」という用語は、統合鉱業規格全体で使用される用語で、「サイト」または「操業」を指す。事業所には、企業の操業管理（すなわち管理および監督）下にあるすべての操業活動の範囲（例：鉱山、関連インフラ、発電所などの付帯事業所、製錬所等）が含まれる。

実施：計画、プログラム、システム、方針の意図を具体的に反映し、実現を確保すること。そのために、計画立案、コミュニケーション、訓練、プロセスや慣行の定義と実行、監視、そしてこれらの活動が意図に沿っているかどうかの有効性評価といった具体的な手段や行動を伴う。

独立監査/独立監査人：上記の監査の定義を参照。

独立レビュー：外部の主体によって実施される独立した評価で、前回のレビューからの行動の状況や関連する行動の有効性を評価することにより、継続的改善を確保することを目的としている。この独立レビューのプロセスは、改善の機会を特定し、それに関連する行動計画を記述するものでなければならない。独立レビューはまた、法令遵守、規格・方針・コミットメントへの適合、是正措置の状況を含め、事業所およびそのマネジメントシステム全体のパフォーマンスに関する重要な課題の要約も提供しなければならない。

独立レビューによる効果検証：取り組みやマネジメントシステムが意図した目的を効果的に達成しているかどうかを、外部の独立した主体が評価すること。計画された活動がどの程度実現されたか、そしてパフォーマンス目標や指標がどの程度達成されたかの両方を考慮する。検証される結果はレビューの範囲に依存するが、上記に加えて、適合義務の履行、不適合および是正措置、監視結果、パフォーマンス目標達成を支える資源の適切性、実務者やエンドユーザーからのフィードバック、利害関係者からのその他の関連情報やフィードバックなどが含まれる場合がある。

内部レビュー：内部レビューは、前回の内部レビューからの行動の状況や関連する行動の有効性を評価することにより、継続的改善を確保することを目的としている。内部レビューの

プロセスは、改善の機会を特定し、それに関連する行動計画を記述するものでなければならない。内部レビューはまた、法令遵守、規格・方針・コミットメントへの適合、是正措置の状況を含め、事業所およびそのマネジメントシステム全体のパフォーマンスに関する重要な課題の要約も提供しなければならない。

有効性に関する内部レビュー：評価対象となるマネジメントシステムが意図した成果を達成しているかどうかを内部的に評価すること。計画された活動がどの程度実現されたか、そしてパフォーマンス目標や指標がどの程度達成されたかの両方を考慮する。検証される結果はレビューの範囲に依存するが、上記に加えて、適合義務の履行、不適合および是正措置、監視結果、パフォーマンス目標達成を支える資源の適切性、実務者やエンドユーザーからのフィードバック、利害関係者からのその他の関連情報やフィードバックなどが含まれる場合がある。

マネジメントシステム：一連の運用手順、慣行、計画、および関連文書であり、方針を実施し、目的を達成するために必要な業務を遂行するために策定されるもの。これには、規格で対象とされる分野に関連する悪影響や、事業所の活動に伴う「側面」の回避および管理が含まれる。これらの分野において、マネジメントシステムに含まれる典型的な手順は、課題の特定と評価、目標の設定、行動計画の策定と責任の割り当て、手順の確立・コミュニケーション・訓練を通じた行動計画の実施、進捗の監視と追跡、そして特定された課題の是正および防止のための対応を含む。最終段階は、側面と目標のレビューを行い、必要に応じて行動計画を調整し、将来の訓練に向けて「得られた教訓」を記録することである。マネジメントシステムは統合され、複数の側面に対応する場合がある。例えば、環境マネジメントシステムは、生物多様性、温室効果ガス排出、エネルギー効率、廃棄物管理などに対応することができる。⁶

監視：ベースライン評価に情報を提供したり、実施された対策の有効性を内部的にレビューするための、明確に定義された方法および/または指標を指す（例：定期的かつ一貫したデータ収集や各種情報源からのフィードバック）。

公開：ウェブサイトやその他の形式を通じて一般に公開すること。データプライバシーの維持、データ保護要件、または弁護士秘匿特権を確保するために必要な場合、開示は制限されることがある。公開は企業レベルまたは事業所レベルで行うことができるが、要件で「企業レベルでの公開」と特定されていない限り、事業所レベルの情報を含めて区分して示す必要がある。

合理的：現在の知識や利用可能なデータに基づき、事業所が十分な注意と配慮をもって行うことが期待される措置、努力、行動を指す。それは、適切な範囲で実行可能であり、現行の規格、法律、利害関係者の期待に合致していることが求められる。

関連情報：事業所が関連情報を公開する場合、その情報には関連するデータに加え、関連する分析結果や文脈化の内容を含める必要がある。

救済：人権への悪影響に対して救済を提供するプロセス、またその悪影響を相殺し、または回復する実質的な成果を指す。成果は、謝罪、原状回復、リハビリテーション、金銭的または非金銭的補償、再発防止の保証など、さまざまな形を取り得る。国家もまた、刑事・行政を問わず懲罰的制裁を通じて、あるいは差止めなどによる被害の予防を通じて、救済の提供に関与することがある。

報告：特定のパフォーマンス領域に関連する方針や実績に関する情報を、国際的な報告枠組みに沿った形式で、少なくとも年1回公表する。

リスク：事業所が引き起こす可能性のある、または関与する、あるいは直接結び付けられる潜在的な悪影響を指す。リスクは、被害の発生可能性とその範囲および深刻さの組み合わせとして定義される。すなわち、リスクはa) 発生確率、b) 被害の範囲（例：影響を受ける人数）、c) 被害の深刻さ（損害の種類）の組み合わせで構成される。

権利-保持者：権利保持者は特定の義務主体（特定の義務主体（例：人権を尊重・保護・充足し、人権侵害を控える特定の義務や責任を負う国家または非国家主体）に関連して、特定の権利を有する個人または社会集団を指す。一般的には、すべての人間が世界人権宣言の下で権利保持者である。特定の文脈においては、先住民のように、人権が十分に実現、尊重、または保護されていない特定の社会集団が存在することが多い。⁷また、土地や場所、価値に対して伝統的または歴史的なつながり、帰属意識、関係を有する個人や集団も含まれ得る。

重大な悪影響：悪影響の重大性は、その深刻さと持続期間によって決まる。影響の深刻さは、その規模、範囲、不可逆性によって左右される。規模は悪影響の大きさ/程度を指す。範囲は影響を受ける個人の数や環境被害の程度など、影響の及ぶ範囲を意味する。不可逆性は、悪影響を軽減する能力に限界があることに関わる。影響の持続期間（短期か長期か）も、影響の深刻さに影響を与える重要な要素である。⁸

利害関係者：統合鉱業規格で対象とされるパフォーマンス領域に関連する権利や利益を有し、事業所の事業活動に伴う悪影響を受ける、または受ける可能性のある個人、集団、組織、あるいはその正当な代表者（利害関係団体、政府機関、企業など）を指す。これには、政治家、商業・産業企業、労働組合、学術関係者、宗教団体、国内の社会・環境団体、公共部門の機関、メディア、地域社会などが含まれ得る。正当な代表者には、労働組合のほか、人権への事業影響に関する経験や専門知識を有する市民社会組織なども含まれる。⁹

サプライヤー：事業所の事業活動や製品・サービスに寄与する製品やサービスを供給するサプライチェーン上の主体。

⁷ICMM人権デューデリジェンスガイド（2023年）より引用

⁸OECD責任ある企業行動のためのデューデリジェンス・ガイダンス（2018年）⁸より引用

⁹銅マーク基準ガイド（2023年）⁹より引用

サステナビリティ・リスク：サステナビリティ・リスクとは環境・社会・ガバナンスの取り組みに関連するリスクを指す。最低限、以下のリスクが含まれる。

- 国連 ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）で定義される人権に関連するリスク、
- OECD紛争影響および高リスク地域における鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイダンス附属書IIで定義される武力紛争に関連するリスク、
- 欧州議会および理事会による2024年6月13日付企業サステナビリティ・デューディリジェンスに関する指令（EU）2024/1760（同指令は指令（EU）2019/1937および規則（EU）2023/2859を改正）附属書第1部および第2部で定義されるリスク
- 欧州議会および理事会による2023年7月12日付「電池および廃電池に関する規則（EU）2023/1542」附属書Xで定義されるリスク。

回避不可能な影響：行為によって必然的に生じ、**緩和**が実行不可能な重大な影響を指す。

脆弱で過少に代表されている利害関係者および権利保持者：悪影響に対してリスクが高く、それに対処する能力が低いと特徴付けられる集団および/または個人を指す。このような脆弱性は、性別、年齢、障害、民族性、先住性、宗教、歴史的な排除や周縁化、その他資源や開発機会へのアクセス能力に影響を及ぼす基準など、社会経済的状况に基づく場合がある¹⁰

パフォーマンス領域1：企業要件

目的：取締役会レベルでサステナビリティに関する明確な説明責任と意思決定を定義し、政府への支払いを含むサステナビリティの実績を年次で報告することで、事業慣行の透明性と説明責任を高める。最新のサステナビリティ・リスク登録簿および企業危機対応計画を維持し、潜在的なリスクや危機への備え、緩和、管理を行う。

その他の関連パフォーマンス領域：

- 2 ビジネス・インテグリティ
- 4 新規プロジェクト、拡張および移転
- 8 多様性、公平性、包括性
- 10 緊急事態への備えと対応
- 12 関与
- 20 気候変動対策
- 23 循環型経済

適用可能性：本パフォーマンス領域の要件は、企業レベルで実施および保証されることを意図している。ただし、特定の状況（例：単一の事業所しか持たない組織）では、鉱物収益の開示（小項目1.3）のように、一部の要件を事業所レベルで実施し、保証することができる。

小項目1.4項の要件は、企業のリスク管理システムの一部として、事業所レベルまたは企業レベルで実施することができる。リスクの評価、優先順位付け、対応のプロセスは、各パフォーマンス領域におけるリスク管理に関する類似またはより具体的な要件と統合されるべきである。

小項目1.5 企業危機管理では、企業レベルでの危機への備えと対応に関する要件を扱う。パフォーマンス領域10：緊急事態への備えと対応では、事業所レベルの緊急事態への備えと対応を扱う。

レベル	必要条件
1.1 企業の説明責任	
良好な実務への移行	1. 全社的な持続可能性の実践と実績について責任を負う個人を経営幹部から指名する。
	2. 本規格のパフォーマンス領域を網羅する適用可能な方針やコミットメントを、企業レベルおよび/または事業所レベルで公開する。

良好な実務	1. 取締役会および上級管理職レベルでの説明責任と内部報告プロセスを確立し、企業全体のサステナビリティの実践と実績に関するリスク管理、ガバナンス、 <u>監督</u> を行う。
	2. 本規格の適用可能なパフォーマンス領域が、事業所の設計・操業・ <u>閉鎖</u> 、さらには合併・買収・事業売却に関連するものを含め、企業戦略および投資意思決定に統合されていることを示す。
	3. 持続可能性の指標を上級幹部の報酬に組み込む。
先進的実務	1. 本規格における良好な実務または先進的実務の達成に関連するサステナビリティ指標を、上級経営幹部の報酬に組み込む。
	2. 取締役会にサステナビリティ事項を専門に扱う委員会を設置する。

レベル	必要条件
1.2 サステナビリティ報告	
良好な実務への移行	1. 外部への企業開示に含めるため、重要なサステナビリティ関連のリスク、影響、機会を特定する。
	2. 全社的な持続可能性に関する方針、慣行、実績に関する報告書を毎年公開する。
良好な実務	1. 国際的に認知された報告基準に沿って、影響の重要性に対応した全社的な持続可能性報告書または統合報告書を毎年公開する。
先進的プラクティス	1. 影響の二重の重要性を扱う、国際的に認められた報告基準に沿った、企業全体の年次サステナビリティ報告書または統合報告書を公開する。
	2. 年次サステナビリティ報告書における重要課題について、独立した保証を実施する。

レベル	必要条件
1.3 鉱物収入の透明性	
良好な実務への移行	<ol style="list-style-type: none"> 1. 採掘産業透明性イニシアティブ（EITI）の原則に則り、<i>鉱物資源の責任ある管理への支援を公表する。</i> 2. 国およびプロジェクト・レベルで、政府への<i>重要な支払いを公開する。</i>
良好な実務	<ol style="list-style-type: none"> 1. EITI実施国に所在する事業所については、EITI要件に従い、毎年以下を公開する。i) 政府への<i>重要な支払い</i>（国別およびプロジェクト別）、ii) 各国のEITI実施の文脈で合意されたその他の関連開示事項。 2. EITI実施国以外に所在する事業所については、EITI、または存在する場合は国内規制に従い、政府への<i>重要な支払い</i>を国別およびプロジェクト別に公開する。 3. ホスト国政府との新たな<i>鉱物開発契約を公開するか</i>、公表先へのリンクを開示する。
先進的実務	<ol style="list-style-type: none"> 1. <i>EITI支援企業に求められる適用可能な要件を実施する。</i> 2. EITI基準に従い、<i>事業所の実質的所有者を公開する。</i>なお、上場企業については証券取引所名を開示し、それ以外については適用される規制および上場要件で求められる事項を実施する。 3. EITIを実施していない国に所在し、同等の規制も存在しない事業所については、<i>受入国政府に対しEITIへの加盟/実施を促す</i>、および/または同じ目的を持って設計された地域の取組みを支援する。 4. 受入国政府との既存の<i>鉱物開発契約を公開するか</i>、それらが公開されている場所へのリンクを開示する。 5. 政府への支払いを、サステナビリティまたは財務開示に関する<i>独立した保証の対象範囲に含める。</i>

レベル	必要条件
1.4 リスク評価	
良好な実務への移行	1. 現地の利害関係者、権利保持者、労働者、環境に影響を与えるものを含め、本事業所の活動に関連するリスクを評価する責任を負う個人を特定する。
	2. 本基準の該当するパフォーマンス領域で特定されたものを最低限含め、事業所に関連する主要なリスクを評価し、優先順位をつけること。
良好な実務	1. 優先リスクのリスク登録簿を作成し、優先リスクのリスクオーナーを定め、それらのリスクを防止および/または軽減するためのマネジメントシステムや計画への関連付けを行うこと（該当する場合は本規格の要件に従うこと）。
	2. リスク評価プロセスに社内の関連チームを含める。
	3. 少なくとも年1回、内部レビューを実施し、リスク登録簿を更新する。
先進的プラクティス	1. 外部の利害関係者や権利保持者をリスク評価プロセスに参加させる。
	2. 定められた間隔で、取締役会または取締役会の委員会に対し、主要なリスクおよび関連する軽減策を報告する。

レベル	必要条件
1.5 企業の危機管理	
良好な実務への移行	1. 企業、その利害関係者、権利保持者、および環境に重大な影響を及ぼしうる発生する可能性のある信頼できる潜在的危機シナリオを特定する。

	<p>2. 危機対応を支援するために、特定されたシナリオに対応する企業危機対応計画（CCRP）の草案を作成する。</p>
<p>良好な実務</p>	<p>3. 危機対応とコミュニケーション計画に責任を持つ上級管理職を指名する。</p> <p>1. 最高経営責任者（CEO）の承認を得た企業危機対応計画を完成させる。CEOは、以下を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 役割、責任、報告体制を明確にした危機対応チームを編成する。 b. 事業所ベースの危機が発生した場合、企業がどのように事業所を支援し、調整するかについて述べる。 c. 企業に危機管理センターを設置する。 d. 危機発生時に、従業員やメディアを含む関係する利害関係者および権利保持者と、効果的かつ最新のコミュニケーションを維持する仕組みを含む。 e. 危機対応チーム、メディア、その他関係する利害関係者および権利保持者を含む連絡先情報を記載する。
	<p>2. 企業危機対応計画を起動する通知メカニズムをテストし、危機対応チームとともに年1回の「机上」演習を実施する。</p>
	<p>3. 3年ごとに完全な危機シミュレーション演習を実施する。</p>
	<p>4. 企業危機対応計画の社内レビューを実施し、更新する：</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 計画の実施に関与する人員に変更が生じた場合は、連絡先情報を更新する、 b. 特定された緊急事態および危機シナリオに重大な変更があった場合、および/または、 c. 少なくとも2年ごと。
<p>先進的 プラクティス</p>	<p>1. 2年に1度、完全な危機シミュレーション演習を実施する。</p> <p>2. 企業危機対応計画を少なくとも毎年見直し、更新し、必要に応じてシミュレーションに基づく改善や変更を取り入れる。</p>

用語集および解釈指針

保証：本パフォーマンス領域においては、サステナビリティ報告の**保証**とは、組織のサステナビリティ情報の正確性、完全性、信頼性を検証するプロセスを指す。これは、独立した第三者が組織のサステナビリティ・パフォーマンスを評価し、報告されたデータについて**保証**を提供するものである（下記：[年次サステナビリティ報告書の独立保証](#)も参照）。サステナビリティ**保証**は、認定された独立機関が**事業所の統合鉱業規格への適合**を検証する**保証プロセス**（[CMSI保証プロセス](#)参照）と関連しているが、これとは異なる。サステナビリティ**保証**は、パフォーマンス領域2：ビジネス・インテグリティで定義される**財務保証**とも区別される。

受益者：企業体を最終的に直接または間接的に所有または支配する自然人を指す。詳細については、[EITI要件2.5に関するガイダンスノート](#)を参照。

契約：契約開示に関する指針については、[契約に関するEITIガイダンス・ノート](#)を参照。以下の**契約の開示**も参照のこと。

企業危機対応計画：危機が発生した場合、**会社がどのように対応するか**をまとめた計画。危機対応計画は、企業レベルの**危機管理チーム**を明示し、その役割と責任を定義した管理文書であるべきである。この計画には、特定された脅威やリスクに対応するための手順を明示し、コミュニケーションのプロトコルを確立し、主要なメディアや利害関係者の連絡先情報を含め、従業員に**危機**を通知し最新情報を提供する仕組みを記載する必要がある。¹¹この計画には、**事業所で危機が発生した場合に企業レベルがどのように支援し、事業所と連携するか**を記載するとともに、その仕組みを**定められた間隔**で検証することも含める必要がある。

企業レベル：当該基準を実施する**事業所**を最終的に運営管理する法人を指す。

危機：企業の事業遂行能力に重大な影響を及ぼす可能性がある、または公衆、労働者および/または環境に重大な脅威をもたらす突発的な事象。この文脈において、**危機**とは企業および上級管理職の関与と対応を必要とするものであり、**事業所が自らの緊急対応計画に従って対処でき、かつ対処すべき緊急事態とは区別される**。以下のいずれかに該当する場合、**危機**が存在する、または発生しつつあるとみなされる。

- 緊急事態が公衆または従業員に重大な脅威をもたらしている。
- 緊急事態が政府の監視を招いている。
- **事業所が状況を完全に掌握できず、他の機関が主導権を握っている。**
- その状況が国内または国際的なメディアの関心を引いている。
- 状況が悪化する可能性が高く、即時の解決が見込めない。
- 企業の評判が損なわれる可能性がある、または利益や株価に脅威が及んでいる。

危機管理の対象となる事件には、産業上の緊急事態、自然災害、現地の医療が不十分な地域での医療上の緊急事態、物質の偶発的な放出、犯罪的または非犯罪的な状況に関連する行方

¹¹より引用[TSM危機管理とコミュニケーション・プランニング・プロトコル](#) (2018)

不明事件、誘拐、恐喝、爆破予告、爆弾テロ、政治的または市民的不安、現地当局による不法拘束などの政治的および治安上のリスク、企業または請負業者の従業員や地域社会の安全を脅かす可能性のあるその他の予期せぬ出来事が含まれる。

危機管理センター：危機対応センターとは、危機発生時に組織がコミュニケーションを維持できるようにするための、物理的および仮想的な事業所の組み合わせ、または仮想的な事業所のみで構成される事業所を指す。コミュニケーション手段には、必要に応じて危機対応チームのメンバー間、または危機対応チームと緊急対応要員との間の連絡が含まれる。これは、緊急通報担当者など緊急対応要員同士のコミュニケーションを円滑にすることに重点を置く緊急管理事業所とは異なる。

危機シミュレーション演習：危機シミュレーション演習とは、現実の危機的状況に対する組織の準備と対応をテストするために考案された架空のイベントである。危機シナリオを模擬し、参加者が管理された環境下で自らの役割やコミュニケーション手順を実践できるようにするものであり、計画や手順の強みと弱点を特定するのに役立つ。

現実の危機は、CCRPが実施され、危機後のレビューが行われ、必要であれば計画の修正が行われれば、危機シミュレーション演習の要件を満たすことができる。

契約の開示：財務的、非財務的、行政的条件を事業所ごとの契約ではなく規制で定義している法域においては、要件1.3 G3およびL2は適用されない。事業所が契約を開示することが実現不可能な国に所在する場合、その国特有の法的または実務的な開示の障壁を公開する必要がある。この理由は保証提供者によっても確認され、保証報告書に記載される。その他の場合、契約開示は契約に関するEITIガイダンスノートに従う必要がある。

二重の重要性：この重要性のアプローチは、インパクトの重要性を拡張し、サステナビリティ関連のテーマが、「財務的重要性」と呼ばれることが多い、短期・中期・長期にわたって企業の財務実績や財務状況に影響を及ぼす可能性のある重大なリスクや機会となり得ることも考慮する。

受入国政府の支援促進：この要件は、直接的な関与または国内または地域の鉱業協会を通じた間接的な関与によって満たすことができる。

EITI支援企業に対する期待：EITI支援企業に対する期待は、2023年EITI基準に示されている。¹² 要件1.3 LP1に関連して、支援企業に対する期待が適用されない例としては、事業所がEITI加盟国に拠点を持たない場合の期待1が挙げられる。

影響の重要性：組織が経済、環境、人々（人権への影響を含む）に与える最も重要な影響（正負両面）を表すサステナビリティ関連のテーマを定義するプロセス。影響の重要性は、投資家、従業員、顧客、サプライヤー、地域社会など複数の利害関係者の視点を考慮すべきである。

¹²採掘産業透明性イニシアティブ（EITI）支援企業への期待に関するEITIガイダンス（2022年）

年次サステナビリティ報告書の独立保証：サステナビリティ報告書の独立保証の範囲は、独立した保証提供者と協力して決定し、ISAE3000、AA1000などのサステナビリティ報告保証に関する国際基準に従う必要がある。その目的は、サステナビリティ報告書のあらゆる側面について必ずしも保証を提供することではない。

重要な支払い：開示の網羅性に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、支払いや収益は重要とみなされる。支払いには、税金、ロイヤルティ、署名ボーナス、その他政府へのあらゆる支払いや給付が含まれ得る。

ポリシー/コミットメント:要求される方針とコミットメント・ステートメントは、企業レベルまたは事業所レベルで採用することができ、規格の該当するパフォーマンス領域をカバーすべきである。

鉱物収益の責任ある管理に対する支援を公開する：事業所は、EITIまたは同等の国内規制に報告することで、この要件を満たすことができる。

権利保持者:権利保持者とは特定の義務主体（例：人権を尊重・保護・充足し、人権侵害を控える特定の義務や責任を負う国家または非国家主体）に関連して、特定の権利を有する個人または社会集団を指す。特定の状況においては、先住民のように、人権が十分に実現・尊重・保護されていない特定の社会集団が存在することが多い。

利害関係者：統合鉱業規格で対象とされるパフォーマンス領域に関連する権利や利益を有し、事業所の操業に伴う悪影響を受ける、または受ける可能性のある個人、集団、組織、あるいはその正当な代表者（利害関係団体、政府機関、企業など）を指す。これには、政治家、商業・産業企業、労働組合、学術関係者、宗教団体、国内の社会・環境団体、公共部門の機関、メディア、地域社会などが含まれ得る。正当な代表者には、労働組合のほか、人権への事業影響に関する経験や専門知識を有する市民社会組織なども含まれる。

机上演習：机上または円卓形式の演習は、危機管理やコミュニケーションのスキルを磨くうえで有効かつ費用対効果の高い手法であり、危機対応チームが自らの危機対応計画における弱点や欠落を特定するのに役立つ。イベントのスケジュールに基づき、ファシリテーターが危機対応チームや経営陣に対し、一連の状況を提示し、それらを意思決定や行動に移す前に分析・議論させる。ファシリテーターが外部の視点から課題を提示し、問題の複雑さや発生頻度を次第に高めていくことで、プレッシャーが加えられる。

参考文献：

- [企業サステナビリティ報告指令（CSRD）](#)
- [採取産業透明性イニシアティブ（EITI）支援企業に対する期待に関するガイダンス](#)
- [採取産業透明性イニシアティブ（EITI）EITI基準 2023](#)
- [採取産業透明性イニシアティブ（EITI）契約に関するガイダンスノート 2.4](#)

- 採取産業透明性イニシアティブ（EITI） EITI要件2.5：実質的所有者に関するガイダンスノート。
- グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）
- 国際財務報告基準（IFRS）サステナビリティ開示基準



パフォーマンス領域2：ビジネス・インテグリティ

目的：適用される法令を遵守するための体制を整備し、倫理的かつ誠実に事業を行い、贈収賄および汚職、マネーロンダリングおよび反競争的行為を禁止・防止する方針と実務を実施する。

その他の関連パフォーマンス領域：

- 1 企業要件
- 3 責任あるサプライチェーン
- 7 労働者の権利
- 17 苦情処理

適用可能性：このパフォーマンス領域は、すべての事業所に適用される。

レベル	必要条件
2.1 法的コンプライアンス	
良好な実務への移行	1. 既存および新たな適用法を監視し、事業所の主要な法的リスクを特定することを含め、適用法を遵守するためのプロセスを確立する。
	2. 定められた間隔で更新される、重要な法的義務の登録簿を維持する。
良好な実務	1. 適用される法律に対するいかなる重大な違反について、その原因も含めて内部レビューを実施し、是正措置を実施する。
	2. 重大な規制上の措置または罰金と、それに関連して実施または計画されている是正措置を公開する。
先進的実務	1. 定められた間隔で有効性の内部レビューを実施し、規制遵守を管理するためのプロセス、実務、統制のパフォーマンスを評価し、是正措置を実施・追跡する。

レベル	必要条件
2.2 事業倫理と説明責任	

良好な実務への移行	1. 倫理的かつ誠実な事業慣行を明記した方針を公開する。
	2. 労働者に求められる倫理および誠実性の基準を伝えるための行動規範を策定する。
	3. 倫理および誠実性に関する方針と行動規範において、贈収賄、汚職、不正、マネーロンダリング、反競争的行為を禁止する。
	4. 労働者からの倫理および誠実性に関する苦情を、機密保持のもとで受理し解決するための内部プロセスを確立する。
良好な実務	1. 贈収賄、汚職、詐欺、インサイダー取引、便宜供与、プライバシー、贈答品、利益相反、ロビー活動、政府高官との関与など、行動規範における主要な倫理・誠実性リスクを特定し、対処する。
	2. 倫理および誠実性に関する方針および行動規範を遵守するための管理システムを確立および実施する。
	3. 労働者に対し、倫理および誠実性に関する方針および行動規範について研修を実施し、定められた間隔で研修記録を保持すること。
	4. 企業倫理と誠実さに関連するリスクと問題について、社内レビューを年に1回実施する。
	5. Know Your Counterparty (KYC)手順を実施し、取引相手とのリスクおよびビジネス交流のレベルに見合ったデューディリジェンスを実施する。
	6. 政治献金が許容される場合、その用途に関するガイダンスを策定し、献金内容を公開する
	7. 内部告発制度を確立し、必要に応じて秘密保持と匿名性を尊重するとともに、差別や報復から苦情を申し立てた者を保護すること。また、正当と認められた内部告発に対しては、是正措置を速やかに実施すること。

先進的実務	1. 行動規範および内部通報制度の遵守状況を定められた間隔でレビューし、必要に応じて改善を行う。
	2. 関係者のプライバシーを保護しつつ、倫理および誠実性に関する方針や行動規範の重大な違反を公開する。
	3. 優先順位の高いサプライチェーン・ビジネスを特定し、その倫理的・誠実なリスク管理と慣行を改善するために協力する。
	4. 実質的な内部告発の件数と内容、傾向、および講じられた是正措置の種類を、告発者の秘密を守りながら公開する。
	5. 公共政策およびロビー活動における重要な課題に関する組織の立場を公開し、相違点がある場合はそれを明記する。代表団体への加入状況を詳細に示し、その役割の性質や立場における重大な相違点を明記する。

用語集および解釈指針

反競争的行為：企業が競争を妨げ、制限し、または歪めて取引に影響を与えることに合意する状況を指す。例えば、商品やサービスの価格を固定する、生産や供給を制限または阻止する、市場や顧客を分割する、入札を操作する、および/または1社または複数の企業が支配的地位を乱用する場合などがある。¹³

適用法令法律：事業所を運用する場所で関連し適用されるすべての超国家的、国家的、州および地方の法律。これには法律、規則、法定方針が含まれる場合があるが、これらに限定されるものではない。適用法と統合鉱業規格の要件との間に矛盾が生じた場合、事業所は適用法に違反しない範囲で、適用法または規格のうち、より厳格な方に従うことが求められる。

¹⁴

賄賂：信頼される地位、または公平もしくは誠実に遂行されることが期待される職務の「不適切な遂行」に関連して、金銭的またはその他の便宜を要求、同意、または受領すること。

¹⁵

事業倫理：倫理的価値を事業の基準や行動に適用すること。

[銅マーク基準ガイド](#) (2023年) ¹³より引用

[RJC規範](#) (2019年) および[ASI用語集](#) (2022年) ¹⁴より引用

[銅マーク基準ガイド](#) (2023年) ¹⁵より引用

行動規範原則および価値観の声明であり、組織、その職員およびその他の人員に対し、遵守すべき最低限の基準や懲戒措置を含め、**労働者**がどのように行動すべきかについての期待と基準を定める。これは、法域ごとのリスクプロファイルや事業環境、さらに**労働者**のコミュニケーションニーズ（言語、文化、その他の側面を含む）に合わせて調整することができる。¹⁶行動規範には、政府関係者との関与に関する期待も含めるべきである。これは単独の文書であっても、他の文書に統合されていてもよいが、**労働者**に対して期待を定め伝達するという目的を満たしている必要がある。

利益相反:利益相反は、組織または個人が、職場における判断、決定、行動を損なう可能性のある、個人的利益を含む競合する利害を有している場合に発生する。

汚職:汚職とは非合法な手段によって私的または商業的な利益を得ようとする、違法または不適切な行為のことである。あらゆる形態の**贈収賄**は汚職の一形態である。ただし汚職には、権力の乱用、恐喝、詐欺、欺瞞、共謀、カルテル、横領、マネーロンダリングも含まれる。¹⁷

便宜供与:支払人が法的またはその他の権利を有する日常的または必要な行為の履行を確保または促進するために行われる少額の非公式な支払い。¹⁸

詐欺金銭的または個人的な利益を得たり、他人に損失を与えたりすることを意図した、不正または犯罪的な欺瞞または虚偽の陳述。

贈答:贈答とは、賞品や小さな御礼の品および文化的に認められた儀礼的な贈り物など、名目的な価値の品物を指す。多額の慈善寄付、スポンサーシップ、地域社会への支払い、商業的な場面で提供される多額の接待費用などの**贈答**は、**贈収賄**のリスクを高める。¹⁹

接待:第三者との食事、娯楽を伴う会合や祝賀会、スポーツイベント、文化イベント、募金イベント、コンサート、演劇など。

インサイダー取引:証券に関する重要な未公開情報に基づいて、受託者義務またはその他の信頼関係に違反し、その証券を売買すること。インサイダー取引違反には、そのような情報を「漏らす」こと、「漏らされた」人による証券取引、そのような情報を不正流用した人による証券取引も含まれる。²⁰

カウンターパーティ確認 (KYC):マネーロンダリングやテロ資金対策として確立されたKYCの原則は、企業が取引するすべての組織を特定し、取引関係の正当性を理解し、合理的な範囲内で、通常とは異なる、あるいは疑わしい取引パターンを特定し、対応することを求めている。²¹

[ASI用語集](#) (2022年) ¹⁶より引用

[銅マーク基準ガイド](#) (2023年) ¹⁷より引用

[Transparency InternationalCorruptionary](#) (日付なし) ¹⁸より引用

[RJC行動規範](#) (2019年) ¹⁹より引用

²⁰ [米国証券取引委員会](#) (日付なし) より引用

[RJC行動規範](#) (2019年版) ²¹より引用

法令遵守：適用される法律が本規格の要件と異なる場合、事業所は現地法を遵守するとともに、より高い基準の遵守を目指す。本規格の各パフォーマンス領域における要件には、「現地法に準拠して」などの表現は含まれていない。これは重複を避けるためである。

マネーロンダリング：犯罪行為から得た収益のすべての形態の取扱いや保有が、その不正な起源を隠すために偽装されること。²²

適用法令への対応プロセス：法的義務を事業所の計画、リスク特定、運用活動に組み込むことを保証するための文書化された体系的アプローチ。これには定期的な見直しが含まれる。これには、監視と遵守確認、規制当局によるコンプライアンス監視へのアクセス支援が含まれる。

重要な法的義務の登録：事業所が、自らの活動、業務、製品またはサービスに関連する法的義務を特定し、その重要性を評価すること。登録簿には、次のような要件を考慮すべきである。

- 適用される法律、
- 許可、認可、その他の承認形態、
- 規制当局が発行する命令、規則、または指針、
- コミュニティ団体、非政府組織、行政機関、顧客との合意やコミットメントを含む、ESGパフォーマンスに関連するコンプライアンス義務。²³

該当する場合、国際規格に対する企業のより広範なコミットメントを登録簿に含めることもできる。登録簿は、記入が可能で使いやすい形で構成されていることが望ましい。それは、単一の文書でも、特定のテーマに対応する複数のモジュールでもよい。モジュラー式の仕組みは、全体的な管理システムの一部として、どのように最新の状態に保ち、管理するかを検討すべきである。

規制当局の措置：調査、正式な苦情、制裁を含む、政府当局による不正行為の認定。

責任あるロビー活動：透明性があり、証拠に基づき、組織の価値観と整合し、利害関係者および権利保持者の利益や視点を考慮した公共政策の提言活動。

重大な規制措置または罰金：通常、企業の方針とプロセスによって定義される。事業所が規制措置や罰則の対象となった以下のような状況を考慮すべきである。

- 1人以上の負傷または疾病によって永続的な部分的障害、障害、死亡に至った場合、
- 環境、希少種、生息地、生態系、文化的重要地域に対する長期的かつ不可逆的な影響を与えた場合、および

- 地域社会の多数の利害関係者（1つの利害関係者グループまたは権利保持者グループ）または複数の利害関係者または権利保持者に影響を与える場合。²⁴

内部告発者: 贈収賄や汚職の懸念、不始末、詐欺、違法行為、金銭的または個人的利益を目的としたその他の不正行為を報告する従業員およびその他の人々。これには、本人が不正を知っている場合や、不正があると合理的に疑う場合も含まれる。²⁵

内部告発制度: 贈収賄や汚職の懸念、不始末、詐欺、違法行為、金銭的または個人的な利益を目的とするその他の不正行為を従業員やその他の人々が内密に、または匿名で報告するための制度。運用面には、制度の責任者の任命、複数の報告経路の設置、すべての報告への対応、内部告発者への支援と保護の提供が含まれる。

参考文献：

- [贈収賄防止ネットワーク](#)
- [グローバル・リポーティング・イニシアティブ（GRI）205：腐敗防止に関する開示 2016年](#)
- [経済協力開発機構（OECD）多国籍企業の責任ある事業行動に関する指針](#)
- [責任あるロビー活動：責任あるロビー活動の枠組み](#)
- [トランスペアレンシー・インターナショナル：内部告発制度](#)
- [トランスペアレンシー・インターナショナル：海外贈収賄防止ガイダンス](#)
- [国際連合（UN）国連腐敗防止条約（UNCAC）](#)
- [国際連合（UN）グローバル・コンパクトの10原則：腐敗防止](#)

ASI用語集（2022年）²⁴より引用

RJC行動規範（2019年）²⁵より引用

パフォーマンス領域3：責任あるサプライチェーン

目的：事業所の規模や所在地、業種、関連する製品やサービスの性質に応じて、サプライヤーに対するリスクベースのデューデリジェンスを実施し、持続可能性に関するリスクや影響を特定することで、サプライチェーンにおける責任ある事業活動を促進すること。

その他の関連パフォーマンス領域：

- 2 ビジネス・インテグリティ
- 5 人権
- 6 児童労働と強制労働
- 7 労働者の権利
- 9 安全で健康的かつ尊重される職場
- 11 セキュリティ管理
- 13 地域社会への影響と利益
- 14 先住民
- 16 零細・小規模鉱業
- 17 苦情処理
- 19 生物多様性、生態系サービスおよび自然
- 20 気候変動対策
- 23 循環型経済

適用可能性：小項目3.1はすべての事業所に適用される。必要とされるデューデリジェンスは、リスクに見合ったものであり、事業所の特有の状況や文脈に適したものでなければならぬ点に留意すること。小項目3.2は鉱物または金属の調達および加工を行っている、または行う予定のあるすべての事業所に適用される。

レベル	必要条件
3.1 責任あるサプライチェーン（すべての事業所に適用）	
良好な実務への移行	1. OECD 責任ある事業行動のためのデューデリジェンス・ガイダンスに沿った責任あるサプライチェーン方針を公開すること。
	2. 責任ある事業行動に関するサプライヤーの事業所の要件を取引先に伝達し、契約に盛り込むこと。
	3. 責任ある事業活動に関連するコンプライアンスについて、サプライヤーを審査するシステムを開発する。

良好な実務	1. OECD 責任ある事業行動のためのデューデリジェンス・ガイドンスに沿って、事業所のサプライチェーンの最も重要な部分や区分における持続可能性リスクを特定・評価・優先順位付けするための、リスクベースのサプライチェーン・デューデリジェンス管理システムを策定・実施すること。サプライチェーンの部分または区分とは、国、付加価値活動、サプライヤー、商品その他を指す。
	2. デューデリジェンスを実施する際には、事業所の早期警告システム（例：ホットライン）や苦情処理メカニズム（パフォーマンス領域17：苦難処理を参照）から得られた情報を考慮すること。
	3. 事業所のサプライチェーンにおいて、優先される持続可能性に関連するリスクを防止および/または軽減するための合理的な行動をとる。
	4. サプライチェーンリスクを特定し、防止し、および/または軽減するための措置の有効性について、定められた間隔で内部レビューを実施する。
	5. サプライチェーン・デューデリジェンスのプロセス、特定された実際または潜在的なリスク、予防、緩和、および該当する場合は提供された救済に関する進捗状況および措置を公開する。
	6. 適切な場合には、事業所が引き起こしたり関与したりしたものではないが、事業関係を通じてその事業活動、製品またはサービスに直接関連して発生した人権への悪影響について、救済プロセスにおいて役割を果たすこと（パフォーマンス領域5：人権およびパフォーマンス領域17：苦難処理を参照）。
先進的実務	1. サプライチェーン関係者、政府およびその他の利害関係者と協力し、適用される競争法を十分に考慮した上で、悪影響の原因または要因となっているサプライヤーに対する影響力を強化する。
	2. 国連指導原則の有効性基準に沿った苦情処理メカニズムと、事業またはサプライチェーンにおける是正を提供または支援するプロセスの確立をサプライヤーに奨励する。
	3. 可能であれば、サプライヤーが持続可能性のパフォーマンスとサプライチェーン慣行を改善するための能力構築を支援する。

	<p>4. 事業関係者やその他の利害関係者と協力し、以下の1つ以上を含む事業所の関与活動の有効性を高めること。</p> <p>a. サプライチェーン・デューデリジェンス・リスク評価の一環として、取引関係のエンゲージメント慣行を評価する。</p> <p>b. 優先される持続可能性リスクの評価において、影響を受ける利害関係者や権利保持者と協力する。</p> <p>c. 利害関係者および権利保持者と協力し、優先的リスクを特定、予防、軽減するための行動の有効性に関する内部レビューや、それに関連する改善措置の実施に取り組むこと。</p>
--	--

レベル	必要条件
<p>3.2 責任ある鉱物調達（鉱物または金属の調達および加工に従事する、または従事する予定の事業所にのみ適用される）</p>	
<p>良好な実務への移行</p>	<p>1. 事業所が紛争地域および高リスク地域（CAHRA）内で操業しているか、またはその地域から鉱物を調達しているか、あるいはその地域を経由して鉱物を輸送しているかを判断するためのプロセスを確立し、実施すること。</p>
	<p>2. パフォーマンス領域3：小項目3.1のために確立されたリスクベースのサプライチェーン・デューデリジェンス管理システムを使用して、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのOECDデューデリジェンスガイダンス、ゴールドサプリメント（金）又は3Tサプリメント（その他全ての鉱物）及び関連する附属書IIのリスクカテゴリーによって定義される「レッドフラッグ」があるかどうかを判断する。</p>
<p>良好な実務</p>	<p>1. 鉱物のサプライチェーンについて、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのOECDデューデリジェンスガイダンスに沿ったリスクベースのサプライチェーン・デューデリジェンス管理システムを導入する。</p>

	<p>2. OECDと整合したプログラム*の下での独立監査を完了し、独立監査報告書を開示することにより、事業所がOECDと整合したデューデリジェンスシステムを実施していることを証明する。</p> <p>3. 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのOECDデューデリジェンス・ガイダンス、ゴールドサプリメント（金）または3Tサプリメント（その他のすべての鉱物）のステップ5で要求される情報を公開する。事業所は、パフォーマンス領域3：小項目3.1の良好な実務5の一環として、これを行うことができる。</p> <p>4. 採掘された原料の輸出入に関する、支払記録を含むすべての書類を最低10年間保管すること。</p>
<p>先進的実務</p>	<p>1. 良好な実務への移行2における「レッドフラッグ」判定要件を拡張し、本規格で扱うものを含む持続可能性リスクを対象に含めること</p> <p>2. 事業所の鉱物および金属デューデリジェンス・システムが、関連する場合、リサイクル材料を含むように拡張されていることを実証すること。</p>

*統合鉱業規格がプログラムを「OECD整合」と認めるための要件は、別途の認定文書で定義されている。統合鉱業規格事務局は、認定されたOECD整合プログラムの一覧を公表する。

用語集および解釈指針

悪影響：社会、環境、人権に関連するものを含め、事業所が引き起こしうるまたは助長しうる、あるいは直接関連しうる負の影響。実際の悪影響は、すでに発生した、または発生しつつある悪影響を示し、潜在的な悪影響は、発生する可能性のある悪影響を示す。

人権への悪影響：ビジネスと人権の文脈では、企業による行為や不作為によって、個人が人権を享受する能力が失われたり、低下したりする場合に、人権への悪影響が生じる。これには、企業が直接引き起こした影響、企業が関与した影響、そして事業関係を通じてその事業活動・製品・サービスに直接関連する影響が含まれる。

影響を受ける利害関係者：事業所の操業、行動、決定によって影響を受ける個人、集団、組織、またはその正当な代表者。（「利害関係者」も参照）。

ビジネスパートナー：事業所、または事業所を代表する本社が契約関係を有する相手先。ビジネスパートナーには、請負業者、代理店、サプライヤー、国内外の仲介業者や貿易業者、

合併事業パートナーなどが含まれる。また、警備会社や人材紹介会社などのサービス提供者、その他統合鉱業規格の範囲内でデューデリジェンスの対象となる第三者も含まれる。ビジネスパートナーには、顧客や最終消費者は含まれない。²²

ビジネス関係：事業所の操業、製品、サービスに寄与する製品やサービスを供給する、ビジネスパートナー、下請業者、フランチャイズ加盟企業、投資先企業、ジョイントベンチャーのパートナー、サプライチェーン上の事業体との関係を指す。事業関係には、契約上の関係や「一次」または直接的な関係を超えるものも含まれる。実際の、そして潜在的な悪影響を特定し、防止し、緩和するための事業所の能力は、他の要因によるのと同様に、様々なタイプの事業関係によって異なる。²³

紛争の影響を受けた高リスク地域 (CAHRA)：武力紛争の存在、犯罪組織による暴力を含む広範な暴力、または人々に対する深刻かつ広範な被害のその他のリスクが認められる地域。武力紛争にはさまざまな形態があり、二つ以上の国家が関与する国際的または非国際的な紛争のほか、解放戦争、反乱、内戦などが含まれる。高リスク地域とは、紛争の影響を受けた地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのOECDデューデリジェンスガイダンスの付属書IIの第1項に定義されているように、紛争または広範もしくは深刻な虐待のリスクが高い地域をいう。そのような地域は、政情不安や抑圧、制度の脆弱性、治安の悪さ、市民インフラの崩壊、広範な暴力、国内法・国際法違反によって特徴づけられることが多い。²⁴

デューデリジェンス：デューデリジェンスとは、事業意思決定とリスク管理システムの不可欠な部分として、事業所が事業とビジネスパートナーに関連する環境、社会、ガバナンスのリスクと影響を特定し、予防し、緩和し、救済し、説明することができる、継続的、予防的、事後的なプロセスである。²⁵

高リスクまたは極めて高リスク：悪影響の重大性は、その可能性と重大性の関数として理解される。影響の重大性は、その規模、範囲、修復不可能な性質によって判断される。

- 規模とは、悪影響の重大さを指す。
- 影響の範囲とは、例えば、影響を受ける、または受ける可能性のある個人の数や、環境破壊の範囲などである。
- 修復不可能な性質とは、影響を受ける個人または環境を、悪影響が及ぶ前と同等の状況に回復させる能力に対する制限を意味する。²⁶

採掘物：採掘物とは、中大規模鉱山または零細・小規模鉱山から産出し、いまだ加工されていない鉱物または金属を指す。²⁷

鉱物・金属加工：採掘物および/またはリサイクル原料を受け入れ、精製、製錬、処理、変換、純化、または洗浄を行い、川下の製造やその他の中流・下流工程で使用される鉱物・金属製品を生産するプロセス。²⁸ 鉱物・金属の加工には、鉱石を精鉱やドーレにするための現場での粉碎・処理は含まれない。

鉱物または金属の調達：企業が生産事業所で生産する主力製品に加工するために、鉱物または金属（採掘またはリサイクルされたもの）を受け入れること。

リサイクル原料：リサイクル原料とは、**鉱物や金属の加工**や製品製造の過程で発生する、エンドユーザー、ポストコンシューマー、スクラップ、廃棄鉱物や金属など、以前に加工された鉱物や金属を指し、それらは**鉱物や金属加工業者**や他の下流の中間加工業者に戻され、新たなライフサイクルを開始する。²⁹

救済プロセス：救済を提供するための手続き。

救済：人権への悪影響に対して救済を提供するプロセス、またその悪影響を相殺し、または回復する実質的な成果を指す。成果は、謝罪、原状回復、リハビリテーション、金銭的または非金銭的補償、再発防止の保証など、さまざまな形を取り得る。国家もまた、刑事・行政を問わず懲罰的制裁を通じて、あるいは差止めなどによる被害の予防を通じて、救済の提供に関与することがある。

リスクベースのデューデリジェンス：リスクベースのデューデリジェンスとは、**事業所**が実施するデューデリジェンスの措置は、潜在的な負の影響の深刻度と発生可能性に見合ったものであり、その影響の性質に応じて調整されるべきであることを意味する。すべての特定された影響に同時に対処することが不可能な場合、**事業所**は負の影響の深刻度と発生可能性に基づいて、対応の優先順位を定めるべきである。すべての特定された影響に一度に対処することが難しい場合、**事業所**は負の影響の深刻度と発生可能性に基づき、行動の優先順位を決定する必要がある。³⁰

利害関係者：統合鉱業規格で対象とされるパフォーマンス領域に関連する権利や利益を有し、**事業所**の事業活動に伴う悪影響を受ける、または受ける可能性のある個人、集団、組織、あるいはその正当な代表者（利害関係団体、政府機関、企業など）を指す。これには、政治家、商業・産業企業、労働組合、学術関係者、宗教団体、国内の社会・環境団体、公共部門の機関、メディア、地域社会などが含まれ得る。正当な代表者には、労働組合のほか、人権への事業影響に関する経験や専門知識を有する市民社会組織なども含まれる。

サプライチェーン：事業所がすべての資材、物品、サービスを調達する主体。

サプライヤー：事業所自身の事業、製品、またはサービスに寄与する材料、商品、またはサービスを供給する**サプライチェーン**の事業体。³¹

サステナビリティ・リスク：サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンスに関連するリスクのことである。最低限、以下のリスクが含まれる。

- 国連 ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）で定義される人権に関連するリスク、

- 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのOECD デューデリジェンス・ガイダンスの付属書IIに定義されている武力紛争に関連するもの、
- [欧州議会および理事会による2024年6月13日付企業サステナビリティ・デューデリジェンスに関する指令 \(EU\) 2024/1760 \(同指令は指令 \(EU\) 2019/1937および規則 \(EU\) 2023/2859を改正\) 付属書第1部および第2部で定義されるリスク](#)
- [電池および廃電池に関する2023年7月12日付欧州議会および理事会規則 \(EU\) 2023/1542の付属書Xに定義されるもの。](#)

参考文献：

- [経済協力開発機構 \(OECD\) 責任ある企業行動のためのデューデリジェンス・ガイダンス](#)
- [経済協力開発機構 \(OECD\) 紛争の影響を受けた地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンス・ガイダンス \(第3版\)](#)
- 国際連合 (UN) ビジネスと人権に関する指導原則

パフォーマンス領域4：新規プロジェクト、拡張および移転

目的：新規プロジェクトや既存事業の大幅な変更に伴う環境および社会リスクと影響を評価する。影響を受ける利害関係者や権利保持者と協議し、人々や環境への害を回避または最小化するための管理計画を策定する。可能な限り非自発的な物理的・経済的強制移住を避ける。やむを得ない場合は、影響緩和の階層を適用し、影響を受ける利害関係者や権利保持者と関与しながら、悪影響の抑制と、影響を受ける人々の生活や生活水準の回復・改善を図る。

その他の関連パフォーマンス領域：

- 5 人権
- 12 関与
- 13 地域社会への影響と利益
- 14 先住民
- 15 文化遺産
- 16 零細・小規模鉱業
- 17 苦情処理
- 18 水資源管理
- 19 生物多様性、生態系サービスおよび自然
- 20 気候変動対策
- 21 廃滓管理
- 22 汚染防止
- 24 閉鎖

適用範囲:本パフォーマンス領域の小項目4.1は、地域社会、労働者、または環境に重大な悪影響を及ぼす可能性のある新規プロジェクトまたは既存事業の大幅な変更に応用される。パフォーマンス領域13：地域社会への影響と利益、小項目13.2 地域社会の発展と便益の要求事項とともに実施されるべきであり、新規プロジェクトや既存事業に大きな変更がある場合の地域社会の発展と便益を対象としている。

PA4とPA13の適用性：	地域社会への悪影響	地域社会への貢献
新規プロジェクト/既存事業の変更	PA 4：新規プロジェクト、拡張および移転	PA 13：地域社会への影響と利益、要求事項、小項目13.2
既存事業	PA 13：地域社会への影響と利益、要求事項、小項目13.1	

注：表には、様々な社会的/環境的影響/便益を対象とする他のPAは含まれていない。

統合鉱業規格は、主として鉱山ライフサイクルの操業段階での実施を目的として設計されて

いる。これは、本規格に定められた要件に基づくシステムやプロセスが、操業開始前にはリスクを十分に回避できるほど成熟していないためである。その結果、**新規プロジェクト**は通常、運用が開始されるまでは保証の範囲に入らない。**事業所**の建設段階が規格の理事会承認後に開始された場合、最終的な統合鉱業規格が理事会によって承認されると、**新規プロジェクト**に関する要件は、規格への適合を目指すあらゆる**事業所**に適用されることが期待される。PA4は1保証サイクルの間適用され、その後「**新規プロジェクト**」は既存**事業所**となり、PA4は適用されなくなる。

既存の事業における社会・環境影響管理は、上記の複数のパフォーマンス領域、特にパフォーマンス領域5：人権、パフォーマンス領域13：地域社会への影響と利益、パフォーマンス領域15：文化遺産とパフォーマンス領域24：社会的影響に対する閉鎖、パフォーマンス領域15：文化遺産とパフォーマンス領域18：水資源管理からパフォーマンス領域24：環境への影響を考慮した閉鎖までを通じて取り組まれている。**先住民**の資産や伝統的な土地、領域、資源、または**文化遺産**に影響を及ぼすプロジェクトを開発または拡張する場合、本規格のパフォーマンス領域14：先住民およびパフォーマンス領域15：文化遺産の要件が適用される。パフォーマンス領域12：関与も、本規格で扱うすべての**利害関係者**および**権利保持者**との関与活動を支える基盤となることから、このパフォーマンス領域の実施において特に重要である。

パフォーマンスエリアの小項目4.2項は、**非自発的住民移転**（物理的または経済的移転）につながる可能性のある、**新規プロジェクト**または**既存事業の大幅な変更**に適用される。これは、影響を受ける人々が、土地収用権、公共事業、または同様の法的手段により、土地取得や移転を拒否する権利を最終的に持たない状況である。また、良好な実務への移行レベル（4.2）は移転の計画のみを対象とし、良好な実務レベルは移転の実施を対象とすることに留意すること。

レベル	必要条件
4.1 環境・社会影響評価	
良好な実務への移行	1. プロジェクト設計に情報を提供し、リスク、影響、緩和策、便益を評価するために、提案されている新規プロジェクトまたは 既存事業の大幅な変更 の環境的、社会的、文化的、経済的背景を特徴付けるベースラインデータを収集する。

	<p>2. 提案されている新規プロジェクト、または既存事業の大幅な変更について、管轄の規制、または管轄の規制がない場合、または規制が施行されていない場合は、IFCパフォーマンススタンダード1に従って、環境社会影響評価 (ESIA) を実施する。これには、代替案の分析と、関連する場合には、大気、土壌、土地、水、生物多様性と生態系サービス、森林破壊とその他の環境悪化、気候、排出ガス、騒音と振動、健康、安全、ジェンダー、人権、先住民、再定住、文化遺産、移住、社会的および経済的影響、閉鎖の分析が含まれるべきである。</p>
	<p>3. ESIAのプロセスには、影響を受ける可能性のある利害関係者や権利保持者が、アクセスしやすく、理解しやすく、文化的に適切な方法で関与し、女性、脆弱な立場にある人々や過小に代表されている人々など、さまざまな利害関係者が、どのようにさまざまな影響を受けるかを考慮しなければならない。特定された影響に関連する場合、女性、社会的弱者、社会的弱者の利害関係者、権利保持者との個別の協議会が実施されなければならない。コンサルテーション・プロセスはまた、地元の知識と経験、特に該当する場合は先住民の知識と経験を、ESIAプロセスに統合しなければならない。</p>
<p>良好な実務</p>	<p>1. 可能な限り影響を回避するため、ESIAの結果に基づき、プロジェクト設計の変更と操業管理を実施する。</p> <p>2. 既存または計画中の開発による累積的影響の評価を実施する。</p> <p>3. 影響を受ける利害関係者や権利保持者と協力し、累積影響も含め、ESIAで特定された重大な悪影響を回避、最小化、緩和、および/または補償するための管理計画を策定し、実施する。</p> <p>4. 管理計画や許可条件に対する進捗状況を定められた間隔で監視し、必要に応じて更新する。</p>

	5. 影響を受けるコミュニティ、地元の利害関係者や権利保持者に対して、ESIAがプロジェクト設計にどのように影響を与えるために利用されたかを含め、アクセスしやすく理解しやすい方法で公開する。
先進的実務	1. 現地の利害関係者や権利保持者と協力し、影響管理計画の共同監視を実施する。
	2. 既存または計画中の開発による累積影響に寄与する他の関係者と緩和策について協力する。
	3. 利害関係者と権利保持者がESIAと緩和計画のレビュー、開発、監視に完全に参加できるよう支援を提供する。

レベル	必要条件
4.2 土地取得と住民移転	
良好な実務への移行	1. 可能な限り、非自発的な物理的および/または経済的強制移住を避け、代替となるプロジェクト設計や立地の選択肢をすべて尽くした後のみ検討する。
	2. 物理的および/または経済的な移転が避けられない場合、新規プロジェクトや大幅な拡張の計画段階において、女性、脆弱な立場にある人々や過小に代表されている人々を含む潜在的な影響を受ける利害関係者や権利保持者と、アクセスしやすく、理解しやすく、文化的に適切な方法で協議を行う。
	3. 先住民族の移転が避けられない場合は、パフォーマンス領域14先住民族に定められた意思決定プロセスに従い、自由意思による事前の十分な情報に基づく同意 (FPIC) を実証するプロセスを通じて合意を得ること。物理的および/または経済的な移転が、先住民族が伝統的に所有または慣習的に使用している土地に関わる場合には、IFCパフォーマンススタンダード7先住民族の規定を実施すること。

	<p>4. 非自発的な物理的および/または経済的移転の影響を受ける可能性のあるコミュニティの社会経済ベースライン調査と影響評価を実施する。</p>
	<p>5. 移転の影響を受ける可能性のある人々に、苦情処理メカニズムへのアクセスを提供する（パフォーマンス領域 17：苦難処理を参照）。</p>
<p>良好な実務</p>	<p>1. 物理的および/または経済的な移転が避けられない場合、影響を受ける利害関係者や権利保持者と協議の上、土地取得と非自発的住民移転に関するIFCパフォーマンススタンダード5に沿って、再定住行動計画（RAP）、および該当する場合は生計回復計画を策定し、実施する。</p>
	<p>2. 適用される国際法および国内法に従って、土地の所有権に関する既存の主張や紛争を特定し、解決を図る。</p>
	<p>3. 非自発的な物理的および/または経済的移転の悪影響を回避、最小化、緩和または補償する行動と救済策を、特に女性、脆弱な立場にある人々および/または過小に代表されている人々に配慮して実施する。</p>
	<p>4. 失われた資産に対し、完全な再調達価格による補償と、避難民の生活や生活水準の改善・回復を支援するその他の援助を、透明で一貫性のある公平な方法で提供する。</p>
	<p>5. 移転したコミュニティに、事業所から適切な開発利益を得る機会を提供する（パフォーマンス領域13：地域社会への影響と便益、小項目13.2 地域社会の発展と便益を参照）。</p>
	<p>6. 可能であれば、国内法の下で、再定住された人々のための法的権利の確立、または所有権の保証を得るためのその他の方法を促進する。</p>
	<p>7. 非自発的な物理的・経済的強制移住に関する関与のプロセス、影響、計画、進捗状況を、機密情報を尊重した上で公開する。</p>

	8. 可能な限り、物理的および/または経済的に避難した人々の社会的・経済的状況を監視し、避難した人々の生計と生活水準の回復を可能にする。
	9. 住民移転活動計画 (RAP) および該当する場合は生計回復計画の実施と監視の内部レビューを実施し、ギャップに対処するための行動計画を策定する。
先進的実務	1. 避難民の生活と生活水準を向上させるプログラムを共同で立案し、実施する。
	2. 適格な専門家を活用し、影響を受ける利害関係者や権利保持者と協議の上、住民移転行動計画 (RAP) および該当する場合は生活再建計画の独立したレビューを委託し、実施上のギャップに対処する。
	3. 影響を受ける利害関係者や権利保持者の秘密を守りつつ、住民移転活動計画 (RAP) および該当する場合は生活再建計画の独立レビューの結果を公開する。

用語集および解釈指針

悪影響：社会、環境、人権に関連するものを含め、事業所が引き起こしうる、あるいは助長しうる、あるいは直接関連しうる負の影響。実際の悪影響はすでに発生した、または現在発生している悪影響を意味し、潜在的悪影響は将来発生する可能性のある悪影響を意味する。

影響を受ける利害関係者：事業所の操業、行動、決定によって影響を受ける個人、集団、組織、またはその正当な代表者。（「利害関係者」も参照）。

ベースラインデータ：既存条件（または、定義された時点に存在した条件）の説明で、比較の出発点（例：プロジェクト前の条件）を提供し（例：影響後の条件）、変化を定量化できるようにする。

累積影響：既存のプロジェクト、提案されているプロジェクト、および/または将来予想されるプロジェクトによる複数の影響の組み合わせにより、単独のプロジェクトでは予想されない重大な悪影響 および/または有益な影響がもたらされる可能性がある²⁶。

経済的変位：非自発的住民移転を参照。

[IFCパフォーマンススタンダード1](#) (2012年) ²⁶より引用

環境社会影響評価 (ESIA) : 提案されているプロジェクトの潜在的な環境的および社会的影響を予測・評価し、代替案を評価し、適切な予防策、緩和、管理策、監視措置および計画を策定するためのプロセス。良好な実務3における管理計画の策定と実施において、相談が必要なのは、その計画で扱われる問題の影響を受ける利害関係者と権利保持者のみである。

自由意思に基づく事前のインフォームド・コンセント (FPIC) の実証: パフォーマンス領域14の用語集の定義、およびPA14の適用可能性に含まれる文脈を参照。

非自発的移転: 物理的な移住（移転やシェルターの喪失）と、経済的な移住（プロジェクトに関連した土地取得や土地利用の制限のために、収入源や他の生計手段を失うことにつながる資産の喪失や資産へのアクセスの喪失）の両方を指す。移転とは、影響を受ける人びとやコミュニティが、土地取得や土地利用の制限を拒否する権利を持たず、その結果、物理的または経済的移転が生じる場合である。これは、(i) 合法的な土地収用、一時的または恒久的な土地使用制限、(ii) 売主との交渉が不調に終わった場合、買主が土地収用に訴えたり、土地使用に法的制限を課すことができる交渉による和解の場合に発生する²⁷。

管轄規則: 特定の管轄区域において本事業所に適用される規制。これらは国、州、県、その他を問わない。

生活再建計画: 経済的避難民および/またはコミュニティが生計を立て直すための補償およびその他の援助を提供する計画²⁸。

経営計画: 目的を達成するために必要な業務を概説し、遂行するために策定される一連の業務計画および関連文書。このパフォーマンス領域の文脈では、環境・社会影響アセスメント (ESIA) で特定された分野に関連する悪影響の回避と管理を含む。²⁹

新プロジェクト: 鉱業の文脈における「プロジェクト」とは、探査段階に続き、鉱山が操業を開始することで終了する、操業前もしくは鉱山ライフサイクルの「開発」段階を指す。既存の事業や拡張に関連しない、あるいはその一部でないプロジェクトは「新規プロジェクト」である。

物理的な変位: 非自発的住民移転を参照。

住民移転行動計画 (RAP): 影響を受ける人々の数にかかわらず、最低限IFCパフォーマンススタンダード5の適用要件をカバーし、失われた土地やその他の資産に対する完全再調達価格での補償を含む計画。計画は、移転の悪影響を緩和し、開発の機会を特定し、再定住の予算とスケジュールを策定し、すべてのカテゴリーの影響を受ける人々の権利を確立するために設計されるべきである。特に、貧困層や社会的弱者、リスクのある人々のニーズに注意を払うべきである³⁰。

[IFCパフォーマンススタンダード5](#) (2012年) ²⁷より引用

[IFCパフォーマンススタンダード5](#) (2012年) ²⁸より引用

[銅マーク基準ガイド](#) (2023年) ²⁹より引用

[IFCパフォーマンススタンダード5](#), (2012年) ³⁰より引用

権利保持者：権利保持者とは特定の義務主体（例：人権を尊重・保護・充足し、人権侵害を控える特定の義務や責任を負う国家または非国家主体）に関連して、特定の権利を有する個人または社会集団を指す。特定の状況においては、先住民のように、人権が十分に実現・尊重・保護されていない特定の社会集団が存在することが多い。

既存事業の大幅な変更：地域社会、労働者、環境に重大な悪影響を及ぼす可能性のある、大規模な拡張工事や大規模な土木工事を含む。

利害関係者：統合鉱業規格で対象とされるパフォーマンス領域に関連する権利や利益を有し、事業所の事業活動に伴う悪影響を受ける、または受ける可能性のある個人、集団、組織、あるいはその正当な代表者（利害関係団体、政府機関、企業など）を指す。これには、政治家、商業・産業企業、労働組合、学術関係者、宗教団体、国内の社会・環境団体、公共部門の機関、メディア、地域社会などが含まれ得る。正当な代表者には、労働組合のほか、人権への事業影響に関する経験や専門知識を有する市民社会組織なども含まれる。

脆弱な立場にある人々や過小に代表されている人々：リスクが高く、悪影響に対処する能力が低いことを特徴とするグループ。このような脆弱性は、ジェンダー、年齢、障害、民族性、先住性、宗教、歴史的な排除や疎外などの社会経済的条件、あるいは資源や開発機会へのアクセス能力に影響を与えるその他の基準に基づく可能性がある。³¹

参考文献：

- [鉱業、鉱物、金属および持続可能な開発に関する政府間フォーラム（IGF）グローバル・レビュー：鉱業影響評価にジェンダーを組み込む](#)
- [国際影響評価学会](#)
- [国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダード 1：環境および社会的リスクと影響の評価と管理](#)
- [国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダード 5：土地取得と住民移転](#)
- [国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダード 7：先住民](#)

パフォーマンス領域 5：人権

目的：国連 ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）に沿った人権リスクと影響の効果的な特定、予防、緩和、救済のための人権デューデリジェンス管理システムとアプローチを実施することにより、人権を尊重する。

その他の関連パフォーマンス領域：

- 3 責任あるサプライチェーン
- 6 児童労働と強制労働
- 7 労働者の権利
- 8 多様性、公平性、包括性
- 9 安全で健康的かつ尊重される職場
- 11 セキュリティ管理
- 12 関与
- 13 地域社会への影響と利益
- 14 先住民
- 15 文化遺産
- 16 零細・小規模鉱業
- 17 苦情処理
- 19 生物多様性、生態系サービスおよび自然

適用範囲:このパフォーマンス領域は、すべての事業所に適用される。人権を尊重する企業の責任は、その規模、部門、経営状況、所有権、構造にかかわらず、すべての企業に適用される。しかし、企業がその責任を果たすための手段の規模や複雑さは、こうした要因や企業の人権への悪影響の深刻さによって異なる可能性がある。

完全性を確保するため、このパフォーマンス領域には、本基準の他の密接に関連するトピック、特にパフォーマンス領域3：責任あるサプライチェーンパフォーマンス領域14：先住民、パフォーマンス領域17：苦情処理と重複する要件が含まれている。例えば、UNGPsに沿った人権に関する救済は、以下でも取り扱われているパフォーマンス領域17：苦情処理。2つのパフォーマンス領域の要求事項が同一または類似している場合、それらを1つとして実施することを意図している。

レベル	必要条件
5.1 人権	
良好な実務への移行	1. 国際的に認められた人権を尊重することを約束し、国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）に沿った人権方針を公開する。

	<p>2. 社会的弱者や周縁化された人々および人権擁護者 (HRDs) に関連するリスクを含む人権リスクアセスメントを実施する、または事業所全体のリスクアセスメントに人権リスクを統合する。</p>
	<p>3. 救済へのアクセスを可能にするため、利害関係者や権利保持者が事業所で提起した人権に関する苦情を受理し、追跡する苦情処理メカニズムを確立し、実施する（パフォーマンス領域17：苦難処理を参照）。</p>
	<p>4. セキュリティ、調達、地域社会との関係など、人権に関連する問題の管理に責任を持つ従業員に対し、定められた間隔で人権研修を実施する。</p>
<p>良好な実務</p>	<p>1. UNGPsに沿ったデューデリジェンスプロセスを確立および実施し、権利保持者と協議の上、当事業所の運営または当事業所のサプライヤーやビジネスパートナーに関連する人権リスクと影響を特定し、予防し、緩和し、説明すること。このプロセスでは、社会的弱者や人権擁護者 (HRDs) に対する潜在的な人権上の悪影響に特に注意を払うべきである。紛争地域や高リスク地域 (CAHRA) を含む事業や活動の場合は、人権デューデリジェンスを強化する。</p>
	<p>2. 苦情処理メカニズムを強化し、UNGP第31項の8つの有効性基準を満たす（パフォーマンス領域17：苦難処理を参照）。</p>
	<p>3. 事業所が引き起こした、あるいはその一因となった人権への悪影響に対する救済を提供する、あるいは他の合法的なプロセスを通じてその救済に協力する。（パフォーマンス領域17：苦情処理を参照）</p>
	<p>4. 影響を受ける利害関係者や権利保持者、従業員、商業上の守秘義務に対するリスクを生じさせない方法で、想定される対象者がアクセス可能であり、対応の妥当性を評価するのに十分な情報を備えた方法で、影響にどのように対処しているかを公表する。</p>
	<p>5. 少なくとも3年ごとにUNGP実施の有効性について内部レビューを実施し、必要に応じて改善を行う。</p>

先進的実務	1. 事業所、サプライチェーン、および取引関係における人権パフォーマンスに関連する人権目標および/またはターゲットを設定し、進捗を測定し、それらに照らして公に報告する。
	2. 利害関係者および権利保持者と協力し、UNGPsの事業所による実施の有効性に関する独立したレビューを完了し、必要に応じて改善を取り入れる。
	3. 当事業所の活動の現実的・潜在的な影響を特定し、評価するプロセスにおいて、権利保持者および/または人権擁護者（HRDs）と協力する。
	4. 全従業員およびビジネスパートナーに対し、リスクに応じたアプローチを用いて、定められた間隔で人権研修を実施する。
	5. ビジネスパートナーが人権方針を策定し、人権への悪影響を特定、防止、緩和、説明する能力を向上させるための適切な能力構築を支援する。

用語集および解釈指針

人権への悪影響：ビジネスと人権の文脈では、企業による行為や不作為によって、個人が人権を享受する能力が失われたり、低下したりする場合に、人権への悪影響が生じる。これには、企業が直接引き起こした影響、企業が関与した影響、そして事業関係を通じてその事業活動・製品・サービスに直接関連する影響が含まれる。

悪影響：社会、環境、人権に関連するものを含め、事業所が引き起こしうるまたは助長しうる、あるいは直接関連しうる負の影響。実際の悪影響はすでに発生した、または現在発生している悪影響を意味し、潜在的悪影響は将来発生する可能性のある悪影響を意味する。

影響を受ける利害関係者：事業所の操業、行動、決定によって影響を受ける個人、集団、組織、またはその正当な代表者。（「利害関係者」も参照）。

ビジネスパートナー：当事業所が契約関係を有する事業体。ビジネスパートナーには、請負業者、代理人、サプライヤー、国内外の仲介業者や取引業者、ジョイントベンチャーのパートナーが含まれる。また、セキュリティ・プロバイダーや人材斡旋会社などのサービスを提供する事業体や、統合鉱業規格の範囲内でデューディリジェンスの対象となるその他の第三者も含まれる。ビジネスパートナーには顧客や最終消費者は含まれない。³²

紛争の影響を受けた高リスク地域 (CAHRA) :武力紛争の存在、犯罪組織による暴力を含む広範な暴力、または人々に対する深刻かつ広範な被害のその他のリスクが認められる地域。武力紛争にはさまざまな形態があり、二つ以上の国家が関与する国際的または非国際的な紛争のほか、解放戦争、反乱、内戦などが含まれる。高リスク地域とは、紛争の影響を受けた地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのOECDデューデリジェンスガイダンスの付属書IIの第1項に定義されているように、紛争または広範もしくは深刻な虐待のリスクが高い地域をいう。そのような地域は、政情不安や抑圧、制度の脆弱性、治安の悪さ、市民インフラの崩壊、広範な暴力、国内法・国際法違反によって特徴づけられることが多い。²⁴

人権 :身分やアイデンティティに関係なく、すべての人が持つ国際的に認められた権利と自由。これらの権利は、すべての人間に生まれながらに備わっているものであり、あらゆる場所で適用される。国際的に認められた人権には、最低限、国際人権章典で表明された人権と、国際労働機関の労働における基本的原則および権利に関する宣言で定められた基本的権利に関する原則が含まれる。

人権擁護者 (HRD) :国連人権高等弁務官事務所が定義するHRDとは、「人権の促進と擁護のために活動する、単独または集団で行動する（平和的に行動する）すべての人」である。統合鉱業規格では、HRDsという用語には環境人権擁護者が含まれており、国連はこれを「個人的または専門的な立場において、平和的な方法で、水、空気、土地、動植物を含む環境に関する人権の保護と促進に努める個人やグループ」と定義している。人権を促進・保護するためのHRDの行動は、公的な抗議、論評、キャンペーン活動などさまざまである。事業所は、その運営に直接関係のない個人またはグループである可能性のある擁護者の目的に反対することができ、彼らが間違っているか正しいかを決定するのは事業所の責任ではない。しかし、HRDは、世界人権宣言で定義されている人権の普遍性を受け入れつつ、平和的手段を用いて大義を推進すべきである。HRDは、強制、搾取、非暴力的虐待を含む暴力を用いる手段を用いてはならない。

人権デューデリジェンス (HRDD) :継続的なリスク管理プロセス 事業所人権への悪影響を特定し、予防し、緩和し、人権への悪影響への対応方法を説明するために、事業所が従うべき継続的なリスク管理プロセス。HRDDには、実際の人権への潜在的な影響の評価、調査結果の統合と対応、対応の追跡、影響の対処方法に関するコミュニケーションという4つのステップがある。事業所は、特定のサプライヤーまたは顧客の経営背景、関係する特定の業務、製品またはサービス、またはその他の関連する考慮事項のためであるかどうかにかかわらず、人権への悪影響のリスクが最も大きい一般的な分野を特定し、人権デューデリジェンスのためにこれらを優先させるべきである。

強化型デューデリジェンスは、標準的なデューデリジェンスに、その背景と潜在的リスクのより徹底的かつ詳細な分析を組み入れることによって構築される。人権リスク、環境リスク、紛争そのものに関連するリスクなど、具体的なリスクをより深く理解し、ビジネス関係

の潜在的な影響を評価し、潜在的な脆弱性を特定し、悪影響を緩和または防止するための戦略を策定するために細心の注意を払う必要がある。

救済：人権への悪影響に対して救済を提供するプロセス、またその悪影響を相殺し、または回復する実質的な成果を指す。成果は、謝罪、原状回復、リハビリテーション、金銭的または非金銭的補償、再発防止の保証など、さまざまな形を取り得る。国家もまた、刑事・行政を問わず懲罰的制裁を通じて、あるいは差止めなどによる被害の予防を通じて、救済の提供に関与することがある。

権利保持者：権利保持者とは、特定の義務者（例：人権を尊重し、保護し、履行し、人権侵害を回避する特定の義務や責任を負う国家や非国家主体）との関係で、特定の権利を有する個人または社会集団のことである。特定の文脈では、先住民のように人権が十分に実現、尊重、保護されていない特定の社会集団が存在することが多い。³³

利害関係者：利益団体、政府機関、企業体など、統合鉱業規格の対象となるパフォーマンス領域に関連する権利や利益を有し、事業所の運営に関連する悪影響の影響を受ける、または受ける可能性のある個人、個人グループ、組織、またはそれらの正当な代表者。その中には、地域社会、政治家、商工企業、労働組合、学者、宗教団体、国の社会・環境団体、公共機関、メディアなどが含まれる。正当な代表者には、労働組合のほか、人権への事業影響に関する経験や専門知識を有する市民社会組織なども含まれる。³⁴

サプライチェーン：事業所がすべての資材、物品、サービスを調達する主体。

参考文献：

- [ジュネーブ・セキュリティ・セクター・ガバナンス・センター（DCAF）複雑な環境における安全保障と人権の課題への取り組み：実践ツールキット（DCAF、ICRC、GCBHR）](#)
- [国際金属・鉱業評議会（ICMM）人権デューデリジェンス・ガイダンス](#)
- [経済協力開発機構（OECD）責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針](#)
- [国際連合（UN）ビジネスと人権に関する指導原則](#)
- [国際連合（UN）指導原則報告フレームワーク](#)
- [国際連合（UN）市民的及び政治的権利に関する国際規約](#)
- [国際連合（UN）経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約](#)
- [国際連合（UN）世界人権宣言](#)
- [国連開発計画（UNDP）紛争等の影響を受ける地域でのビジネスのための人権デューデリジェンスの強化：ガイド](#)
- [安全保障と人権に関する自主原則](#)

³³ICMM人権デューデリジェンスガイド（2023年）より引用
[銅マーク基準ガイド](#)（2023年）³⁴より引用

パフォーマンス領域 6：児童労働と強制労働

目的：国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）に沿って、15歳未満の児童の雇用およびあらゆる形態の強制労働を禁止し、児童労働や強制労働の事例を防止、軽減、救済すること。また、18歳未満の若年労働者が危険労働を含む最悪の形態の児童労働に従事しないよう確保すること。これらはILO条約138号、182号、29号、105号に沿ったものである。

その他の関連パフォーマンス領域：

- 3 責任あるサプライチェーン
- 5 人権
- 7 労働者の権利
- 16 零細・小規模鉱業

適用可能性：このパフォーマンス領域はすべての事業所に適用される。このパフォーマンスエリアの内容は、事業所による直接雇用、または請負業者を含むビジネスパートナーを通じて、事業所に関連する児童労働と強制労働の禁止、特定、緩和、説明、防止、救済に特に焦点を当てている。緩和・是正措置は、強制労働の種類に適したものでなければならず、リスク、影響、状況に応じて決定される。

レベル	必要条件
6.1 児童労働と強制労働の防止	
良好な実務への移行	1. 国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）およびILO条約第29号・第105号に従い、奴隷制から解放される権利を公約し、強制労働の事例が確認された場合には、それに対処するための行動をとる。
	2. ILO第138号条約および第182号条約に従い、15歳未満の児童を直接的または間接的に雇用しないこと、18歳未満の労働者を危険な労働やその他の最悪の形態の児童労働から禁止し保護すること、およびUNGPsに沿って、児童労働の事例が確認された場合には適切な措置を講じることを公約する。
	3. 地理的リスク、産業リスク、製品リスクに基づき、事業所における児童労働と強制労働のリスクを特定し、評価する（女性と女兒、脆弱な立場にある人々および/または過小に代表されている人々の特別な配慮を含む）。そのようなリスクが存在する場合、事業所における強制労働のILO指標のいずれかの存在を確認するためのアセスメントを実施する。

	<p>4. 労働者の年齢確認メカニズムの実施など、当事業所の事業における児童労働のリスクを最小限に抑え、軽減するための慣行を実施すること。</p>
	<p>5. 児童労働を含む強制労働と現代奴隷制のリスクが特定された場合、調達と人事管理に責任を持つ従業員に対し、人事と調達に責任を持つ従業員に対し、定められた間隔で、それらのリスクに関する関連研修を実施する。研修内容は、関連するILO条約、ILO強制労働指標、UNGPsに沿ったものでなければならない。</p>
	<p>6. 労働者の個人身元証明書類の差し押さえを禁止する。</p>
	<p>7. 15歳から18歳までの労働者が事業所に雇用されている場合、その健康、安全、道徳、福祉を保護するために、脆弱なグループを含め、特定されたリスクに基づく適切な措置を採用すること。</p>
	<p>8. 児童の権利に対する危害または強制労働の事例が当事業所のビジネスパートナー内で発見された場合、生命または安全に対する直接的な危害を停止するために直ちに行動する。児童労働および/または強制労働の事例を、児童や労働者を危険にさらさない範囲で、関連当局に報告する。</p>
<p>良好な実務</p>	<p>1. 特定されたリスクに基づき、また契約要件に含めることを通して、ビジネスパートナーに対し、当事業所の事業および当事業所の事業を支援する事業所外の作業所において、ILOの強制労働の指標に関連するリスクを軽減するための慣行を実施するよう求める。</p>
	<p>2. 契約要件に盛り込むことにより、児童が労働に従事するリスクが確認された場合、ビジネスパートナーに対し、上記の良好な実務への移行4および5で実施されたものと同様の慣行を実施するよう求める。</p>
	<p>3. 直接および/または人材斡旋会社を通じて採用する場合、「雇用者負担の原則」に沿った慣行とプロセスを確立する。</p>
	<p>4. 特定されたリスクに基づき、事業所の事業において、強制労働のILO指標⁵に関連するリスクを防止、軽減、説明、または是正するための慣行を実施する。</p>

	<p>5. 児童労働または強制労働の事例が1つ以上発生し、それが事業所の活動に直接関連していると判断される場合、その事例を緩和し、是正するために行動すること。ビジネスパートナーとの関係により、そのような事例を助長していると事業所が判断した場合、ビジネスパートナーと協力して救済を提供する。</p>
	<p>6. 児童労働または強制労働の事例が発生した場合は、GRI408：児童労働2016とGRI409：強制労働または同等の枠組み2016に沿った事例の概要、緩和策、是正策を公表し、関係する子どもおよび/または労働者、その家族の安全、プライバシー、身元が権利と両立する形で保護されるよう配慮する。</p>
	<p>7. 良好な実務4に従い、リスクを予防、軽減、説明、または是正するための実務の有効性について内部レビューを実施する。</p>
<p>先進的実務</p>	<p>1. 良好な実務4に従って策定された修復の枠組みの実施とモニタリングについて、関連する利害関係者と協力する。</p>
	<p>2. 是正が行われた場合は、影響を受ける利害関係者および第三者の専門家と協働して、根本原因を特定し、是正プロセスとその結果の有効性を評価し、再発を防止するための慣行を修正および/または実施するために、独立したレビューを監視および実施する。</p>
	<p>3. 良好な実務4に従い、ビジネスパートナーのリスクを予防、軽減、説明、または是正するための実務の有効性について、内部レビューを実施する。</p>
	<p>4. 重大なリスクが特定された場合、ビジネスパートナーが強制労働や児童労働のリスクを特定し、予防し、緩和し、説明し、是正することを支援する能力構築の取り組みやプログラムを実施する。</p>
	<p>5. 重大なリスクが特定された場合、その事業が直接的・間接的に影響を及ぼす領域において、児童労働および/または現代奴隷制の根本原因を特定し、対処するための業界横断的な国または地域の組織/取り組みを支援または協力する。</p>

用語集と解釈指針：

ビジネスパートナー：事業所が契約関係を持つ事業体を指す。ビジネスパートナーには、請負業者、代理人、サプライヤー、国内外の仲介業者や取引業者、ジョイントベンチャーのパートナーが含まれる。また、セキュリティ・プロバイダーや人材斡旋会社などのサービスを提供する事業体や、統合鉱業規格の範囲内でデューディリジェンスの対象となるその他の第三者も含まれる。ビジネスパートナーには顧客や最終消費者は含まれない。³⁶

児童労働：児童労働の定義は、国連児童の権利条約、ILO条約第138号最低年齢条約、ILO条約第182号最悪の形態の児童労働条約に由来する（表A.1参照）。ILOによると、**児童労働**とは、(i) 児童にとって精神的、肉体的、社会的、道徳的に危険で有害な労働、(ii) 児童から就学の機会を奪ったり、早期に退学させたり、就学と過度な長時間・重労働を両立させようとさせたりすることによって、児童の就学を妨害する労働、(iii) 最低年齢（15歳）に満たない児童が行う労働を指す。³⁷

「使用者負担の原則」：³⁸**雇用者負担の原則**：求人費用は労働者ではなく雇用主が負担すべきである。人権とビジネス研究所（IHRB：Institute for Human Rights and Business）は、移民労働者が海外での就職や職業斡旋のために、斡旋業者やブローカーに手数料を支払うことが多いと述べている。手数料は、募集そのもの、旅費、ビザ、管理費、その他さまざまな形の不特定の「手数料」や「サービス料」を含む費用をカバーすることができる。IHRBは、雇用主に対して以下のことを推奨している：

- 労働者を採用するための費用を全額負担する
- 労働者が仕事を確保するために保証金や保証金の支払いを要求されたり、人材紹介料や経費を賄うための払い戻しを要求されたりしないようにする。

強制労働：強制労働のILO指標は、世界中のさまざまな国内法制度における「現代奴隷制」の定義に包含されうるものであり、ILOによる**強制労働のILO指標**と呼ばれる出版物に掲載されており、以下の11の指標：脆弱性の乱用、欺瞞、移動制限、隔離、身体的・性的暴力、脅迫、身分証明書の保持、賃金の源泉徴収、債務の束縛、虐待的な労働・生活条件、過度な時間外労働が含まれている。これらの指標の詳細な説明は、ILOの文書に記載されている。事業所または会社が、カナダ、米国、オーストラリア、EUなどの国内法的要件を通じて、**現代的奴隷制に関する報告**を義務付けられている場合、**児童労働**または現代的奴隷制の事例が含まれ、**報告書**が一般に公開されていれば、これらの報告書は、良好な実務5の開示要件に対処したことの証拠として使用できる。

強制労働のILO指標：国際労働機関（ILO）は、実務家、検査官、監査員などが、1930年のILO強制労働条約（第29号）：

[銅マーク基準ガイド](#)（2023年）³⁶より引用

[OECD 鉱物のサプライチェーンにおける最悪の形態の児童労働を明らかにし、対処するための企業のための実践的行動](#)（2017年）³⁷より引用

[IHRB採用費用](#)（2016年）³⁸より引用

1. 脆弱性の悪用（貧困、移住資格、非識字、言葉の壁などにより脆弱な立場にある労働者を搾取する）に定義される強制労働に該当する可能性のある状況を発見するのに役立つ、強制労働の指標を特定した。
2. 欺瞞 - 仕事の種類、条件、賃金、または法的地位について労働者を欺くこと。
3. 移動の制限 - 職場の内外を問わず、労働者が自由に移動する能力を制限すること。
4. 孤立 - 労働者を物理的または社会的に孤立させ、助けを求めることを困難にする。
5. 身体的・性的暴力 - 脅迫、暴行、嫌がらせ、虐待を用いて労働者を威嚇する。
6. 脅迫と脅し - 言葉による虐待、当局への糾弾の脅し、家族に対する脅し。
7. 身分証明書の保持 - 自由を制限するためにパスポート、IDカード、労働許可証を没収する。
8. 賃金の源泉徴収 - 労働者を拘束するために故意に給与を差し引いたり、過度な賃金の控除を行う。
9. 債務による束縛 - 労働によって膨れ上がった債務の返済を労働者に強いること。
10. 虐待的な労働・生活条件 - 労働者に、基準以下の、品位を傷つける、または危険な環境での生活や労働を強いる。
11. 過度な時間外労働 - 法定または契約上の義務を超える不合理な長時間労働を、同意なしに課すこと。

軽減：特定の悪影響が発生する可能性を低減するために取られる措置。人権への悪影響の緩和とは、その程度を軽減するために取られる行動のことであり、残存する影響については是正が必要となる。

道徳：児童労働の文脈では、ILO児童労働最悪の形態の条約第182号第3条で定義される児童労働最悪の形態には、児童の健康、安全または道徳を害する可能性のある労働が含まれる。これには、売春、ポルノ製作、ポルノ上演のために児童を使用、調達、提供するなど、児童を身体的、心理的、性的虐待にさらす労働が含まれる。

救済：人権への悪影響に対して救済を提供するプロセス、またその悪影響を相殺し、または回復する実質的な成果を指す。成果は、謝罪、原状回復、リハビリテーション、金銭的または非金銭的補償、再発防止の保証など、さまざまな形を取り得る。国家もまた、刑事・行政を問わず懲罰的制裁を通じて、あるいは差止めなどによる被害の予防を通じて、救済の提供に関与することがある。

児童労働と強制労働の事例に関する報告：この基準では、この種の報告の書式を規定していないが、一般的に用いられている選択肢のひとつは、GRI 408：児童労働2016とGRI409：強制労働2016に沿って報告することである。

利害関係者：統合鉱業規格で対象とされるパフォーマンス領域に関連する権利や利益を有し、事業所の操業に伴う悪影響を受ける、または受ける可能性のある個人、集団、組織、あるいはその正当な代表者（利害関係団体、政府機関、企業など）を指す。これには、政治家、商業・産業企業、労働組合、学術関係者、宗教団体、国内の社会・環境団体、公共部門

の機関、メディア、地域社会などが含まれ得る。正当な代表者には、労働組合のほか、人権への事業影響に関する経験や専門知識を有する市民社会組織なども含まれる。

最悪の形態の児童労働：最悪の形態の児童労働は、ILO最悪の形態の児童労働条約第182号で次のように定義されている：

- 子どもの売買や人身売買、借金による束縛や農奴制、強制労働や強制労働など、あらゆる形態の奴隷制や奴隷制に類似した慣行、
- 児童を売春、わいせつな製作、わいせつな上演のために利用、調達、提供すること、
- 不法活動、特に関連国際条約に定義される薬物の生産と売買のために児童を使用、調達、提供すること、
- その性質または実施される状況により、児童の健康、安全、道徳を害する可能性のある業務。

参考文献：

- [グローバル・リポーティング・イニシアティブ（GRI）408：児童労働2016](#)
- [グローバル・リポーティング・イニシアティブ（GRI）409：強制労働2016](#)
- [国際労働機関（ILO）強制労働廃止条約第105号](#)
- [国際労働機関（ILO）強制労働条約第29号](#)
- [国際労働機関（ILO）強制労働条約第29号](#)
- [国際労働機関（ILO）最低年齢条約第138号](#)
- [国際労働機関（ILO）最悪の形態の児童労働条約第182号](#)
- [経済協力開発機構（OECD）鉱物のサプライチェーンにおける最悪の形態の児童労働を明らかにし、対処するための企業のための実践的行動](#)

パフォーマンス領域 7：労働者の権利

目的：労働者の公正で適切な雇用条件を受ける権利、および結社の自由と団体交渉の権利を尊重すること。職場での差別やハラスメントを禁止、防止、是正し、労働者の苦情に対応するための効果的な仕組みを提供すること。これらの要件は、ILO条約1、14、87、95、98、100、131、132、183、190に沿ったものである。

その他の関連パフォーマンス領域：

2 ビジネス・インテグリティ

5 人権

6 児童労働と強制労働

8 多様性、公平性および包括性

9 安全で健康的かつ尊重される職場

10 緊急事態への備えと対応

12 関与

17 苦情処理

適用可能性：このパフォーマンス領域はすべての事業所に適用される。このパフォーマンスエリアで使用される労働者の定義には、事業所と契約を結んでいる直接雇用労働者（フルタイムおよびパートタイム）と、事業所で定期的に働き、労働斡旋業者、労働提供者、請負業者/下請業者などの第三者と雇用契約を結んでいる間接雇用労働者の両方が含まれる。このパフォーマンスエリアの要件はすべての労働者に適用されるが、これらの要件を満たすための行動は、直接雇用労働者（すなわち従業員）と、事業所の管理・影響力が弱い間接雇用労働者（請負業者、派遣労働者など）とは異なる可能性があることに留意すること。

このパフォーマンスエリアと密接に関連するその他の要件は、パフォーマンスエリア5：

「人権」（UNGPに沿った人権デューデリジェンスプログラムの実施など）、パフォーマンスエリア6：「児童労働と強制労働」（児童労働と強制労働の防止など）、パフォーマンスエリア8：「多様性、公平性、包括性」（多様で公平な職場の育成など）、パフォーマンスエリア9：「安全で健康的かつ尊重し合う職場」の9.2（心理的安全、ウェルビーイング、メンタルヘルスの促進など）に記載されている。

労働者の苦情管理は、7.1で取り上げられている他の労働者の権利と統合するために、このパフォーマンスエリア7.2で取り上げられているが、施設の外部/地域社会の利害関係者および権利保持者の苦情管理は、パフォーマンスエリア17：「苦情処理」で取り上げられている。パフォーマンスエリア7の両方の要件を満たすことは問題ない：パフォーマンスエリア7.2（労働者向け）とパフォーマンスエリア17（社外の利害関係者および権利保有者向け）：しかし、一般的には、労働者向けと社外の利害関係者・権利保有者向けの2つの異なるメカニズムとして設定・管理されている。パフォーマンスエリア2：また、ビジネスイン

テグリティには、倫理または行動規範違反の可能性に関する苦情を把握することを目的とした、機密かつ明確な内部告発の仕組みを確立するための要件も含まれている。この種の仕組みは通常、施設または企業法務グループによって管理され、多くの場合、独立して運営される。

レベル	要件
7.1 労働者の権利	
グッドプラクティスに向けて	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公正で適正な雇用条件、結社と団体交渉の自由、差別やハラスメント、不当な懲戒行為からの保護など、労働者の権利を尊重し、責任ある採用慣行を適用することを公に約束する。 2. 職場における女性の地位向上と公正な処遇を阻む障壁を特定し、削減・除去することを公に約束する。 3. 性別、性自認、性的指向、出身国、先住性、年齢、民族、身体的能力、宗教、社会経済的背景、および／またはその他の弱者や周縁化された集団のカテゴリーにかかわらず、労働者の権利と利益を尊重することを公に約束する。
グッドプラクティス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 『グッドプラクティスに向けて』で概説されている労働者の権利に対するリスクを特定、予防、緩和、説明し、労働者の権利の尊重を実証する。 2. 労働慣行や職務設計に社会的な性別や文化を配慮したアプローチを反映させ、あらゆる形態の差別やハラスメント、女性や社会的弱者、社会から疎外されたグループの職場参加に悪影響を及ぼす行動から保護する、女性や社会的弱者、社会から疎外されたグループの権利と利益を尊重するための政策や慣行を実施する。 3. 雇用開始時および条件変更時に、影響を受ける労働者に、労働者が理解できる言語および形式で、雇用条件を明確に定義した雇用条件を伝える。 4. 公正で競争力のある報酬の提供を支援するために、信頼できるベンチマークを使用して、定められた間隔で労働者の報酬の社内審査を実施する。審査の結果に基づいて、 <ol style="list-style-type: none"> a. すべての労働者に、その雇用市場内で競争力のある報酬を示す公正な賃金と手当を支払う。

	<p>b. 同一価値の労働に対し、手当を含む<i>同一報酬</i>を提供する。</p>
	<p>5. 労働者の情報やフィードバックが求められる場合は、<i>労働者</i>に明確に伝える：</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 労働者の情報またはフィードバックが使用される目的。 b. プロセスへの労働者の参加が自発的であるか、および／または機密であるか。 c. 結果の分析および伝達の際に、労働者の匿名性を保護する仕組み。 d. 収集されたデータまたは情報の使用目的、およびプライバシー保護のための安全な保管方法。
	<p>6. <i>施設</i>が宿泊施設を提供する場合、安全、修理、衛生、および通信手段の利用可能性の<i>妥当な水準</i>を維持すること。十分な睡眠に適した宿泊施設を提供し、女性や弱い立場にある人々の特別なニーズを配慮する。宿泊料が適用される場合、請求料金は市場価格以下とする。<i>労働者</i>が職場で十分な食料、衣類、水、衛生設備を利用できるようにする。</p>
	<p>7. シフト制勤務（フライイン・フライアウトのローテーションを含む）または継続的に実施される工程の場合、<i>労働者</i>の総定時労働時間が週48時間を超えず、時間外労働が週12時間を超えないことを平均的に計算した慣行を確立する。現地の法律または<i>労働協約</i>が、時間外労働を含めて週60時間未満と定めている場合は、それが優先される。</p>
	<p>8. 少なくとも7日に1日の休息日と、交替制勤務や連続的に実施される工程の場合は平均して算出される労働時間中の休息時間を設ける。</p>
	<p>9. <i>労働時間の例外</i>が適用される場合は、自主的に時間外労働を提供し、時間外労働が<i>労働者</i>に及ぼす安全衛生上の影響を評価し、その影響を最小限に抑え、緩和するための関連する保護措置を提供する。</p>

	10. 妊娠中の労働者の健康と福祉を保護するための適切な措置を実施し、母性保護に関するILO条約183号および母性勧告190号に沿って、育児休暇後に職場復帰する労働者への包括的な支援を確保する。
	11. 否定的な結果や報復を受けることなく、自ら選択した労働組合を結成、加入、組織化する権利、および労働者に代わって使用者と団体交渉を行う権利を労働者に知らせる。
	12. 労働者代表が代表機能を果たすため、職場の組合員に面会できるようにする。
	13. 用語集に定義されているとおりの責任ある人材採用を行う慣行を確立する。
	14. 経営陣と労働者に、それぞれの役割と責任に応じた業績管理と懲戒の手順を伝え、必要な場合は研修を行う。
	15. 定められた間隔で雇用慣行の有効性を内部審査し、特定されたギャップに対処する。
リーディングプラクティス	1. 労働者および／または労働者の代表者と協力して、労働者の権利に対するリスクを特定し、評価する。
	2. 労働者および／または労働者の代表者と協力して、雇用慣行の有効性に関する社内審査を実施する。
	3. すべての労働者に生活賃金に相当する公正な賃金と手当を支給する。
	4. 現地の生活賃金と比較した、男女別の標準的新入社員賃金の比率を公表する。代表的な生活賃金の値が入手できない場合は、現地の最低賃金との比率を報告する。 ³⁹
	5. 以下のうち2つ以上について、法定要件を上回る社会給付を労働者に提供する：1) 年次休暇、2) 育児休暇、3) 傷病休暇、4) 年金保険料。

³⁹ これは、直接雇用の従業員のみを提供されるべきである。また、この指標は、現地の活動状況や法的に許容される範囲に基づき、実行可能な範囲で、男女別、必要に応じて民族別に集計されるべきである。

	6. 内部審査で特定された、労働者の報酬および手当における不公平のパターンを審査、特定、対処する（上記「グッドプラクティス15」を参照）。
	7. 投票権など政治的権利を行使するための休暇を労働者に与える。
	8. 雇用機関による労働者の権利への悪影響のリスクを特定、評価、対処する。
	9. 労働者の権利に関する方針を雇用機関に適用する。

レベル	要件
7.2 労働者（従業員および請負業者）の苦情処理メカニズム	
グッドプラクティスに向けて	<ol style="list-style-type: none"> 労働者が利用しやすく、救済を受けられるような方法で苦情を管理することを公約する。 差別、報復、暴力やハラスメント、社会的な性別に基づく暴力やハラスメント、脅迫または威嚇から保護され、身元を保護するための秘密保持と匿名性によって支援される方法で、救済へのアクセスを可能にするために、施設で労働者によって提起された問題や懸念を受け取り、追跡するための苦情処理メカニズムを確立し、実施すること。 苦情処理メカニズムの管理と解決のための責任と説明責任を割り当てる。 苦情処理メカニズムが利用可能であることを、利用しやすいチャネルを通じて、労働者が理解できる言語と形式で伝える。 苦情処理責任を有する労働者を対象に、苦情処理メカニズムに関する研修を実施する。
グッドプラクティス	<ol style="list-style-type: none"> 苦情処理メカニズムの設計にあたっては、影響を受ける可能性のある労働者および／またはその代表組織と協議し、社会的弱者や周縁化されたグループのニーズ、価値観、文化を理解すること。

	<p>2. 苦情を申し立てた労働者をその解決に関与させ、要請があれば組合代表の参加を可能にする。この関与は、関連する場合、苦情および／または救済措置の状況についての更新を促進し、合意されたスケジュールに従って問題や懸念事項が解決されたら、その結果を伝えるものでなければならない。</p>
	<p>3. 施設が引き起こした、またはその一因となった人権への悪影響に対する提供すること、あるいは他の合法的なプロセスを通じてその救済に協力すること。</p>
	<p>4. 内部審査を実施し、定められた間隔で苦情処理メカニズムを更新し、影響を受ける労働者および／またはその代表組織と、メカニズムを利用した経験および改善提案について関わりを持つ。</p>
	<p>5. 苦情処理メカニズムを通じて提起された問題や懸念の件数と種類、およびそのような問題への対応、解決、および／または是正のために取られた措置の種類を、苦情申立人の守秘義務および保護に関する規定を考慮した上で、企業レベルの経営陣に報告する。</p>
	<p>6. 苦情処理メカニズムの実施、および施設の苦情処理メカニズムに報告された問題の数と種類に関して、内部コミュニケーションを通じて労働者に最新情報を提供する。</p>
	<p>7. 施設の苦情処理メカニズムで解決されない苦情については、他の正当な救済手段（OECDナショナル・コンタクト・ポイントなど）が存在する場合は、そちらに差し向ける。</p>
<p>リーディングプラクティス</p>	<p>1. 守秘義務に則り、一般市民がこのメカニズムのパフォーマンスを理解するのに役立つ関連データ（提起された問題や懸念の種類、取られた措置）を公に共有する。</p>
	<p>2. 組合員・非組合員を問わず、労働者と協力して苦情処理メカニズムを設計または改善する。</p>

- | | |
|--|--|
| | 3. 労働者およびその代表者と協力して、苦情処理メカニズムと救済措置の有効性について独立審査を実施する。提起された苦情のパターンを検討し、根本的な原因を評価し、予防措置を策定する。 |
|--|--|

用語集および解釈指針

悪影響：社会、環境、人権に関連するものを含め、施設が引き起こしうる、あるいはその一因となりうる、あるいは直接関連しうる負の影響。実際の悪影響は、すでに発生した、または発生しつつある悪影響を示し、潜在的な悪影響は、発生する可能性のある悪影響を示す。

団体交渉：従業員と労働者が、特に労働条件や雇用者、労働者、およびその組織間の関係規制について話し合い、交渉する自発的なプロセスまたは活動。団体交渉の参加者には、雇用者自身またはその組織、労働組合、または労働組合がない場合は労働者が自由に指名した代表者が含まれる。⁴⁰

差別：その人の能力や職務固有の要件とは関係のない特性のために、その人が他の人よりも不利に扱われる場合。すべての労働者および求職者は、職務遂行能力以外の属性に関係なく、平等に扱われる権利を有する。差別の禁止基準には、年齢、社会的階級・地位、障害、民族的・国籍的出身、社会的な性別、自由で独立した労働組合を含む自由で独立した労働者組織の会員であること、政治的所属、人種、宗教、性的指向、性別、性自認、配偶者の有無、家族的責任、社会的背景、その他の個人的特性が含まれる。⁴¹

同一価値労働に対する男女労働者の同一報酬とは、性別による差別なしに設定された報酬率を指す（ILO 100（1951））。

結社の自由：労働者と雇用者が、事前の承認なしに、関係する組織の規則に従って、自ら選択した組織を設立し、組織に加入する権利。審査者の表に従って、雇用者の中立性に関する文言を追加する（または、他のガイダンスを提案する）

社会的な性別に基づく暴力とハラスメント - 性別または社会的な性別を理由とする、あるいは特定の性別または社会的性別を持つ人に不釣り合いな影響を与える暴力とハラスメント。

生活賃金：報酬特定の場所で働く労働者が1週間の標準労働時間に対して受け取る報酬で、従業員とその家族が適正な生活水準を確保するのに十分なもの。まともな生活水準の要素には、食料、水、住居、教育、医療、交通、衣服、その他の必要不可欠なニーズが含まれ、不測の事態への備えも含まれる。⁴²

⁴⁰ [銅マーク基準ガイド](#)（2023年）より引用

⁴¹ [銅マーク基準ガイド](#)（2023年）より引用

⁴² [銅マーク基準ガイド](#)（2023年）より引用

救済：人権への悪影響に対する救済、および悪影響を打ち消す、または埋め合わせることでできる実質的な結果を提供するプロセスを指す。これらの成果は、謝罪、返還、リハビリテーション、金銭的・非金銭的補償、不再発の保証など、さまざまな形をとることができる。国家はまた、（刑事・行政を問わず）懲罰的制裁による救済や、差止命令などによる被害の防止という役割を果たすこともある。

報酬には、通常の、基本的な、または最低の賃金または給与と、現金であれ現物であれ、雇用者が労働者に直接的または間接的に支払う、労働者の雇用から生じる付加的な報酬が含まれる（ILO 100（1951））。

責任ある採用：労働者の尊厳と人権を尊重し、合法的かつ公正で透明性のある方法で雇用する。これは以下を意味します：

- 求職者に対する人材紹介料の禁止
- 債務による束縛の禁止
- 移動の自由の尊重
- 雇用条件の透明性の尊重
- 機密保持とデータ保護の尊重
- 救済措置へのアクセスの尊重⁴³

労働者の苦情処理メカニズム：採用および職場における苦情に対処するための明確かつ透明な枠組みを提供する手順。

労働者：施設と契約を結んでいる直接雇用労働者（フルタイムおよびパートタイム）と、施設で定期的に働いており、労働斡旋業者、労働提供者、請負業者／下請け業者などの第三者と雇用契約を結んでいる間接雇用労働者の両方を含む⁴⁴。

労働時間の制限：労働時間の上限を超えることができるのは、ILOが定める例外的な場合に限り、以下のように定められている：

- 緊急事態または異常事態 - 緊急事態または異常事態の場合、週60時間を超える労働が認められることがある。緊急事態または異常事態とは、生産に実質的な支障をきたし、通常とは異なり、施設の管理が及ばないような出来事や状況を指す
- 交代制で雇用される労働者は、3週間以内の平均労働時間がこれらの制限を超えない場合、週48時間または1日8時間を超える労働が可能である
- 連続的に実施される工程 - その性質上、交代制で連続して実施する必要がある工程では、労働時間の上限を超える可能性がある。このような場合、労働者は週60時間の制限を超えることができる：
 - 現地法や国内法に違反していないこと

⁴³ [銅マーク基準ガイド](#)（2023年）より引用

⁴⁴ [銅マーク基準ガイド](#)（2023年）より引用

- 1週間の平均労働時間が60時間を超えず（定時は56時間まで、残りは60時間まで時間外労働とみなす）、休日には手当を支給する
 - 労働者に対する安全衛生上の影響のアセスメントと、それらの影響を最小化・軽減するための関連保護措置が実施されていること
- 時間外労働は自主的なものであり、上記の例外の場合を除き、日常的に標準労働時間に追加されないようにする。

暴力とハラスメント：身体的、心理的、性的または経済的危害を目的とし、その結果生じ、または生じる可能性のある、容認できないさまざまな行動と実践、またはその脅威で、社会的な性別に基づく暴力とハラスメントを含む。⁴⁵

社会的弱者：リスクが高く、悪影響に対処する能力が低いことを特徴とするグループ。このような脆弱性は、社会的な性別、年齢、障害、民族性、宗教、歴史的な排除や疎外などの社会経済的条件、あるいは資源や開発機会へのアクセス能力に影響を与えるその他の基準に基づく可能性がある。

参考文献：

- [国際金融公社（IFC）のパフォーマンス・スタンダード2：労働と労働条件](#)
- [国際労働機関（ILO）強制労働廃止条約 第105号](#)
- [国際労働機関（ILO）同一報酬条約 第100号](#)
- [国際労働機関（ILO）強制労働条約 第29号](#)
- [国際労働機関（ILO）結社の自由および団結権の保護に関する条約 第87号](#)
- [国際労働機関（ILO）労働者の基本原則と権利](#)
- [国際労働機関（ILO）有給休暇条約（改正）第132条](#)
- [国際労働機関（ILO）労働時間（産業）条約 第1号](#)
- [国際労働機関（ILO）母性保護条約 第183号](#)
- [国際労働機関（ILO）母性保護勧告 第191号](#)
- [国際労働機関（ILO）最低年齢条約 第138号](#)
- [国際労働機関（ILO）最低賃金確定条約 第131号](#)
- [国際労働機関（ILO）賃金保護条約 第95号](#)
- [国際労働機関（ILO）団結権及び団体交渉権条約](#)
- [国際労働機関（ILO）安全で健康的な労働環境（結果的改正）条約 第191号](#)
- [国際労働機関（ILO）暴力とハラスメント条約 第190号](#)
- [国際労働機関（ILO）週休（産業）条約 第14号](#)
- [国際労働機関（ILO）最悪の形態の児童労働条約 第182号](#)

⁴⁵ ILO「暴力とハラスメント」第190号条約より引用

パフォーマンスエリア 8：多様性、公平性、包括性

意図：職場で創造的で多様な視点を育み、職場のポジティブな文化を高めるために、職場での多様性、公平性、包括性を推進するための戦略、取り組み、プロセスを実装する。

その他の関連業績分野：

- 1 企業要件
- 3 責任あるサプライチェーン
- 5 人権
- 7 労働者の権利
- 9 安全で、健康的で、尊重し合う職場
- 13 地域社会への影響と恩恵
- 14 先住民族
- 17 苦情処理
- 20 気候変動対策

適用性：サブセクション8.1の要求事項は、企業レベルで実施され、保証されることを意図しているが、実行可能であれば、施設レベルで実施され、保証されてもよい。サブセクション8.2の要求事項は、施設レベルで実施され、保証されることを意図している。このパフォーマンスエリアを実施する際には、行動とコミットメントが関連法域における法的義務に沿ったものであることを確認することが重要である。制限の例としては、従業員から収集する情報の種類に関する規制上の制限や、設定された業績目標および／または達成目標に向かって努力する際に、他の形態の差別に関与しないようにする義務などがある。

レベル	要件
8.1 多様性、公平性、包括性のガバナンス（企業レベル）	
グッドプラクティスに向けて	1. 多様かつ公平で包括的な職場の育成を公に約束する。
	2. 多様性、公平性、包括性（DEI）のコミットメントをサポートするために、管理責任と説明責任を割り当てる。
	3. 会社運営全体のDEIを改善するための目標を含む、DEIに関する戦略を策定する。
	1. 採用、維持、アクセシビリティを含むDEI戦略を実施する。

グッドプラクティス	2. 関連する労働者グループや鉱業界で十分に代表されていない個人を含め、多様な視点や経験を持つ人々との横断的な関与を通じて戦略を策定する。
	3. DEI代表の企業リーダーシップにおける業績目標および／または達成目標を設定する。
	4. 戦略を労働者や外部の利害関係者に伝える。
	5. 戦略の重要な側面について、定められた間隔で労働者に研修を行う。
	6. 上級管理職が戦略を見直し、更新し、実施状況を追跡するプロセスを確立する。
	7. DEIに関連するガバナンスとビジネスプロセスに統合する。
	8. 戦略の実施状況について、定められた間隔で労働者に最新情報を提供する。
	リーディングプラクティス
2. 企業のリーダーシップにおけるDEI代表の業績目標および／または達成目標に対する進捗状況を、定められた間隔で公表する。	
3. 取締役会にDEIに関する企業戦略を認識させ、実施に関する最新情報を提供する。	

レベル	要件
8.2 多様性、公平性、包括性の管理（施設レベル）	
グッドプラクティスに向けて	1. DEIの職場文化を醸成するための取り組みやプロセスを導入する。
	2. DEIへのコミットメントをサポートするために、管理責任と説明責任を割り当てる。

	<p>3. 労働者が利用しやすく、包括的で、文化的に適切な方法で参加できるよう、社内コミュニケーション慣行を採用する。</p>
	<p>4. 予備的な範囲を定義し、DEIに関するデータ収集と報告の方法を開発する。</p>
	<p>5. 施設に関連する労働者の多様性指標のベースラインデータを確立する。</p>
<p>グッドプラクティス</p>	<p>1. 採用、業績管理、能力開発、定着、アクセス、昇進など、多様性、公平性、包括性に対する偏見や障壁を特定し、対処するために、既存のプロセスを社内で見直す。</p>
	<p>2. 関係労働者グループや鉱業界で十分に代表されていない個人を含め、多様な視点や経験を持つ人々の横断的な関与を通じて、既存のプロセスの内部審査に情報を提供する。</p>
	<p>3. 物理的インフラの見直しを実施し、包括性とアクセシビリティの障壁を解決するためのプロセスを特定し、優先順位を付け、実施する。</p>
	<p>4. リスクアセスメントに基づき安全かつ実行可能な場合、平等で利用しやすい機会を支援・促進するために、作業プロセス、慣行、環境に合理的な調整を行うためのプロセスを確立・維持し、技術を採用する。これには、特定され、優先順位が付けられ、安全かつ実用的であると判断された場合、包括性とアクセシビリティの障壁を軽減するために、職場の支援機器や技術を使用することが含まれる。</p>
	<p>5. すべての労働者に対し、定められた間隔でDEIに関する研修および意識向上プログラムを提供する。</p>
	<p>6. サプライヤーや請負業者に、DEIを推進するための施設のプロセスを伝え、彼ら自身のビジネスでDEIを推進するよう奨励する。</p>
	<p>7. 多様な視点や経験を持つ人々（関連する労働者や労働者グループ、鉱業界で十分に代表されていない個人を含む）との横断的な関わり</p>

	を通じて、データ収集や報告の範囲や方法を決定する。
	8. 労働者のデータを分析・伝達する際、匿名性を保護するためのプロセスを労働者に伝える。
	9. 関連する労働者の多様性指標に関する情報を公表する。
	10. 施設に関連する労働者の多様性指標の継続的な監視と分析を実施する。
リーディング プラクティス	1. 以下を目的としたプロセスを導入する： <ul style="list-style-type: none"> a. 採用、業績管理、能力開発の機会、保持、昇進のプロセスにおける偏見の可能性を軽減する。 b. 多様な職場を促進する経済、雇用、研修の機会を提供する。 c. 組織の指導者層やその他の階層、さまざまな雇用分野で多様な代表を実現する。
	2. 業界の同業者や関連団体、組織、複数利害関係者・イニシアティブと協力し、業界全体のDEIに対する体系的な障壁を特定し、対処する。
	3. 多様な視点や経験を持つ人々と横断的に協力して、多様で公平かつ包括的な採用、維持、代表の目標を設定する。目標を設定する際には、以下を含める： <ul style="list-style-type: none"> a. 業績目標を達成するための行動計画。 b. 業績目標に向けた進捗状況を、社内外への報告を通じて伝える。
	4. DEIに関連する方針と実践の有効性について、定められた間隔で内部審査を実施し、その結果を内外に報告する。

用語集および解釈指針

アクセシビリティ：職場におけるアクセシビリティとは、機会均等と包括性を確保するために、能力に関係なく誰もが使いやすい職場環境やシステムを設計することである。アクセスできない建物や設備などの物理的な障壁や、互換性のないソフトウェアやアクセスできない

ウェブサイトなどのデジタルな障壁を取り除き、すべての従業員や候補者が十分に参加・貢献できる環境を整えることである。

ベースラインデータ：既存の状態（または、定められた時点に存在した状態）の説明で、比較の出発点（例：プロジェクト前の状態）を提供し（例：影響後の状態）、変化を定量化できるようにする。

多様性：職場における多様性とは、人々の間に存在する類似点と相違点のことであり、雇用やビジネスの機会や成果に影響を与える可能性がある。多様性とは、個人的特徴に関連する類似点と相違点だけでなく、価値観、ワークスタイル、介護責任、階層レベル、仕事の役割などの類似点と相違点も指す。各人には、所属する複数のグループがあり、それは時間の経過とともに変化する可能性があり、雇用の機会や結果に影響を与えたり、変化させたりする可能性がある。⁴⁶

公平性：すべての人が同じように参加し、パフォーマンスを発揮し、関与することができるような方法で、多様なニーズに応じて誰もが扱われること。⁴⁷

多様な視点や経験を持つ人々との関わり 要求事項を実施する際、企業は幅広い視点と経験を持つ人々を関与させるべきである。これには、関連する労働者または労働者グループからの個人も含まれ、特に鉱業で十分に代表されていない傾向のあるグループからの個人に重点を置く。施設内部の労働者基盤に、十分に代表されていないグループから限られた数の個人しか含まれていない場合、外部の関心地域社会との関わりは特に重要である。また、さまざまな事業分野（調達、財務など）の人々を含める努力も必要である。施設は、すべての人々、特に少数派グループや脆弱性や周縁化のリスクが高まる可能性のある集団に属する個人に機会を提供する包括的で利用しやすいフィードバックと関与のプロセスを計画すべきである。すべての個人またはグループがこれらのプロセスに参加するわけではないが、施設は、これらの関与の機会が利用可能であることを示すべきである。

包括性 人々が職場で経験したこと、そして、自分という人間、自分がもたらすスキルや経験、職場の仲間との強い帰属意識が評価されていると感じる度合い。職場での各自の包括感、その人のアイデンティティ、その人自身の行動、他者の行動、置かれている環境に関係している。⁴⁸ 包括性は、職場におけるアクセシビリティに関する配慮も含むべきである。

独立審査：外部の第三者によって実施される独立した評価であり、前回の審査で実施された措置の状況および当該措置の有効性を評価することにより、継続的な改善を確保することを目的とする。独立審査プロセスは、改善の機会を特定し、関連する行動計画を説明する。独立審査はまた、法的要求事項の遵守、基準、方針、公約への適合、是正措置の状況など、施設およびその管理システムの全体的なパフォーマンスに関連する重要な問題の要約を提供す

⁴⁶LO報告書「多様性と包括性による企業の変革(2022年)より引用

⁴⁷カナダの多様性および包括性センター(目付なし)

⁴⁸LO報告書「多様性と包括性による企業の変革」(2022年)より引用

べきである。DEIの独立審査には、公平で多様性のある、包括的な職場に向けて現在ある強み、機会、課題を特定することを任務とする専門家が関与すべきである。

コーポレート・リーダーシップのためのDEI目標：コーポレート・リーダーシップの採用、維持、関与について、企業がエビデンスに基づく目標を設定するには、さまざまな方法がある。これには、定量的な目標（多様な代表、報酬の公平性、社会的地位の低いグループ出身者の定着率、関連するイニシアティブへの予算配分など）や、定性的な目標（定期的な調査や面談を通じて評価される、帰属感、包括感、関与の報告など）が含まれる。企業は、プロセスに関連した目標（例えば、すべての候補者プールが一定の多様な代表要件を満たすという方針の実施、公平性、多様性、包括性に関する研修の要件、上級レベルの委員会の設置など）を設定することもできる。

その他のDEIの目的：DEIに関連する定性的または定量的なパフォーマンス目標を設定するには、さまざまなアプローチがある。どのようなパフォーマンス目標も、DEIを促進するための主要な課題と機会を特定する証拠、分析、関与に基づくべきである。3つの分野すべてにわたって目標を設定することが重要である。例：

- 公平性関連の目標 - 報酬、福利厚生、関与、昇進に関するプロセスから偏見を取り除く目標や、従業員研修の修了目標など。
- 多様性に関連する目標 - 労働者やサプライチェーン関係者の多様な代表や定着率の向上など、または機能領域全体にわたる目標。
- 包括性に関連する目標 - 報告された労働者の帰属意識やアライシップの実践の改善など。

少数派グループ：異なる国や地域の状況によって、鉱業部門において、特定の集団が十分に代表されておらず、異なる度合いの脆弱性や周縁化を経験している場合がある。それぞれの地域や国の状況において、十分に代表されていないグループを特定するために、企業は、関連する現地の法律や利用可能な労働力や人口統計データを検討し、労働者や関連する利害関係者の地域社会と協力することが奨励される。

参考文献：

- [グローバル・リポーティング・イニシアティブ \(GRI\) 405：多様性と機会均等](#)
- [国際金属・鉱業評議会 \(ICMM\) 社会的・経済的報告：フレームワークとガイダンス](#)
- [国際労働機関 \(ILO\) 差別 \(雇用及び職業\) 条約 第111号](#)
- [国際労働機関 \(ILO\) 暴力とハラスメント条約 第190号](#)
- [国際労働機関 \(ILO\) 職業リハビリテーション及び雇用 \(障害者\) 条約 第159号](#)
- [国際金融公社 \(IFC\) のツールキット：女性とビジネスのチャンスを開く](#)
- [国際標準化機構 \(ISO\) 30415:2021 人材及び資源管理 - 多様性と包括性](#)

パフォーマンスエリア 9：安全で健康的かつ尊重し合う職場

意図：死亡をなくし、労働災害、疾病、疾患を予防し、積極的な安全衛生文化の中で配慮と尊重を育むことを目標に、安全衛生リスクを予防・軽減するシステムを実装することで、労働者の身体的および心理的な健康と安全性を保護、促進、維持する。これらの要求事項がILO 第155条、第187条、第17条に沿ったものであること。

その他の関連業績分野：

- 5 人権
- 7 労働者の権利
- 8 多様性、公平性、包括性
- 10 緊急事態への備えと対応
- 17 苦情処理
- 21 鉱滓管理
- 22 汚染防止

適用性：このパフォーマンスエリアは、すべての施設に適用される。

レベル	要件
9.1 安全衛生管理	
グッドプラクティスに向けて	1. 安全、健康的で尊重し合う職場を公約する
	2. 安全、健康的で尊重し合う職場のための説明責任を確立する。
	3. 安全衛生のリスクと危険を特定し、リスク制御を採用する。
	4. 施設の最も一般的な作業と関連するリスクを特定し、それらのリスクに基づいて、それらの作業の標準作業手順と安全な作業方法を文書化する。
	5. 労働者が安全衛生に関連する質問、懸念、問題、および／またはインシデントを報告するための仕組みまたは経路を確立する。
	6. 個人用保護具、救急処置、医療施設へのアクセス、水、洗濯・着替え・食事のための衛生施設を従業員に無償で提供し、請負業者にも同様のものを自社の従業員に無償で提供することを義務付ける。

	<p>7. 死亡が発生した場合、調査を実施し、および／または公的な調査（鉱山検査官、警察、検死官など）に協力し、同様のインシデントの発生を防止するために社内の標準作業手順や訓練に加えられた変更を全社に伝達するなど、根本的な原因や要因を軽減するための措置を実施する。</p>
<p>グッドプラクティス</p>	<p>1. 施設内のすべてのレベルにおいて、管理者と労働者の説明責任と責任が理解されていることを示す。</p>
	<p>2. 安全衛生管理システムを実装・維持し、安全衛生リスクを予防・軽減する：</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 危険の特定、リスクアセスメント、安全衛生管理階層に沿った管理プロセス。 b. 重要な管理。 c. 有資格の衛生士がリスクと管理策を審査した産業衛生プログラム。 d. 職場の検査。 e. インシデントの報告、根本原因の分析とフォローアップを伴う調査。 f. 有効性が限界または弱いレベルであることが判明した重要な管理について、改善計画を策定し、実施する。 g. 安全衛生記録の管理
	<p>3. 地下でディーゼル機器を使用する場合、ディーゼル粒子状物質（DPM）管理プログラムを実施し、DPMへの暴露から地下採掘労働者を守る。</p>
	<p>4. 死亡または重大な傷害の可能性があるニアミス、または重大な傷害につながるインシデントが発生した場合は、調査を実施し、同様のインシデントが発生しないように社内の標準作業手順や研修に加えられた変更を全社に伝達するなど、根本原因や要因の軽減に向けた行動を実施する。</p>

リーディング プラクティス	1. 定められた間隔で独立審査を実施し、管理が行われており、機能的で、効果的であることを確認し、重要な管理とその他の管理を区別し、継続的改善の機会を特定する。
	2. 有資格の衛生士による産業衛生プログラムの監督を確立する。

レベル	要件
9.2 心理的安全性と尊重し合う職場	
グッドプラクティスに向けて	1. 労働者が心理的な安全や尊重に関連するインシデントを報告できる仕組みを確立する、または既存の仕組みに統合する。
グッドプラクティス	1. 心理的安全性と尊重し合う行動を、既存の方針とプロセスに組み込む。
	2. メンタルヘルスや健康的なライフスタイルなど、健康とウェルビーイングを促進・奨励するプログラムを開発・実施する。
	3. 心理的安全性と尊重し合う行動を促進するための方針とプロセスを労働者に伝える。
	4. 職場における無礼、心理的に安全でない、または有害な行動の事例を報告し、対応するために、トラウマに配慮したプロセスを開発し、実施する。これらには次のようなものがある： <ul style="list-style-type: none"> a. 心理的安全性と尊重に関する継続的な改善と学習の職場文化を育成することを目的として、同僚間の非公式なインシデント解決を支援するための研修とリソース。 b. 非公式なインシデント解決プロセスを超えて、支援や調査が必要な懸念、苦情、提案を報告し、対応するための、迅速かつ機密保持された公平なメカニズム。
	5. 労働者のメンタルヘルスを支援するための援助へのアクセスを提供するプログラムを開発し、実施する。

リーディング プラクティス	1. 労働者、専門家、関連する外部の利害関係者と協力し、トラウマに配慮した報告・対応プロセスを見直し、協力の成果に基づいてプロセスを調整する。
	2. 多様な視点や経験を持つ人々（関連する労働者グループや、鉱業において十分に代表されていない個人を含む）と協力し、そのようなグループに不釣り合いに影響するOHSリスクを特定、評価し、それに対処する。
	3. 心理的安全性と尊重に関連する業績目標および／または達成目標を設定する、あるいは企業レベルで設定された業績目標および／または達成目標を適用する。これらには次のようなものがある： a. 業績目標を達成するための行動計画を策定。 b. 業績目標に対する進捗状況の実証と、その進捗状況に関する内部報告。
	4. 心理的安全と尊重の原則を調達プロセスと請負業者との関係に組み込む。
	5. 心理的安全性と尊重を促進するためのプログラムの有効性を独自に検証し、継続的改善の機会を特定する。
	6. 当施設の労働者が住む地域社会と協力し、心理的安全性と尊重を促進・支援する。

レベル	要件
9.3 研修、行動、文化	
グッドプラクティスに向けて	1. 安全衛生上の危険とリスクの基礎に関する研修を実施し、研修記録を管理する。
	2. 心理的安全の基本、尊重し合う行動、心理社会的危険の特定、心理社会的リスクの評価に関する研修を実施し、研修記録を管理する。

<p>グッドプラクティス</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. トレーナーが実施する、安全で健康的かつ尊重し合う職場の研修・意識向上プログラムを確立する： <ol style="list-style-type: none"> a. トレーナーの能力評価。 b. 必要なスキルやコンピテンシーの検討を含む、研修のニーズ分析。 c. 研修後の能力評価。 d. 研修記録の管理。 e. 研修プログラムの有効性に関する内部審査を実施するためのプロセス。 f. 訪問者向けのオリエンテーションでは、期待される行動や懸念事項の指摘方法について説明する。 2. 物理的および心理社会的危険を含む危険の特定と管理を、予防的および事前対策に重点を置いた研修および意識向上プログラムに組み込む。 3. 危険の特定、リスクアセスメントおよび管理策の決定、ならびに健康・安全・尊重し合う職場目標の設定に労働者が参加するための仕組みを確立する。 4. 十分に代表されず、周縁化しているグループを参加させ、そのようなグループが過大に影響を受けるような労働安全衛生リスクを特定、評価し、それに対処する仕組みを確立する。
<p>リーディングプラクティス</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全で健康的かつ尊重し合う職場に対するコミットメントが、施設全体に浸透していることを示す。 2. 施設管理者が、労働者との交流において、安全かつ健康的で尊重し合う行動と文化へのコミットメントを反映したリーダーシップを発揮していることを実証すること。 3. 既存の職場設計プロセスを評価し、心理的安全衛生やアクセシビリティを妨げるものに関連するリスクを特定し、特定されたリスクに基づいてそれらのプロセスを改善するための行動をとる。 4. 定められた間隔で、安全衛生研修プログラムの有効性を独立した立場で審査する。

レベル	要件
9.4 監視、業績、報告	
グッドプラクティスに向けて	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働者の安全衛生業績目標および／または達成目標を設定する。 2. 施設内に報告または掲示することで、労働者に業績目標および／または達成目標を伝える。
グッドプラクティス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 身体的・心理的な安全衛生の管理を監視し、社内で報告する： <ol style="list-style-type: none"> a. 意思決定や継続的改善のためのトレンド分析のための業績評価指標。 b. 個人情報保護に関する関連法規の保護を尊重しつつ、心理的な安全衛生および有害な行動に関する問題の報告件数と種類に関するデータの監視と分析。 c. 安全衛生および産業衛生検査の先行指標および遅行指標の追跡と社内報告。 d. 健康サーベイランス、傷害・疾病クレームデータ、インシデント調査、フォローアップの監視。 e. 産業衛生に関連する報告された問題の数と種類に関するデータの監視と分析。 f. 職場における監視、検査、フォローアップの結果を施設内に伝達。 2. 毎年、身体的および心理的な安全衛生の実績を公表する。 3. 設定した業績目標および／または達成目標に、先行指標と遅行指標の両方を含める。 4. 定められた間隔で、継続的な改善を支援するために、身体的および心理的な安全衛生の実績を社内で見直す。 5. 報告年度中に死亡ゼロを記録する。
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 過去4年間のうち、少なくとも3年間は施設における継続的改善目標

リーディング プラクティス	を達成し、過去4年間の全期間を通じて死亡のない職場を維持すること。
	2. 少なくとも3年ごとに、身体的・心理的安全衛生の実績についての独立審査を行い、特定された改善の機会に対処するための行動計画を策定し、追跡する。

用語集および解釈指針

実証 - 保証プロセスにおいて、保証提供者は、定められた人数の労働者と一連の面談を実施する。このような面談の際、保証提供者はその個人の以下の能力をテストすべきである：

- a) 全階層における管理および業務の説明責任と、それらに適用される説明責任と責任を理解する。
- b) 安全で健康的かつ尊重し合う職場にコミットし、そのコミットメントを反映した行動について議論・実証できる。

労働者の参加メカニズムを確立する：労働組合のある施設では、別の名称になることもあるが、合同労働安全衛生委員会の形をとることが多い。労働組合のない施設では、危険の特定、リスクアセスメントおよび管理手段の決定、ならびに健康、安全、および尊重し合う職場目標の設定に労働者を参加させるために、他の仕組みが採用されることもある。

社会的な性別に基づく暴力：性別や社会的な性別を理由とする、または特定の性別や社会的な性別を持つ人に不釣り合いな影響を与える暴力やハラスメント。⁴⁹

危険な作業：危険な作業とは、その性質や実施条件により、労働者の身体的または心理的な健康を危険にさらすあらゆる作業を指す。

産業衛生：産業衛生または職業衛生とは、労働者に疾病や傷害を引き起こす可能性のある、あるいは周囲の地域社会や環境に影響を及ぼす可能性のある、職場の危険性を予測、認識、評価、管理する学問分野である。

産業または職業衛生プログラム：産業衛生または職業衛生のプログラムには以下が含まれる：

- 職場の活動や環境条件（有害物質の購入や使用など）から生じる潜在的な暴露の予測
- 定性的手段（例：ウォークスルー調査、作業員インタビュー、目視観察）による暴露の特定

⁴⁹ ILO「暴力とハラスメント条約」（2019年）より引用

- 化学的、生物学的、物理的要因（放射線、騒音、熱ストレス、振動など）に対する特定された暴露の評価
- 管理階層に基づき、被ばくリスクを規制被ばく基準以下に管理すること
- 人間工学的および心理社会的リスクの特定と管理
- 暴露の除去または低減における管理策の有効性の評価⁵⁰

現場の請負業者：これは、本施設の境界内で作業を行う請負業者およびその従業員を指します。

監督：これは、資格を有する衛生士が、施設全体の衛生プログラムを監視し、促進し、調整する追加責任を持つことを指す。

心理社会的リスクと危険：

- **心理社会的危険因子：**業務に関連するストレスのリスクを増大させ、心理的または身体的危害につながる可能性のある業務設計または管理の要因。⁵¹
- **心理社会的危険：**健康へのリスクを増大させる作業環境、管理、慣行、および／または組織的側面の要素を含む危険。⁵²

心理的安全性：対人関係においてリスクを冒し、率直な意見を述べ、否定的な反響を恐れず、悪い知らせを取り繕うことへのプレッシャーを感じることなく、懸念を表明することができる⁵³。

心理的安全衛生とは、心理社会的な危険を特定し、リスクを軽減するための管理アプローチの幅広い適用を指す。

有資格衛生管理者 - 有資格衛生管理者とは、国際職業衛生協会（IOHA）モデル認証プログラムに適合する、またはそれを上回る、公認の資格認定団体による知識、訓練および／または経験に基づいて資格を有し、資格認定を受けた者である。例えば、Board for Global EHS Credentialing（およびCertified Industrial Hygienist (CIH)資格）、Australian Institute for Occupational Hygienist（およびCertified Occupational Hygienist (COH)）、その他の国の同等の専門機関がある。

報告年 -この要件では、すべての死亡が年単位で把握されるよう、「報告年」は、施設が最後に公表した自己評価結果または外部保証結果からの期間と定義すべきである。つまり、前回の査定が暦年のいつ行われたかによって、「報告年度」が12か月を超える可能性がある。

⁵⁰ TSM「安全で健康的かつ尊重し合う職場」議定書（2023年）より引用

⁵¹ TSM「安全で健康的かつ尊重し合う職場づくりプロトコル」（2023年）より引用

⁵² TSM「安全で健康的かつ尊重し合う職場づくり」（2023年）より引用

⁵³ 1999年に作られたエイミー・エドモンドセン博士による造語 心理的安全性とは何か?

尊重し合う職場 - いじめ、ハラスメント、差別、社会的な性別に基づく暴力を含む暴力など、心理的被害のない職場。

安全衛生上の危険とリスクの基礎に関する研修：業務に関連する傷害、疾病、インシデントを防止することを目的として、労働安全衛生上の危険および関連するリスクを特定、理解、管理するために必要な知識および技能（危険の認識、リスク評価、リスク管理、法律、規制、組織要件の適用の原則を含む）を習得するための研修。

トラウマ・インフォームド・プロセス：被害を受けた個人やグループ、および非公式・正式な対応メカニズムを通じて提起された問題に対応する関係者の身体的・心理的・精神的安全性を重視する。トラウマ・インフォームド・プロセスは、トラウマの影響を理解し、それに対応することに基礎を置いている。すべての人の身体的、心理的、感情的な安全を重視し、被害者が主体性と自信の感覚を取り戻すための機会を創出する。⁵⁴

ウェルネス：労働者のウェルネスまたはウェルビーイングは、物理的環境の質や安全性から、労働者が仕事、職場環境、職場風土、職場組織についてどう感じるかに至るまで、労働生活のあらゆる側面に関係する。⁵⁵

労働者：施設と契約を結んでいる直接雇用労働者（フルタイムおよびパートタイム）と、施設で定期的に働き、労働斡旋業者、労働提供者、請負業者／下請け業者などの第三者と雇用契約を結んでいる間接雇用労働者の両方を含む⁵⁶。

死者ゼロ (re 9.4 G5)：報告年度内に業務上の死亡が発生した施設は、サブセクション 9.4 「監視、実績および報告」の「優良事例レベル」の対象とはならない。業務上の死亡とは、経営管理下の活動に起因する業務上のインシデントが原因で、従業員、請負業者、訪問者が死亡した場合を指す。死亡が施設の安全統計にカウントされる場合、それはこの要件にもカウントされるべきである。

参考文献：

- [国際労働機関 \(ILO\) 労働安全衛生条約 第155号](#)
- [国際労働機関 \(ILO\) 労働安全衛生促進枠組み条約 第187号](#)
- [国際労働機関 \(ILO\) 鉱山の安全衛生条約 第176号](#)
- [国際労働機関 \(ILO\) 暴力とハラスメント条約 第190号](#)

⁵⁴ 以下より引用 [ブリティッシュ・コロンビア州政府 | トラウマ・インフォームド・プラクティス \(TIP\) - リソース](#) (2020年) から引用

⁵⁵ [ILO 職場の幸福度](#) (2009年) より引用

⁵⁶ [銅マーク基準ガイド](#) (2023年) より引用

パフォーマンスエリア 10：緊急事態への備えと対応

意図：緊急事態への対応を管理するシステムを導入することにより、緊急事態が発生した場合に、労働者および地域社会や環境を含む危険にさらされている人々の健康と安全を守る。

その他の関連業績分野：

- 1 企業要件
- 7 労働者の権利
- 9 安全で健康的かつ尊重し合う職場
- 12 関与
- 13 地域社会への影響と恩恵
- 21 鉱滓管理
- 22 汚染防止

適用性：このパフォーマンスエリアは、すべての施設に適用される。これは、施設レベルの緊急時計画、および危機計画に関連する施設レベルの要素に重点を置いており、パフォーマンスエリア1：「企業要件」のサブセクション1.5「企業の危機管理」で取り上げている企業レベルの危機計画と直結している。パフォーマンスエリア21：「鉱滓管理」に関して、緊急時計画は、効果的な鉱滓管理の重要な要素であり、鉱滓が関係する緊急事態の計画は、施設全体の緊急事態準備計画に関連する方法で行われるべきであり、パフォーマンスエリア21：「尾鉱管理」に概説されている緊急時計画の詳細に従うことが重要である。

レベル	要件
10.1 緊急事態への備えと対応	
グッドプラクティスに向けて	1. 信憑性のある潜在的な緊急事態のシナリオと、それが危機へとエスカレートする可能性を特定する。これには、業務上の混乱や障害、自然災害、紛争や内乱、公衆衛生上の危機などが含まれるが、これらに限定されるものではない。
	2. 特定されたシナリオに基づき、決められた間隔で、および／または要因に大きな変化があった場合はいつでも、内部および外部のリソースの緊急対応能力アセスメントを実施し、リソースや設備を含め、特定されたギャップに対処する。

	<p>3. 適用される規制を考慮し、特定されたシナリオに対処する緊急事態準備・対応計画 (EPRP) を策定し、人命の損失、負傷、労働者、地域社会、環境、財産に対する健康と安全への影響を回避し、最小限に抑える。この計画には、緊急シナリオを企業の危機対応にエスカレーションするセクションも含まなければならない。</p>
	<p>4. 役割、責任、報告体制を明確にした施設緊急チームを設立し、配属後2か月以内に、新メンバーにその役割と責任を周知させる。</p>
	<p>5. 役割、責任、報告体制を明確にした施設危機対応チームを設立し、企業の危機対応チームと連携させ、配属後2か月以内に新メンバーにその役割と責任を周知させる。</p>
	<p>6. 緊急時の手順を熟知するための訓練と意識向上プログラムを確立する。</p>
	<p>7. 特定された潜在的緊急事態シナリオに基づき、関連する緊急事態への備えと対応計画について、定められた間隔で、影響を受ける可能性のある地域社会を特定し、関与させる。</p>
	<p>8. 少なくとも年に1回、緊急事態を労働者に知らせる通知メカニズムをテストする。</p>
<p>グッドプラクティス</p>	<p>1. 緊急時対応チームのメンバーがEPRPの責務を効果的に果たすために必要な訓練を受けられるよう、ニーズに基づいた訓練プログラムを確立し、実施する。定められた間隔で、または緊急対応チームの主要要員に変更があった場合は、必要に応じて見直し、更新する。</p>
	<p>2. 緊急・危機対応チームを作動させる通知メカニズムを、少なくとも年に2回テストする。</p>
	<p>3. 緊急事態が危機へと拡大した場合に、企業危機対応計画に沿って企業危機対応チームと連携する仕組みを確立する（パフォーマンスエリア1：「企業要件」のサブセクション1.5「企業の危機管理」を参照）。</p>

	<p>4. 緊急対策センターと危機管理センターを設置する。</p>
	<p>5. EPRPの地域社会に焦点を当てた側面について、社会的弱者や社会的弱者グループを含む潜在的な影響を受ける地域社会と協力し、アクセシビリティの問題やその他の参加への障壁に対処する。</p>
	<p>6. 緊急事態や危機が発生した場合、影響を受ける地域社会に対し、アクセスしやすく、理解しやすい適切な方法で情報を提供する。</p>
	<p>7. 緊急時に、労働者、地域社会、主要な利害関係者（公共部門機関、現地のファーストレスポンス機関、地方自治体、メディアなど）との効果的で最新のコミュニケーションを維持する仕組みを、定められた間隔で確立し、テストする。</p>
	<p>8. 少なくとも年1回、または担当者が交代したときに、現地のファーストレスポンス機関（存在する場合）の幹部と会合を持ち、緊急対応に関する調整と現地の緊急対応能力との整合性を維持する。</p>
	<p>9. 社内で見直しを行い、緊急時計画を更新する：</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 計画実施に関わる人員の異動があった場合は、連絡先の詳細を更新する b. 計画が発動された後、インシデント後の影響評価の一環として行われる c. 特定された緊急シナリオに重大な変更があった場合、および/または d. 少なくとも2年ごとに
	<p>10. 少なくとも年1回、緊急・危機対応チームによる卓上シミュレーションを実施し、3年ごとに、必要に応じて利害関係者を交えた完全な危機シミュレーションを実施する。完全な危機シミュレーションは、緊急時のシミュレーションと組み合わせることができる。</p>
	<p>1. 完全な緊急シミュレーション演習を毎年、完全な危機シミュレーション演習を2年に1回実施する。これらのシミュレーションは1つの演習にまとめることができる。</p>

リーディング プラクティス	2. 少なくとも毎年、緊急事態準備・対応計画を更新し、シミュレーションに基づく改善や変更を取り入れる。
------------------	---

用語集および解釈指針

信憑性のある緊急事態のシナリオ：各施設の個別特性を考慮したリスクアセスメントプロセスを通じて特定された緊急シナリオ。シナリオには、自然災害や施設設計の構成に関連した災害が含まれる可能性が高く、発生する可能性が高く、独自の対応要件があるため、より詳細な緊急時計画が必要となる。

危機：企業の事業遂行能力に重大な影響を及ぼす可能性のある突発的な出来事、または公衆、労働者、環境に対して重大な脅威をもたらす出来事。この文脈では、危機は、企業、上級管理職の関与と行動を必要とし、緊急事態とは区別される。緊急事態は、緊急事態対応計画に従って施設が対処することができ、また対処すべきである。危機が存在する、あるいは危機が進行中である：

- 緊急事態は、一般市民または従業員にとって重大な脅威となる。
- 緊急事態は政府の監視の目を引く。
- 施設はもはや状況を完全に制御できない。
- この状況は、国内あるいは国際的なメディアの関心を呼んでいる。
- 事態はエスカレートする可能性が高く、ただちに解決する見通しは立っていない。
- 企業の評判が損なわれる可能性がある。

危機管理の対象となる事件には、会社や請負業者の従業員、または地域社会が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

危機管理センター：危機対応センターには、物理施設と仮想施設の組み合わせ、あるいは仮想施設のみが含まれ、組織が危機的な出来事の際にコミュニケーション経路をオープンにしておくことを可能にする。コミュニケーション経路には、危機管理チームのメンバー間のコミュニケーション、危機管理チームと緊急対応要員とのコミュニケーションも必要に応じて含まれる。これは、緊急出動要員のような緊急対応者間のコミュニケーションを円滑にすることに重点を置く緊急制御施設とは異なる。

危機・緊急時のシミュレーション演習：危機シミュレーション演習とは、現実の危機や緊急事態に対する組織の準備や対応をテストするために作られた架空のイベントである。危機・緊急シナリオをシミュレートすることで、参加者は管理された環境で役割分担やコミュニケーション・プロトコルを練習し、計画や手順の長所と短所を確認することができる。企業危機管理チームが複数の施設の支援に関与している場合、企業危機管理チームは PA1 の危機要件に従って年に1回シミュレーションを実施するだけでよい。

実際の危機・緊急事態は、CCRPが実施され、危機後の審査が行われ、必要な場合に計画の修正が行われていれば、危機・緊急事態シミュレーション演習の要件を満たすことができる。

緊急制御：インシデント発生時に作動する機能で、一般市民と現場の緊急要員との通信手段として機能する。

緊急制御センター：緊急事態発生時に作動する仮想および／または物理施設で、緊急対応チームのメンバー、現場の緊急対応要員、企業の危機対応チームおよび影響を受ける地域社会や規制当局を含む外部の利害関係者間の通信手段として機能する。

緊急事態準備・対応計画 (EPRP)

- **緊急事態への備え**：緊急事態を予測・準備し、労働者や地域社会に対する緊急事態の影響を防止または軽減するための対応力を向上させるために実施される一連の対策。⁵⁷
- **緊急時対応計画**：緊急事態に対処するための一連の文書化された手順で、事象の影響を最小限に抑え、事象からの回復を促進する。⁵⁸

テーブル-シミュレーション施設に緊急対応チームを集め、仮想シナリオを提示し、そのシナリオで提示された緊急要素にどのように対応するかをチームとして判断することを求める演習。通常、シナリオにはいくつかのエスカレーションが含まれ、シミュレーションの各ステップで提示される課題が増加する。

影響を受ける可能性のある地域社会との関わりを持つ：地域社会とのかかわり合いの目的は、地域社会に影響を及ぼす可能性のあるシナリオに対する対応メカニズムの設計に地域社会を参加させ、対応計画のテストに地域社会を参加させることである。その包括的な目的は、緊急事態が発生した場合でも、地域社会の安全と安心が守られているという確信を地域社会に提供することである。

緊急事態準備・対応計画 (EPRP) を見直し、更新する：EPRPの内部的な見直しと更新は、EPRPが施設における現在のリスクを反映し続けていることを確認することを目的としている。この訓練は、緊急対応チームメンバーの主な連絡先を更新するといった単純なものから、より複雑なもの（たとえば、新しいインフラによって施設の物理的なレイアウトが変更された場合など）までである。また、前回の更新以降に信頼できる緊急事態のシナリオが変更された場合、その見直しに基づく更新が必要になることもある。

緊急と危機：緊急事態とは、多くの場合、生命や財産に対する差し迫った脅威を伴う、即時の行動を必要とする突然の深刻な状況を指す。危機とは、企業の事業遂行能力に重大な影響を及ぼし、企業の評判を傷つけ、および／または環境、従業員、近隣地域社会または一般大衆の健康、安全、福利を脅かす可能性のある突発的な出来事または一連の状況をいう。

⁵⁷ [銅マーク基準ガイド](#) (2023年) より引用

⁵⁸ [銅マーク基準ガイド](#) (2023年) より引用

参考文献：

- [国際金属・鉱業評議会\(ICMM\) 緊急時の準備と対応におけるグッドプラクティス](#)
- [国際労働機関 \(ILO\) 第174号 重大労働災害防止条約](#)
- 国際標準化機構 (ISO) 22301:2019 セキュリティとレジリエンス - 事業継続マネジメントシステム-要求事項
- 国際標準化機構 (ISO) 22320:2018 セキュリティとレジリエンス - 緊急事態管理-インシデント管理のためのガイドライン
- [カナダ鉱業協会\(MAC\) 危機管理とコミュニケーション計画参考ガイド](#)
- [国連防災戦略事務局 \(UNDRR\) 仙台防災枠組 2015～2030年](#)



パフォーマンスエリア 11：セキュリティ管理

意図：「セキュリティと人権に関する自主原則」を実施し、人権リスクを特定、予防、緩和し、施設のセキュリティ提供に関連する人権への影響を是正する。

その他の関連業績分野：

- 3 責任あるサプライチェーン
- 5 人権
- 12 関与
- 16 職人的小規模採掘
- 17 苦情処理

適用性：施設が安全保障の提供による人権へのリスクがないと評価した場合、このパフォーマンスエリアは適用されない。

レベル	要件
11.1 セキュリティ管理	
グッドプラクティスに向けて	1. i) 「安全保障と人権に関する自主原則」(VPSHR)を実施すること、ii) 非国家武装集団や地雷敷設現場を不法に管理する治安部隊を直接的にも間接的にも支援しないこと。
	2. セキュリティリスク評価の実施。施設が紛争の影響を受ける地域または高リスク地域(CAHRRA)にある場合、セキュリティリスクアセスメントには紛争分析を含めるべきである。
	3. 民間・公共を問わず、セキュリティ・プロバイダーがVPSHRに沿った業務を行う能力を評価する。
	4. 信憑性のある安全保障上の人権侵害事件や申し立てについて、適切な当局に速やかに報告し協力するプロセスを確立し、適切な場合には裁量権を行使し、可能な場合には関連する調査を監視する。
	5. 労働者、地域社会、権利保有者に、アクセスしやすい方法と経路を使用して、安全保障の取り決めについて伝え、認識を高める。
	1. VPSHRに合致した慣行を確立し、実施する。

グッドプラクティス	2. 施設のセキュリティが公的なセキュリティ提供者によって提供される場合、VPSHRに則り、倫理的行動と人権に関するポリシーを提供者に伝え、それらのポリシーと一致した方法で運営されるよう影響を与える措置を講じる。
	3. 施設の警備が民間の警備業者によって提供される場合は、VPSHRに沿った運営を行うこと、および要員が適切な訓練を受け、吟味されていることの要件を契約に含める。
	4. 人権擁護者 (HRD) を含め、女性、社会的弱者、少数派グループに特別な注意を払いながら、定められた間隔で、安全保障の提供に関連する人権上のリスクと影響を特定し、軽減する。
	5. 施設が安全保障に関連した人権への悪影響を引き起こした、または助長した場合、救済策を提供するか、他の合法的なプロセスを通じてその是正に協力する (パフォーマンスエリア5: 「人権」とパフォーマンスエリア 17: 「苦情処理メカニズム」を参照)。
	6. セキュリティの取り決め、および施設のセキュリティ担当者が準拠することが期待される基準と行動に関して、労働者、ビジネスパートナー、地域社会、権利保有者と関わること。
	7. 脆弱な立場にあり社会から疎外された集団の権利に焦点を当て、警備提供者やその他の関連労働者に対し、状況に応じた安全保障関連の人権研修を定められた間隔で実施する。
	8. 民間警備業者のための国際行動規範を実施するために、民間警備業者の能力を高めるプロセスを開発する。
	9. 定められた間隔で、VPSHR実施の有効性に関する内部審査を実施する。
	リーディングプラクティス

	2. 施設のセキュリティが公的なセキュリティ提供者によって提供される場合、VPSHRと整合性のある、公的セキュリティの提供と人権に関する覚書（MoU）またはその他の具体的な合意を確立する。
	3. 定められた間隔で、VPSHR実施の有効性に関する独立審査を完了する。
	4. 民間警備業者に対し、民間警備業者のための国際行動規範の実施を義務付ける。

用語集および解釈指針

紛争の影響を受けた高リスク地域（CAHRA）：武力紛争、犯罪ネットワークによる暴力を含む広範な暴力、または人々に深刻かつ広範な被害をもたらすその他のリスクが存在する地域。武力紛争には、2つ以上の国家が関与する国際紛争や非国際紛争、あるいは解放戦争、反乱、内戦など、さまざまな形態がある。高リスク地域とは、紛争の影響を受けた地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのOECDデューデリジェンスガイダンスの付属書IIの第1項に定義されているように、紛争または広範もしくは深刻な虐待のリスクが高い地域をいう。そのような地域は、政情不安や抑圧、制度の脆弱性、治安の悪さ、市民インフラの崩壊、広範な暴力、国内法・国際法違反によって特徴づけられることが多い²⁴。

紛争分析：紛争分析とは、紛争に関連する潜在的なリスクや影響を評価するために、企業が事業を行う地域の政治的、社会的、経済的、安全保障上の力学を特定し、理解するプロセスである。

民間警備会社：外部委託または請負のセキュリティ・プロバイダー。これらは通常、民間警備隊または「民間警備会社」（PSC）を指し、民間企業である⁵⁹。

公安：ホスト政府を代表するセキュリティ・プロバイダー。これらは一般的に警察と軍隊である⁶⁰。

救済：人権への悪影響に対する救済、および悪影響を打ち消す、または埋め合わせることでできる実質的な結果を提供するプロセスを指す。これらの成果は、謝罪、返還、リハビリテーション、金銭的・非金銭的補償、不再発の保証など、さまざまな形をとることができる。国家はまた、（刑事・行政を問わず）懲罰的制裁による救済や、差止命令などによる被害の防止という役割を果たすこともある。

⁵⁹ [安全保障と人権に関する自主原則実施ガイダンスツール](#)（2021年）より引用

⁶⁰ [安全保障と人権に関する自主原則実施ガイダンスツール](#)（2021年）より引用

セキュリティリスク評価：人権と人道法を尊重する方法で、施設の安全保障の取り決めによる潜在的な影響と不確実性を特定、分析、評価するリスクアセスメント。⁶¹

参考文献：

- [ジュネーブ安全保障セクター・ガバナンス・センター \(DCAF\) 複雑な環境における安全保障と人権の課題への取り組み：実践的ツールキット \(DCAF, ICRC, GCBHR\)](#)
- [赤十字国際委員会 \(ICRC\) 民間ビジネスと武力紛争：国際人道法関連規則入門](#)
- [国際金属・鉱業評議会\(ICMM\) 人権デュー・ディリジェンス・ガイダンス](#)
- [民間警備業者のための国際行動規範 \(ICoCA\)](#)
- [ビジネスと人権に関する国連指導原則](#)
- [安全保障と人権に関する自主原則](#)
- [安全保障と人権に関する自主原則 - 企業のための紛争分析ツール](#)
- [安全保障と人権に関する自主原則 - 実施指導ツール \(IGT\)](#)

⁶¹出典：安全保障と人権に関する自主原則実施ガイダンスツール (IGT) より引用

パフォーマンスエリア 12：関与

意図：施設レベルの利害関係者および権利保有者が自己に影響を与える決定や活動に早期かつ継続的に参加できるようにする包括的かつ効果的な関与プロセスを実装する。

その他の関連業績分野：

- 1 企業要件
- 4 新規プロジェクト、拡張、再定住
- 5 人権
- 7 労働者の権利
- 10 緊急事態への備えと対応
- 13 地域社会への影響と恩恵
- 14 先住民族
- 15 文化遺産
- 16 職人的小規模採掘
- 17 苦情処理
- 18 水の管理
- 19 生物多様性、生態系サービス、自然
- 21 鉱滓管理
- 24 閉鎖

適用範囲：このパフォーマンスエリアはすべての施設に適用される。関与は本基準の中核をなすものであり、主要な要求事項はこのパフォーマンスエリアに網羅されているが、事実上、他のすべてのパフォーマンスエリアには、関与に関連する重要な要求事項が含まれている。また、このパフォーマンスエリアでは、利害関係者および権利保有者の両方との一般的な関わりについても説明している。権利保有者の関与は、先住民族に関して特に重要であり、この観点から、このパフォーマンスエリアの要件は、パフォーマンスエリア14：「先住民族」に記載されている。

レベル	要件
12.1 関与	
グッドプラクティスに向けて	1. 現地の利害関係者や権利保有者との有意義で透明性のある関与を公約し、このコミットメントを現地に伝える。
	2. 女性、社会的弱者および／または社会的弱者グループを含め、ファシリティの活動に直接的・間接的に影響を受ける、または影響を受

	<p>ける可能性がある、あるいは関心を持つ <i>利害関係者</i>、 <i>権利保持者</i>、およびその正当な代表者を 特定し、マッピングする。まだ定義されていない場合は <i>施設</i>は「<i>現地</i>」の定義を定めるべきである。</p>
	<p>3. 健康、福祉、安全、生活、地域社会、土地、環境、その他の権利や利益に影響を及ぼすプロセスや決定について、影響を受ける可能性のある <i>利害関係者</i>や <i>権利保有者</i>と有意義に関与する。女性、<i>社会的弱者</i>および／または <i>社会的弱者グループ</i>との個別面談を実施する（適切な場合）。関与活動を文書化し、<i>コミットメント登録</i>を維持する。</p>
	<p>4. <i>利害関係者</i>および <i>権利保有者</i>に対して、タイムリーに、アクセスしやすく、理解しやすく、文化的に適切な方法で、有意義な情報を伝え、資料を提供する。</p>
	<p>5. 関与活動を管理するために、適切なリソース、責任、説明責任を割り当てる。</p>
<p>グッドプラクティス</p>	<p>1. <i>当施設</i>と <i>利害関係者</i>、<i>権利保有者</i>との間に信頼関係を構築し、<i>当施設</i>の管理方法に情報を提供することを目的とした、<i>利害関係者</i>、<i>権利保有者</i>からの情報に基づく関与計画を策定し、実施すること。参加計画を策定する際には、<i>利害関係者</i>や <i>権利保持者</i>にとっての利便性、アクセシビリティ、社会的な性別や文化的な適切性を考慮し、参加への障壁があればそれに対処する。</p>
	<p>2. <i>利害関係者</i>・マップと参加計画を少なくとも年1回見直し、更新する。</p>
	<p>3. 定められた間隔で、関与活動からのフィードバックと結果を <i>施設</i>の上級管理職と検討する。</p>
	<p>4. <i>利害関係者</i>や <i>権利保持者</i>との包括的な関わり方について、適切な場合には地域社会に根ざした文化認識研修を含む研修を提供する。</p>
	<p>5. 関与の種類、関与のトピック／テーマ、およびどのように意見が <i>施設</i>での意思決定や実行可能な変更統合されたかを含め、<i>現地の利</i></p>

	<p>害関係者や権利保持者がアクセス可能な方法で、関与活動とフィードバックの概要を定められた間隔で利用可能にすること。</p>
	<p>6. 適切な場合、特に女性、社会的弱者および／または少数派利害関係者および権利保持者を配慮して、利害関係者および権利保持者が協議および対話プロセスに効果的に関与できるように支援する。</p>
	<p>7. 定められた間隔で利害関係者および権利保有者と協力して、利害関係者の特定と関与のプロセスおよび結果の有効性について内部審査を実施し、必要に応じて改善を行う。</p>
<p>リーディングプラクティス</p>	<p>1. 利害関係者や権利保有者を、自己に直接影響が及ぶ活動の共同設計や共同意思決定に参加させる。</p>
	<p>2. 利害関係者および権利保有者に対し、直接影響を及ぼす可能性のある事柄にとどまらず、より広範な施設関連の話題について関与させる。</p>
	<p>3. 定められた間隔で利害関係者および権利保有者と協力して関与プロセスの有効性に関する独立審査を完了する。主要な調査結果を公表し、必要に応じて改善を行う。</p>

用語集および解釈指針

コミットメント登録書：コミットメント登録書とは、組織が行った金銭的・非金銭的な義務やコミットメントを追跡・管理するための文書やシステムのことである。これは基本的に、組織が将来何をすることを誓約したかを記録したものである。

現地：特定の地方、地域社会、地域に関するものを指す。鉱業の文脈では、「現地」とは、その地域の労働力、環境、経済など、鉱業活動によって直接影響を受ける近隣の地域社会を指すことが多い。各施設は、それぞれの状況に関連した現地を定義しなければならない。これは、施設のライフサイクルの初期に定義されるべきであり、影響範囲のサブセットである。

有意義な関与：施設が利害関係者の視点に耳を傾け、それらの視点を事業上の意思決定に反映させる義務がある相互対話のプロセス。意味のある参加には、先住民族のような多様で脆弱な人々の参加に対する構造的・実質的な障壁を克服するための措置が含まれる。有意義な関与は誠意をもって公平性に基いて実施し、状況や関連する利害関係者、

さらには例えばロジスティクスその他の支援に基づいて障壁に対処するための戦略を検討しなければならない。有意義な関与の前提条件 有意義な関与合理的に理解できる重要な情報へのアクセス、透明性のあるコミュニケーションを可能にする構造、関与のプロセスと結果に対する説明責任などである。

権利保持者：権利保持者とは、特定の義務者（例えば、人権を尊重し、保護し、履行し、人権侵害を回避する特定の義務や責任を負う国家や非国家主体）との関係で、特定の権利を有する個人または社会集団のことである。特定の文脈では、先住民族のように人権が十分に実現、尊重、保護されていない特定の社会集団が存在することが多い。⁶²

重大な悪影響：悪影響の重大性は、その重大性と持続時間の関数である。影響の重大性は、その規模、範囲、修復不可能な性質に影響される。規模とは、悪影響の大きさ／程度を指す。影響の範囲とは、例えば影響を受ける個人の数や環境破壊の範囲などである。修復不可能な性格とは、悪影響を緩和する能力の限界に関するものである。影響の持続時間（短期か長期か）は、影響の重大性に影響する重要な要素である。⁶³

利害関係者：利益団体、政府機関、企業体など、連結基準の対象となるパフォーマンスエリアに関連する権利や利益を有し、施設の運営に関連する悪影響の影響を受ける、または受ける可能性のある個人、個人グループ、組織、またはそれらの正当な代表者。政治家、商工企業、労働組合、学者、宗教団体、国の社会・環境団体、公共機関、メディア、地域社会などが含まれる。正当な代表者には、労働組合のほか、市民社会組織や、ビジネスが人権に与える影響に関する経験や専門知識を有する者が含まれる。⁶⁴

社会的弱者および少数派 利害関係者および権利保持者：リスクが高く、悪影響に対処する能力が低いことを特徴とするグループまたは個人。このような脆弱性は、性別、社会的な性別、年齢、障害、民族性、先住性、宗教、歴史的な排除や疎外などの社会経済的条件、あるいは資源や開発機会へのアクセス能力に影響を与えるその他の基準に基づく可能性がある。⁶⁵

参考文献：

- [AccountAbility AA1000 利害関係者の関与 2015年](#)
- [国際金融公社（IFC） 利害関係者の関与：新興市場で事業を行う企業のためのグッドプラクティスハンドブック](#)
- [国際金融公社（IFC） のパフォーマンス・スタンダード 1：環境および社会的リスクと影響の評価と管理](#)
- [経済協力開発機構（OECD） 採取部門における有意義な利害関係者参加のためのデューデリジェンスガイダンス](#)

⁶² [ICMM人権デューデリジェンスガイド](#)（2023年）より引用

⁶³ [OECD責任ある企業行動のためのデューデリジェンス・ガイダンス](#)（2018年）より引用

⁶⁴ [銅マーク基準ガイド](#)（2023年）より引用

⁶⁵ [銅マーク基準ガイド](#)（2023年）より引用

パフォーマンスエリア 13：地域社会への影響と恩恵

意図：地域社会と連携し、地域社会への影響を特定し、人々と環境への危害を回避または最小化し、影響を受ける地域社会の永続的な経済的・社会的福祉に貢献するための管理計画を策定する。

その他の関連業績分野：

- 4 新規プロジェクト、拡張、再定住
- 5 人権
- 10 緊急事態への備えと対応
- 12 関与
- 14 先住民族
- 15 文化遺産
- 16 職人的小規模採掘
- 17 苦情処理
- 18 水の管理
- 19 生物多様性、生態系サービス、自然
- 20 気候変動対策
- 21 鉱滓管理
- 22 汚染防止
- 24 閉鎖

適用範囲：このパフォーマンスエリアのサブセクション13.1は、悪影響の管理に焦点を当てており、既存の事業に適用される。新規プロジェクトや既存事業の大幅な変更に伴う社会的（および環境的）影響と機会を特定し、対処するための要件は、パフォーマンスエリア4で別途取り上げている：新規プロジェクト、拡張、再定住。

このパフォーマンスエリアのサブセクション13.2は、地域社会の発展と便益（すなわち、プラスの影響）に焦点を当てており、新規事業と既存事業の両方に適用される。サブセクション13.2は、パフォーマンスエリア4の要求事項とともに実施されるべきである：新規プロジェクト、拡張、住民移転新規プロジェクトおよび既存事業の大幅な変更。第13.2項に記載されている地域社会への便益の提供は、第13.1項で要求されている地域社会への影響を管理する施設の義務を否定するものではない。

PA4とPA13の適用性：	地域社会への悪影響	地域社会への貢献
新規プロジェクト／既存事業の変更	PA 4：新規プロジェクト、拡張、再定住	PA 13：地域社会への影響と便益、要求事

既存事業	PA 13：地域社会への影響と便益 要求事項、サブセクション13.1	項、サブセクション 13.2
------	---------------------------------------	-------------------

注：表には、様々な社会的／環境的影響／便益をカバーする他の保護区は含まれていない。

先住民族が存在する場合、PA 14：先住民族は、影響、機会、便益に関する先住民族との関与、デューデリジェンス、合意に特化した追加要件を規定している。鉱山閉鎖時には、地域社会に重大な影響が及ぶ可能性がある。ライフサイクルのこの側面に関連するリスクと影響は、パフォーマンスエリア24：閉鎖。

レベル	要件
13.1 地域社会への影響管理	
グッドプラクティスに向けて	1. 影響を受ける利害関係者および権利保持者と協議の上、利害関係者および権利保持者に直接影響を与える施設の活動に関連する有害なリスクと影響を特定する。
	2. 特定された有害なリスクや影響を予防、最小化、緩和するための対策を、緩和の階層を用いて実施する。
	3. 悪影響と緩和策の進捗状況を監視する。
グッドプラクティス	1. 影響を受ける利害関係者や権利保持者と有意義に関わり、社会的・環境的背景、文化、人権、地域社会の健康と安全に関連するものを含め、施設の活動に関連する有害なリスクと影響を特定し、優先順位をつけること。直接的および間接的な影響と、潜在的な累積影響の両方を考慮する。
	2. 悪影響のアセスメントにおいて、適宜、女性、社会的弱者、少数派の利害関係者、権利保持者の参加を促進・奨励し、これらのグループやその他のグループが、施設の活動によってどのように差別的な影響を受けうるかを検討すること。
	3. 影響を受ける利害関係者や権利保有者、および必要に応じて政府当局と協議し、優先順位の高い影響を回避、最小化、または緩和するための行動計画を策定し、実施する。

	4. 行動計画の実施状況および効果を監視する。監視活動では、女性、社会的弱者、社会的弱者、権利保持者が、どのような影響を受けるかを考慮しなければならない。
リーディングプラクティス	1. 関連する利害関係者や権利保有者と協力し、施設の行動計画の共同監視を実施する。
	2. 関連する利害関係者および権利保有者と協力し、施設の行動計画の有効性の審査を完了する。主要な審査結果を公表する。
	3. 関連する利害関係者や権利保有者と有意義に関わり、操業中および閉鎖中の継続的な影響緩和プログラムを管理するための意思決定と組織能力を強化する。
	4. 利害関係者および権利保持者が、有害なリスクと影響の評価、および緩和行動計画の策定、監視、見直しに全面的に参加できるよう、支援、研修、および／または外部リソースを提供する。

レベル	要件
13.2 地域開発と利益	
グッドプラクティスに向けて	1. 地域社会、社会、経済の発展に貢献することを公に約束する。
	2. 「影響力のある地域」と「現地」を定義する（まだ確立されていない場合）。
	3. 定められた間隔で進捗状況の監視に情報を提供するため、施設の影響地域における社会経済開発に関するデータをまとめる。
	4. 現地の人々に雇用機会を提供する。
	5. 現地企業に調達や契約の機会を提供する。
	6. 現地の利害関係者や権利保持者と協議し、施設の社会的背景に見合った地域開発計画を策定する。

グッドプラクティス	1. 影響力のある地域において、地域社会と経済の発展を促進し、地域社会の回復力を強化する機会の評価を実施する。
	2. 地域社会開発の機会を特定し、優先順位をつけ、優先順位の高い行動を実施するために、影響を受ける利害関係者や権利保有者、女性、社会的弱者、社会的弱者、地方自治体などの地域社会のリーダーや代表者を参加させる。
	3. 社会経済開発への施設の貢献を進展させるため、適切な場合には、政府、現地の市民社会、先住民族組織、その他の開発アクターとのパートナーシップを確立する。イニシアティブは、地方、地域、および／または国政府の開発計画が存在する場合は、それを考慮に入れるべきである。
	4. 現地調達と雇用の増加を支援する計画を策定し、実施する。
	5. 研修や見習いプログラムなど、技能開発を通じて現地の雇用を支援する。
	6. 当施設の請負業者や供給業者に対し、選定基準やその他の同様のインセンティブを用いることで、現地での調達と雇用を優先するよう奨励する。
	7. 地域社会が定めた優先事項に沿って、地域社会の発展、現地雇用、現地調達に関する業績目標および／または達成目標を設定し、定められた間隔で進捗状況を確認する。業績目標と達成目標は、適切な場合、女性、社会的弱者、社会的地位の低いグループを考慮すべきである。
	8. 定められた間隔で、業績目標および／または達成目標に対する進捗状況を監視し、評価する。必要に応じて、支援計画やプログラムを調整し、影響と成果を向上させる。
	9. 地域社会開発への貢献、現地調達、現地雇用に関する関連情報を施設レベルで公表する。

リーディング プラクティス	1. <i>地域社会開発、現地調達、現地雇用プログラム</i> に対する <i>施設</i> の貢献に関する意思決定プロセスにおいて、 <i>地域社会</i> の代表者と協力する。
	2. 必要であれば、長期的な <i>地域</i> および地方の経済機会に参加する能力を向上させるため、 <i>地域</i> 地域社会機関の能力開発と技術支援を行い、 <i>現地</i> および先住民族の企業、または必要に応じてその代表団体に関与する。
	3. 関連する教育機関と連携し、専門能力開発および／または職業機会を提供することにより、 <i>現地</i> の雇用を支援する。
	4. <i>地域</i> 地域社会や、 <i>現地</i> 政府を含むその他の <i>利害関係者</i> 、 <i>権利保有者</i> と協力し、進捗状況を監視し、 <i>地域社会開発プログラム</i> 、イニシアティブ、パートナーシップの <i>有効性の審査</i> を実施する。
	5. 複数利害関係者との <i>協働</i> を通じて、長期的な投資決定および／または <i>閉鎖計画</i> に、 <i>施設</i> の生産可能期間を超えた利益を生み出す <i>地域開発</i> に貢献する機会を組み込む。これには、パフォーマンスエリア24の要件に沿い、 <i>地域社会</i> の回復力を高め、 <i>鉱山閉鎖</i> の影響を最小化するために、 <i>地域社会</i> が多様な経済活動に参加する能力を含むべきである：「閉鎖」の要件に沿い、 <i>地域社会</i> の回復力を高め、 <i>鉱山閉鎖</i> の影響を最小化するために、 <i>地域社会</i> が多様な経済活動に参加する能力を含むべきである。
	6. Global Reporting Initiative、Local Procurement Reporting Mechanism (LPRM)、ICMM's Social and Economic Reporting Frameworkなどの信頼できる国際的な報告フレームワークを用いて、社会経済データを公表する。

用語集および解釈指針

悪影響：社会、環境、人権に関連するものを含め、*施設*が引き起こしうる、あるいは助長しうる、あるいは*施設*が直接関連しうる負の影響。実際の**悪影響**は、すでに発生した、または発生しつつある悪影響を示し、潜在的な**悪影響**は、発生する可能性のある悪影響を示す。

影響を受ける利害関係者：施設の運営、行動、決定によって影響を受ける個人、個人グループ、組織、またはその正当な代表者。（「利害関係者」も参照）。

影響範囲：適宜、以下の影響を受ける可能性のある範囲：

- a) 施設の現在の活動や運営、後に起こりうる予測可能な開発、および／または、影響を受ける地域社会の生計が依存している生物多様性や生態系サービスへの間接的なプロジェクト影響
- b) その施設が管理する施設ではないが、それなしでは建設または拡張されなかった関連施設であり、その施設活動がそれなしでは実行不可能なもの⁶⁶

地域社会開発：地域社会におけるリーダーシップとガバナンスの強さと有効性を高め、生活の質を向上させ、意思決定への参加と管理を強化し経済的多様化の機会を増やし、地域社会と個人の長期的な生活管理を促進・達成するプロセス。企業は、操業に関連した教育、訓練、雇用、調達 の機会を 提供することによって 地域社会の発展を支援することができるが、重要なことは、地域社会の回復力を高め、鉱山の存続期間を超えて地域社会が自立して繁栄する能力を構築することを目的としたその他のプログラムを支援することである。

請負業者：契約／下請契約または労働斡旋／提供者を介して、施設に間接的に雇用される個人または組織。

現地：特定の地方、地域社会、地域に関するものを指す。鉱業の文脈では、「現地」とは、その地域の労働力、環境、経済など、鉱業活動によって直接的な影響を受ける近隣の地域社会を指すことが多い。各施設は、それぞれの状況に関連して「現地」を定義しなければならない。これは、施設のライフサイクルの初期に定義されるべきであり、影響範囲のサブセットである。

現地調達：プロジェクトのライフサイクル全体を通じて、現地企業が調達や契約の機会にアクセスできるようにし（直接的に、また大規模な請負業者やサプライヤーにそうするよう奨励することを通じて）、地域社会の経済的機会を高めるイニシアティブを支援する。⁶⁷

有意義な関与：相互対話のプロセス。これにより、施設は利害関係者の視点を求め、耳を傾け、それらの視点を事業上の意思決定に組み込む義務を負う。有意義な参加には、先住民族など多様で脆弱な人々の参加を阻む構造的・実質的な障壁を克服するための措置が含まれる。有意義な参加は、衡平に基づき誠実に実施されるべきであり、文脈や関係する利害関係者に基づき、障壁に対処するための戦略を検討すべきであり、例えば、参加を可能にするためのロジスティクスやその他の支援を含むことができる。意味のある関与の前提条件としては、合理的に理解できる重要な情報へのアクセス、透明性のあるコミュニケーションを可能にする構造、関与のプロセスと結果に対する説明責任が含まれる。

⁶⁶ [IFCパフォーマンス・スタンダード1ガイダンス・ノート](#)（2012年）より引用

⁶⁷ [ICMM Support Local Economic Opportunities](#)（日付なし）より引用

関連情報：施設が 関連情報を公に報告する場合、報告された情報には、関連データだけでなく、関連する分析結果や文脈の説明も含まれるべきである。

権利保持者：権利保持者とは、特定の義務者（例えば、人権を尊重し、保護し、履行し、人権侵害を回避する特定の義務や責任を負う国家や非国家主体）との関係で、特定の権利を有する個人または社会集団のことである。特定の文脈では、先住民族のように人権が十分に実現、尊重、保護されていない特定の社会集団が存在することが多い。

利害関係者：利益団体、政府機関、企業体など、連結基準の対象となるパフォーマンスエリアに関連する権利や利益を有し、施設の運営に関連する悪影響の影響を受ける、または受ける可能性のある個人、個人グループ、組織、またはそれらの正当な代表者。政治家、商工企業、労働組合、学者、宗教団体、国の社会・環境団体、公共機関、メディア、地域社会などが含まれる。正当な代表者には、労働組合のほか、市民社会組織や、ビジネスが人権に与える影響に関する経験や専門知識を有する者が含まれる。

サプライヤー：サプライチェーンにおいて、施設自身の事業、製品またはサービスに寄与する製品またはサービスを供給する事業体。

社会的弱者かつ少数派の利害関係者および権利保持者：リスクが高く、悪影響に対処する能力が低いことを特徴とする集団または個人。このような脆弱性は、性別、社会的な性別、年齢、障害、民族性、先住民族性、宗教、歴史的な排除や疎外などの社会経済的条件、あるいは資源 や開発機会への人々のアクセス能力に影響を与えるその他の基準に基づいている可能性がある⁴。

参考文献：

- [国際金属・鉱業評議会\(ICMM\) 地域社会開発ツールキット](#)
- [国際金属・鉱業評議会 \(ICMM\) 社会的・経済的報告：フレームワークとガイダンス](#)
- [国際金融公社 \(IFC\) 戦略的地域社会投資：新興市場で事業を行う企業のためのガイド・プラクティス・ハンドブック](#)
- [鉱業の共有価値：鉱業現地調達報告制度 \(LPRM\)](#)

パフォーマンスエリア 14：先住民族

意図：先住民族の権利に関する国連宣言（UNDRIP）に概説されている通りに先住民族の個人的・集団的権利を尊重する。国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）に沿って、包括的で文化的に適切かつ継続的な関与プロセスを開発し、人権デューデリジェンスを実施する。影響を受ける先住民族の土地、領土、その他の権利に予想される影響について、*自由意思に基づき、事前に十分な情報を与えられた上での同意（FPIC）を実証するプロセスを通じて先住民族との合意を得る。*

その他の関連業績分野：

- 3 責任あるサプライチェーン
- 4 新規プロジェクト、拡張、再定住
- 5 人権
- 12 関与
- 13 地域社会への影響と恩恵
- 15 文化遺産
- 17 苦情処理
- 19 生物多様性、生態系サービス、自然
- 24 閉鎖

適用性：本PAは、先住民族に特有の要求事項を概説し、先住民族の権利が操業活動によって影響を受ける可能性がある場合に適用される。

このパフォーマンスエリアに関連する企業と国の役割と責任に関する注記：

このパフォーマンスエリアの要件に沿った成果を達成するためには、先住民族、国、企業、その他の関係者を含む、さまざまな関係者の参加と協力が不可欠である。

UNGPsにあるように、国家は先住民族の権利を尊重し、保護する義務がある。この義務に従い、UNDRIP第19条と第32条にあるように、国家は先住民族やその領土に影響を及ぼすプロジェクトの承認に先立ち、彼らの自由で十分な情報を与えられた上での同意を得るために、先住民族と誠意をもって協議し協力する義務がある。

企業はUNGPsに基づき、先住民族の権利を含む人権を尊重する責任がある。この責任は、先住民族と企業との生産的で付加価値のある互恵的な関係の基本である。先住民族の権利を尊重する責任の中心的な部分として、企業は、これらの権利を侵害しないよう、意味のある関与と協議を通じて人権デューデリジェンスを実施し、それに応じて、影響を受ける先住民族の権利に予測される影響について、先住民族の同意を求めたことを立証しなければならない。企業のデューデリジェンスにおいて、先住民族の権利への影響に対する先住民族の同意は、その同意と、影響を管理する条件を定めた合意の成立によって、最も明確に示される。合意は、地域社会の自己決定による意思決定プロセス、意味のある関与、誠実な交渉を反映

した、自由意志に基づく事前のインフォームド・コンセント (FPIC) を実証するプロセスを通じて達成されるべきである。

国家がどのように約束を果たすか、あるいは果たせなかったとしても、企業がデュー・ディリジェンスを実施し、先住民族の権利を尊重するという独立した責任は残る。

レベル	要件
14.1 先住民族	
グッドプラクティスに向けて	1. FPICを含め、UNGPおよびUNDRIPに沿って、施設の活動のあらゆる側面において先住民族の権利を尊重することを公に約束すること。先住民族やその他の人々に、文化的に適切な方法で、このコミットメントを伝える。
	2. 先住民族の権利に影響を及ぼす可能性のある新たな活動を実施する前に、国またはその他の関係当局（関連する場合）と連携して、悪影響を及ぼす可能性のある先住民族を特定する。
	3. 影響を受ける可能性のある先住民族との早期関与プロセスを、その手順、プロトコル、ガバナンス構造に従って確立する。そのプロセスは、施設の活動のリスク、潜在的影響、便益について、十分な情報に基づいた理解を支援し、先住民族に影響を与える決定において、先住民族の有意義な関与を可能にするものでなければならない。
	4. 影響を受ける可能性のある先住民族との継続的な関わりを維持し、彼らの権利にどのような影響が及ぶ可能性があるのか、また彼らの権利を侵害しないようにするにはどうすればよいのかなど、彼らにとって何が重要なのかを理解する。影響を受ける可能性のある先住民族との関与を文書化する。
	5. 実現可能な代替案を検討することにより、先住民族の重要な文化遺産への重大な悪影響や、先住民族の土地や領土からの移転を回避する。そのような影響が避けられない場合は、自由意思に基づく事前

	<p>の十分な情報に基づく同意 (FPIC) を実証するプロセスを通じて、影響を受ける先住民族との合意を得る。</p>
	<p>6. 先住民族と交流する、または先住民族に影響を与える決定を下す労働者に対し、先住民族の歴史、伝統、権利に関する文化認識研修を、先住民族と協力して実施する。</p>
	<p>7. 施設の活動が、自発的な隔離または最初の接触で生活する先住民族に影響を与える可能性がある場合、施設は予防的アプローチを行使し、彼らとの接触や彼らの領土への影響を避け、隔離された生活を望む彼らの権利を尊重すべきである。</p>
<p>グッドプラクティス</p>	<p>1. 人権デューディリジェンス (HRDD) プロセスの一環として、また協定の誠実な交渉において、先住民族の意味のある関与を可能にするために、FPICに沿った適切な関与と意思決定のプロセスを設計するために、影響を受ける可能性のある先住民族および適切な国家当局 (関連する場合) と協力する。関与プロセスは、文書化され、文化的に適切で、包括的であり、影響を受ける可能性のある先住民族のプロトコル、ガバナンス、意思決定構造と一致して実施されるべきである。また、同意が得られなかった場合に取りべき措置だけでなく、プロセスが合法的であり、誠実に行われたことを証明するために取られる措置も含まれるべきである)。</p>
	<p>2. UNGPsに沿って、先住民族の権利に対する潜在的な悪影響を特定、防止、緩和、説明するための人権デューディリジェンス (HRDD) を実施する。このプロセスは、FPICに沿って、先住民族が自分たちに影響を与える事項の意思決定に参加する権利を尊重するものでなければならない。先住民族の伝統的な土地、領土、資源へのアクセスを維持する方法を含め、先住民族の権利に対する潜在的な悪影響を防止または緩和するための手段を実施する。デューディリジェンスは、先住民族の権利に対するリスクは、施設の操業および/または運営状況が変化するにつれて、時とともに変化する可能性がある</p>

	<p>ことを認識した上で、継続的に行うべきである（パフォーマンスエリア5：「人権」を参照）。</p>
	<p>3. 人権デューディリジェンス（HRDD）を実施する際には、先住民族の女性や少女、年長者、青少年、自発的な隔離や最初の接触で生活する先住民族、その他脆弱性が高まっている先住民族を含む、脆弱な状況にある先住民族に、追加的で独特なリスクや影響が及ぶ可能性を認識すること。デューディリジェンスの実施における関与は、包括的であるべきであり、脆弱な状況にある先住民族の参加を可能にし、さらなる脆弱性を引き起こしたり悪化させたりしないよう、彼らへの影響を十分に考慮すべきである。</p>
	<p>4. 現地の先住民族の知識、声、視点を求め、適切な場合にはそれらを尊重して意思決定と実践に役立てる。文化的・知的な情報や知識を収集、保存、アクセス、使用、再利用する前に、許可を得る。</p>
	<p>5. 合理的な財政的支援またはその他の合意された支援を提供することにより、必要に応じて誠実な交渉のための能力支援を先住民族に提供する。</p>
	<p>6. 影響を受ける先住民族との間で、彼らの土地やその他の権利に予想される影響についての合意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 先住民族の影響を受ける地域社会とは、自由意思に基づく事前の十分な情報に基づく同意（FPIC）を実証するプロセスを通じて、合意を達成すべきである。 ● 合意は、先住民族の権利を尊重し、地域社会の自己決定による意思決定プロセス、意味のある関与、誠実な交渉を反映した関与に基づくべきである。 ● 協定には、最低限、人権デューディリジェンス（hrdd）プロセスを通じて策定された緩和策、利益の分配、監視と審査のプロセス、協定や先住民族の権利の潜在的侵害に対する救済メカニズム、鉱山操業の変更と閉鎖の耐用年数の考慮が含まれる。 ● 先住民族の影響を受ける一部の地域社会と合意に達したが、先住民族の影響を受ける他の地域社会からの反対が残っている場合、

	<p>そのプロセスが合法的であり、誠実に行われたことを示すために施設が講じた措置、および他の影響を受ける地域社会と関わるために施設が講じる可能性のある今後の措置を実施し、開示すること。⁶⁸</p> <p>7. 継続的な有意義な関与を通じて、また必要に応じて関連情報とデータを共有することにより、（定められた間隔または合意された通りに）先住民族との合意の条件と約束の履行を維持・監視する。</p> <p>8. 文化遺産、精神的価値のある地域、先住民族の伝統的土地、領土、資源への継続的なアクセス権を、安全な場合には、先住民族と協力して促進する。このようなアクセスの条件は、関連する契約に盛り込まれるべきである（パフォーマンスエリア15：「文化遺産」を参照）。</p> <p>9. 施設の活動が先住民族の権利侵害を引き起こした、またはその一因となったことが判明した場合、救済を提供する、またはそれに協力すること。施設は、苦情を解決し、改善を促進するために、文化的に適切で利用しやすい苦情処理メカニズム（適切な場合、独立したメカニズムを含む）を設置または参加し、先住民族が利用できるようにする（パフォーマンスエリア17：「苦情処理」を参照）。</p> <p>10. 先住民族と協力し、先住民族の歴史、伝統、権利、および先住民族に影響を与える意思決定を行う労働者のための異文化への認識と関与に関する研修と認識を開発し、実施する。</p>
リーディングプラクティス	<p>1. 先住民族主導、および／または先住民族との協働で設計・実施され、先住民族によって承認された、先住民族の歴史、伝統、権利、異文化への認識と関与に関する研修を、すべての労働者が受けられるようにする。このような研修や意識向上プログラムは、異文化理解を深めることを目標に、決められた間隔で継続的に行われるべきである。</p>

⁶⁸ 例外的な状況において、影響を受ける先住民族との合意が得られず、かつ国家が正当な公共の利益目的に向けて必要性・均衡性を備えた適法な手続を通じて先住民族の権利を制限している場合には、「反対」の定義に関する解釈上の指針が適用される。

	2. 地方、地域、および／または国レベルの先住民族との和解イニシアティブが存在する管轄区域において、そのイニシアティブに貢献または参加する。
	3. 直接影響を受ける先住民族と協力して、特定された機会と利益配分に関する相互に合意した目標を設定し、その目標を達成するための実施計画を進捗させる。
	4. 先住民族と協力し、相互に合意した間隔で、関与と影響・利益の特定・管理のためのプロセスの有効性を見直す。必要に応じて改善を行う。
	5. 先住民族と協力し、相互に合意した間隔で、研修・意識向上プログラムの有効性の審査を実施する。必要に応じて改善を行う。
	6. 先住民族の許可があり、法的要件や現地の規範に従っている場合は、合意事項を公表するか、または決められた間隔でコミットメント達成に向けた進捗状況を報告する。
	7. 先住民族と協力して環境・社会監視プログラムを実施する。

用語集および解釈指針

悪影響：社会、環境、人権に関連するものを含め、施設が引き起こしうる、あるいは助長しうる、あるいは施設が直接関連しうる負の影響。実際の悪影響は、すでに発生した、または発生しつつある悪影響を示し、潜在的な悪影響は、発生する可能性のある悪影響を示す。

合意：合意とは、2つ以上の当事者が相互に何かを承認または受け入れる行為であり、多くの場合、関与と交渉のプロセスを経て到達する。企業と先住民族との間の合意は、そのようなプロセスの産物である。協約にはさまざまな形態がある（関係協約、影響利益協約、協力協約など）。協定は、先住民族が鉱業や鉱業関連プロジェクトから予想される彼らの権利への影響について、自由意思に基づき、事前に十分な情報を得た上での同意（FPIC）を表明し、それらの影響に対する衡平な条件や相互に有益な関係を確立するための手段となり得る。同意は、同意を反映し、かつ／または同意を証明する手段となりうる。先住民族を撤回することができる。合意の撤回定められた条件に従わない場合、または先住民族の権利に及ぼす影響の程度に変化があった場合、先住民族は合意を撤回することができる。

利益分配：プロジェクトが提供できる利益と価値創造の公平な配分。これは、先住民族がプロジェクトに商業的に参加する機会や、サプライチェーンやバリューチェーンへの参加の増加（例えば、利益分配、固定支払い、献身的な地域社会投資、雇用と契約、株式所有、事業調達機会など）といった金銭的な便益、あるいは社会的・経済的な開発成果など様々な種類の便益から構成される。これには現物での参加も含まれる。現物での参加とは、啓発や研修、環境・文化遺産保護プロジェクトへの協力、健康への取り組みなどの機会を指す。利益配分の仕組みは、操業期間終了後も続く前向きな成果を促進するため、社会的・経済的發展に対する先住民族の願望を反映し、それに沿ったものであるべきである。これらの便益は、影響を受ける先住民族が、緩和措置（すなわち、適切な回避・最小化・回復措置が適用された後の残存影響に対処するための措置）の一部として受け取る補償とは別のものである。

能力の支援：このパフォーマンスエリアの文脈では、例えば、独立した専門家の助言へのアクセス、能力開発、ファシリテーション、調停、外部オブザーバーの参加、適切な場合には政府主導またはその他の資金メカニズムへのアクセスの促進など、先住民族の意思決定や合意形成への参加能力を支援することが含まれる。

重要文化遺産：これには、影響を受ける先住民族のアイデンティティ、および／または文化的、儀式的、精神的影響に不可欠な文化遺産も含まれる。聖なる木立、聖なる水域や水路、聖なる樹木、聖なる岩など、文化的および／または精神的に重要な価値を持つ自然地域が含まれる。文化遺産には、その文化遺産を長年にわたり文化的目的のために使用し、または生前の記憶の中で使用してきた地域社会の国際的に認知された遺産、および法的に保護された文化遺産地域（ホスト国政府が文化遺産の指定を提案したものも含む）が含まれる。先住民族の重要文化遺産には、国際的に認められていない、あるいは法的に保護されていない場所も含まれる場合があるため、企業は影響を受ける先住民族と協議の上、プロジェクトごとに重要文化遺産の地域を特定することが重要である。これは、重要な文化遺産を構成する場所の存在と、先住民族にとってその精神的、文化的、歴史的な意義や価値を理解するために不可欠なステップである。

自由意思に基づく事前のインフォームド・コンセント (FPIC) の実証：先住民族との関わり、そして彼らの自由意志に基づき、事前に十分な情報を与えられた上での同意 (FPIC) を求めるプロセスは、文脈に固有であり、地域社会によって異なる可能性がある。先住民族地域社会はそれぞれ独特で、意思決定のための独自の統治システム、文化的プロトコル、伝統を保持している。その結果、同意のプロセスや表現は文脈によって大きく異なる可能性がある。施設は、影響を受ける先住民族がどのように同意を決定または表明するのか、またそのプロセスが合法的であり誠実に行われたことを証明するために施設は何をすべきか、さらに同意が得られなかった場合に取りべき手順を理解するために、自らの統治構造と意思決定の方法に従い、プロジェクトの開始時に先住民族と有意義に関わるべきである。

先住民族は、自分たち独自の文化的、法的、社会的枠組みに基づき、自分たちが選んだ言葉で自由に同意を定義しなければならない。先住民族の中には、同意の枠組みを選択する者も

いるが、許可を与えたり、パートナーシップ協定、影響・便益協定、協力協定、支持または不同意を示す表明、先住民族主導の影響評価の結果としての承認などの契約条件を通じて、他の枠組みを選択する者もいる。先住民族地域社会はそれぞれユニークであることを認識し、各協定は、各地域社会の自己決定意思決定プロセスに従って、各地域社会が選択するアプローチを反映したユニークなものである。地域によっては、先住民族がプロジェクトに正式な同意を与えることなく、推進者と協定を交渉することを選択する場合もある。

FPICのプロセスと結果は、必ずしも先住民族の影響を受ける地域社会の全メンバーの一致した支持を必要とするものではなく、むしろ先住民族の統治構造とプロトコルによって決定される。FPICは全会一致を必要とせず、個人や団体に拒否権を与えるものでもない。FPICは、先住民族族や地域社会内あるいは地域社会間の個人やグループが、様々な問題に関して異なる見解を保持する可能性があることを認識した上で、影響を受ける先住民族の地域社会が、彼ら自身のガバナンス・プロセスやプロトコルを通じて、提案されている開発に関して集団的な立場を構築し、合意することを可能にし、促進するプロセスとして捉えられるべきである。

公平：資源公平性（すなわち、当事者がプロセスへの関与、参加、交渉に必要な情報源、助言、専門知識を利用できるようにすること）を含むプロセスにおける公平性を意味する。また、合意形成プロセスにおいて、企業と先住民族がバランスよく参加できるようにすることも意味する。それは、社会的・経済的發展において権利を向上させ、利益を共有する成果を可能にする。「平等」と混同してはならない。

自由意思に基づく事前の同意 (FPIC)：FPICはプロセスと（ある時点の）結果から成り立っている。このプロセスを通じて先住民族は(i)強制、脅迫、操作なしに自由に意思決定ができること、(ii)重要な決定がなされ、影響が発生する前に、意思決定に関与する十分な時間が与えられること、(iii)提案されている活動やその潜在的な影響と利益について十分な情報を得られること。その結果、先住民族は、意思決定プロセスの一環として、自分たちの権利に対する特定の影響について、集団的に同意を与えたり、保留したりすることができるようになる。このような意思決定プロセスは、先住民族自身の統治機構や意思決定プロトコルに合致し、国際的に認められた人権⁶⁹を尊重しつつ、誠実な交渉に基づくべきである。FPICは全会一致を必要とせず、個人や団体に拒否権を与えるものでもない。

誠意：交渉の特殊な形態で、意見の不一致と同意のポイントがどこにあるのか、また意見の不一致をバランスの取れた方法で解決するためにはどのような選択肢があるのかを確立しようとするもの。これは主に、交渉当事者（企業や先住民族地域社会など）間で相互尊重の関係を築き、交渉力の不均衡を緩和することに主眼を置いている⁷⁰。

ICMM草案 先住民族ステートメント（2024年）⁶⁹より引用<https://www.icmm.com/en-gb/news/2024/newsletter-may>

ICMM草案 先住民族ステートメント（2024年）⁷⁰より引用<https://www.icmm.com/en-gb/news/2024/newsletter-may>

人権デューデリジェンス (HRDD) :人権への悪影響を特定し、予防し、緩和し、人権への悪影響を説明するために、施設が従うべき継続的なリスク管理プロセス。HRDDには、「人権への実際のおよび潜在的な影響の評価」、「調査結果の統合と対応」、「対応の追跡」、「影響の対処方法に関するコミュニケーション」という4つのステップがある。施設は、特定のサプライヤーまたは顧客の事業背景、関係する特定の事業、製品またはサービス、またはその他の関連する考慮事項のためであるかどうかにかかわらず、人権への悪影響のリスクが最も重大である一般的な分野を特定し、人権デューデリジェンスのためにこれらを優先させるべきである。

先住民族 :先住民族の地域社会、民族、国家とは、その領土で発展した侵略以前の社会、植民地以前の社会と歴史的な連続性を持ちながら、現在その領土、あるいはその一部に存在する社会の他の部門とは一線を画していると考えられるものである。彼らは現在、社会の非主流部門を形成しており、民族としての存続の基礎として、先祖伝来の領土と民族的アイデンティティを、独自の文化様式、社会制度、法制度に則って保存し、発展させ、後世に伝えようと決意している。⁷¹

国によっては、「先住民族」という用語が議論的となり、大まかに同等の現地語（部族民、先住民族、先住民族、アボリジニ、ファースト・ネーションズ、伝統的所有者、慣習的土地所有者など）が使われることもある。また、国家による先住民族の承認がない、あるいは曖昧であったり、先住民族という言葉に否定的なイメージがあり、先住民族であることを認めようとしない場合もある。

「先住民族」の公式定義はひとつではないが、本基準は、ILO169条1項で定義されている先住民族の一般的に受け入れられている特徴を認識している。

先住民族は、以下の特徴の一部またはすべてを共有することができる：

- 先住民族としての自認。
- 先植民地社会および/または先入植者社会との歴史的連続性。
- 占領、植民地支配、抑圧という共通の経験。
- 特定の土地や領土を占拠している、あるいは特定の土地や領土と強いつながりがある。
- 異なる社会、経済、政治システム。
- 社会の支配的な部門とは異なる独特の言語、文化、信念。
- 先祖代々の環境と独特のアイデンティティを維持・再生産する決意を固める。

このような「先住民族」の一般的な基準は、意図的に包括的なものであるため、世界の先住民族の経験の多様性を包含することを意図しているが、一方で「先住民族」を他の国家的少

⁷¹ 先住民族に対する差別問題の研究：特別報告者 José Martínez Cobo 氏提出の最終報告書

少数民族や地域社会からユニークで別個の集団として分離し、彼らが主張する権利の種類を根拠を提供するものでもある。

脆弱な状況にある先住民族：先住民族全体が脆弱性の高まりに直面している一方で、特定の特徴を持つ先住民族の一部は、健康、安全、経済的な課題からさらに大きなリスクにさらされている可能性がある（例えば、先住民族の女性、少女、社会的な性別に多様性を持つ人々、子どもや若者、年長者、障害者、人権擁護者など）。

自発的隔離（多数派住民との定期的な接触を維持せず、部外者とのあらゆる接触を避ける傾向にある人々）、**または初期接触**（以前は隔離されていたが、最近、選択または強制によって部外者との接触を開始した人々）**に暮らす先住民族。**

有意義な関与：相互対話と意思決定のプロセスで、**施設は影響を受ける利害関係者の視点を求め、耳を傾け、それらの視点を事業上の意思決定とデューデリジェンスのプロセスに組み込む義務がある。**意味のある参加には、先住民族のような多様で脆弱な人々の参加に対する構造的・実質的な障壁を克服するための措置が含まれる。有意義な参加は、衡平に基づき誠実に実施されるべきであり、文脈や関係する利害関係者にに基づき、障壁に対処するための戦略を検討すべきであり、例えば、参加を可能にするための後方支援やその他の支援を含むことができる。有意義な参加の前提条件には、合理的に理解できる重要な情報へのアクセス、強制や不当な影響力の不在、透明性のあるコミュニケーションと関与のプロセスと結果に対する説明責任を可能にする構造などが含まれる。

和解：先住民族に与えた過去の歴史と行為を認めるプロセス。そのようなプロセスには、鉱業会社による行動や、社会的イニシアティブに積極的に参加することで、信頼を修復し、社会と先住民族の癒しと幸福に貢献できる措置を講じることも含まれる。管轄区域によっては、こうした歴史に対処するために、先住民族や州主導の和解プロセスが存在する。

反対：予想される影響について合意を得るための努力にもかかわらず、影響を受ける先住民族の地域社会によっては、**反対意見が残るかもしれない。**

反対があるからといって、必ずしも合意を得るプロセスが無効になるわけでも、**FPICが満たされていないことを意味するわけでもない。**しかし、これは影響を受ける先住民族地域社会全体にある程度の反対意見が残っていることを意味しており、施設は活動の進め方を決定する際に、この反対意見を慎重に考慮しなければならない。影響を受ける先住民族地域社会の一部に反対意見が残っているシナリオでは、企業はさらに関与し、懸念に対処するための追加的なステップを開発し、これらの懸念を管理するために、国際人権基準（UNGPSなど）に沿ったあらゆる適切かつ法的な行動をとることが期待される。

提案されている活動が、複数の先住民族地域社会の権利に影響を及ぼす可能性がある場合、施設は、先住民族の権利に対する予想される悪影響に対処し、影響の性質と規模に見合った方法で、デューデリジェンスのアプローチにおける関与と合意の範囲を明確にすべきである。

影響を受ける先住民族との合意が得られない例外的な状況において、また、国が、必要であり、比例的であり、合法的な公益目的に向けたプロセスを通じて、合法的に先住民族の権利を制限した場合、施設は、どのように進めるかを慎重に検討しなければならない。このような場合、企業は、国が適切な協議手続きを踏んでいるか、fpicを真摯に取得しようとしているかを評価し、これらの条件が満たされていることを検証するために独自のデューデリジェンスを実施し、影響を受ける先住民族地域社会と関わり、被害を軽減し、可能な限り合意を求めることによって、先住民族の権利を尊重する責任を果たし続け、説明責任と救済を確保するための監視・苦情処理メカニズムを確立しながら、手続きを進める正当な理由を開示することが求められる。

重大な悪影響：悪影響の重大性は、その重大性と持続時間の関数である。影響の重大性は、その規模、範囲、修復不可能な性質に影響される。規模とは、悪影響の大きさ／程度を指す。影響の範囲とは、例えば影響を受ける個人の数や環境破壊の範囲などである。修復不可能な性格とは、悪影響を緩和する能力の限界に関するものである。影響の持続時間（短期か長期か）は、影響の重大性に影響する重要な要素である。⁷²

参考文献：

- [国際金属・鉱業評議会（ICMM）のポジション・ステートメント：先住民族](#)
- [国際金融公社（IFC）のパフォーマンス・スタンダード 7：先住民族](#)
- [国際金融公社（IFC）のパフォーマンス・スタンダード 8：文化遺産](#)
- [国際労働機関（ILO）先住民族及び種族民条約 第169号](#)
- [国連先住民族権利宣言](#)
- [ビジネスと人権に関する国連指導原則](#)

⁷² [OECD責任ある企業行動のためのデューデリジェンス・ガイダンス](#)（2018年）より引用

パフォーマンスエリア 15：文化遺産

意図：文化遺産に対するリスクを特定し、関連する利害関係者や文化遺産の権利保有者と協力して、文化遺産を尊重し、保存し、保護するための慣行や手順を策定する。文化遺産には、先住民族のものと非先住民族のものがあり、有形のもの（場所や物など）と無形のもの（習慣、伝統、言語、信仰など）がある。

その他の関連業績分野：

- 2 ビジネス・インテグリティ
- 4 新規プロジェクト、拡張、再定住
- 13 地域社会への影響と恩恵
- 14 先住民族
- 19 生物多様性、生態系サービス、自然
- 21 鉱滓管理

適用性：このパフォーマンスエリアは、すべての施設に適用される。パフォーマンスエリア 14：「先住民族」には、影響を受ける先住民族との関係において、関与、デューデリジェンス、合意形成に特化した追加的な要求事項があることに留意すること。先住民族は、その文化的伝統と慣習を実践し、再生させる特定の権利と、文化遺産と伝統的知識を維持、管理、保護、発展させる権利を有する。

レベル	要件
15.1 文化遺産	
グッドプラクティスに向けて	<ol style="list-style-type: none">1. 文化遺産を特定し、尊重し、保存し、保護することを公に約束する。2. 利害関係者および文化遺産の権利保持者と協議し、文化遺産の情報を得た上で、当施設の活動および運営によって影響を受ける可能性のある文化遺産に対するリスクを特定し、評価すること：<ol style="list-style-type: none">a. 世界遺産を含む、正式に指定または法的に保護された遺産に関する政府。b. 国際機関、文化機関、大学、市民社会、宗教団体などの関連組織。c. 信頼できる情報源から入手可能なデータ。

	<p>d. 伝統的な土地利用や地域社会研究。</p> <p>e. 先住民族の知識。</p> <p>3. 先住民族の重要な文化遺産に潜在的な悪影響があり、そのような影響が避けられない場合は、パフォーマンス領域14「先住民族」に定める意思決定プロセスを通じて、自由意思の、事前の十分な情報に基づく同意（FPIC）を実証するプロセスを通じて意思決定を行う。</p> <p>4. 文化遺産の管理について説明責任と責任を課す。</p> <p>5. 文化的世界遺産内で探査、採掘、その他の操業活動を行わず、文化的世界遺産に悪影響を与える可能性のある現在または将来の操業が、その文化的世界遺産が指定されている顕著な普遍的価値（文化的価値を含む）に影響を与えず、その完全性を危険にさらさないようにする（パフォーマンスエリア19：生物多様性参照）。</p>
<p>グッドプラクティス</p>	<p>1. 文化遺産に悪影響を及ぼすリスクがある場合、利害関係者や権利保有者と協力し、施設の設計変更および／または建設および／または操業手順を通じて、これらの悪影響を回避することを優先した代替案の分析を実施する。</p> <p>2. 利害関係者や権利保有者にとっての文化遺産とその重要性、また該当する場合は先住民族の文化的慣習や歴史について、役割と責任に従って、関連する労働者に認識や研修を提供する。</p> <p>3. 文化遺産への影響が避けられない場合は、影響を受ける利害関係者や権利保有者と協力し、文化遺産の価値や機能を維持することを目的とした緩和策を策定し、実施する。</p> <p>4. 不可避な影響がかけがえのない文化遺産や重要な文化遺産に影響する場合は、利害関係者や権利保有者、責任ある当局と協力し、利用可能な最善の技術に沿って、その除去や保全を支援する。</p> <p>5. これまで知られていなかった文化遺産や、これまで知られていなかった文化遺産について新たに共有された伝統的知識を管理するため</p>

	<p>に、利害関係者や権利保有者と協力して、偶然の発見手順を開発し、実施する。</p>
	<p>6. 施設が文化遺産への悪影響を引き起こす、またはその一因となる場合、影響を受ける利害関係者や権利保有者と協力して策定した救済を提供する、または救済に参加すること。</p>
リーディングプラクティス	<p>1. 文化遺産への悪影響を回避するために講じた措置の有効性について、利害関係者や権利保有者と協力して、定められた間隔で内部審査を実施する。</p>
	<p>2. すべての労働者に対し、文化遺産と、利害関係者および権利保有者にとってのその重要性に関する研修および意識向上プログラムを提供する。研修は、可能な限り利害関係者、権利保有者、専門家と協力して開発・実施されるべきである。</p>
	<p>3. 利害関係者および権利保有者と協力し、その合意を得た上で、事業固有の活動以外の専用パートナーシップおよび／またはプログラムを通じて、文化遺産の保護に貢献する。これには、文化遺産の長期管理の支援、先住民族主導の文化遺産プログラム、有形文化遺産の本国送還、無形文化遺産とのつながりの支援などが含まれる。</p>
	<p>4. 利害関係者や権利保有者と協力し、尊重・保存・保護されるべき価値に沿った文化遺産保護措置の継続的な監視を実施する。該当する場合は、文化遺産の維持、監視、保存、祝賀のための能力支援や、地域社会が定義した優先事項に従って文化遺産を活性化するための能力支援を提供する。</p>

用語集および解釈指針

悪影響：社会、環境、人権に関連するものを含め、施設が引き起こしうる、あるいは助長しうる、あるいは施設が直接関連しうる負の影響。実際の悪影響は、すでに発生した、または発生しつつある悪影響を示し、潜在的な悪影響は、発生する可能性のある悪影響を示す。

偶然発見手順：偶然発見手順は、これまで知られていなかった文化遺産に遭遇した場合に取るべき行動をまとめた、プロジェクト固有の手順である。文化遺産が発見された場合、直ち

に操業を停止し、関係する権利者や利害関係者に通知する手順を踏むべきである。施設は、偶然の発見を管理し、機密性の高い知識を文化的に適切に取り扱うために、権利保有者や利害関係者と協力して設計されたプロトコルを開発すべきである。先住民族の文化遺産が偶然発見された場合、先住民族の価値観や知識共有の制限を尊重した、文化的に配慮した記録方法を検討すべきである。

文化遺産：習慣、慣習、場所、物、伝統的知識、芸術的表現、価値観。文化遺産文化遺産はしばしば無形または有形文化遺産として表現される。

重要文化遺産：これには、影響を受ける先住民族のアイデンティティ、および／または文化的、儀式的、精神的影響に不可欠な文化遺産も含まれる。聖なる木立、聖なる水域や水路、聖なる樹木、聖なる岩など、文化的小および／または精神的に重要な価値を持つ自然地域が含まれる。これには、長年の文化的目的のために文化遺産を使用し、あるいは生前の記憶の中で使用してきた共同社会の国際的に認知された遺産や、法的に保護された文化遺産地域（ホスト国政府が指定を提案しているものも含む）が含まれる。先住民族の重要文化遺産には、国際的に認められていない、あるいは法的に保護されていない場所も含まれる場合があるため、企業は影響を受ける先住民族と協議の上、プロジェクトごとに重要文化遺産の地域を特定することが重要である。これは、重要な文化遺産を構成する場所の存在と、先住民族にとってその精神的、文化的、歴史的な意義や価値を理解するために不可欠なステップである。

自由意思に基づく事前のインフォームド・コンセント (FPIC) の実証：パフォーマンスエリア14の用語集の定義、およびPA14の「適用性」に含まれる文脈を参照のこと。

救済：人権への悪影響に対する救済を提供するプロセス、および悪影響を打ち消す、または埋め合わせることでできる実質的な結果を指す。これらの成果は、謝罪、返還、リハビリテーション、金銭的・非金銭的補償、懲罰的制裁（刑事・行政を問わない）などのほか、差止命令や不再発の保証などによる被害の防止など、さまざまな形をとることができる。

権利保持者：権利保持者とは、特定の義務者（例えば、人権を尊重し、保護し、履行し、人権侵害を回避する特定の義務や責任を負う国家や非国家主体）との関係で、特定の権利を有する個人または社会集団のことである。一般論として、すべての人間は世界人権宣言に基づく権利者である。特定の文脈においては、先住民族など、人権が十分に実現、尊重、保護されていない特定の社会集団がしばしば存在する。また、伝統的または歴史的なつながり、愛着、そして／または土地、遺跡、価値のある地域との関係を持つ個人やグループも含まれる。

重大な悪影響：悪影響の重大性は、その可能性と重大性の関数として理解される。影響の重大性は、その規模、範囲、修復不可能な性質によって判断される。規模とは、悪影響の重大さを指す。影響の範囲とは、例えば、影響を受ける、または受ける可能性のある個人の数

や、環境破壊の範囲などである。修復不可能な性質とは、影響を受ける個人または環境を、**悪影響**が及ぶ前の状況と同等の状況に回復させる能力に制限があることを意味する。⁷³

避けられない影響行動から生じる重大な影響であり、**緩和**が現実的でない場合。

世界遺産：1972年の世界遺産条約に基づいて設立された。本パフォーマンスエリアの禁止事項は、すべての文化的世界遺産に適用される。

参考文献：

- [国際金属・鉱業評議会（ICMM）のポジション・ステートメント：先住民族](#)
- [国際金融公社（IFC）ガイダンス・ノート 8：文化遺産](#)
- [国際金融公社（IFC）のパフォーマンス・スタンダード 7：先住民族](#)
- [国際金融公社（IFC）のパフォーマンス・スタンダード 8：文化遺産](#)

⁷³ [OECD責任ある企業行動のためのデューデリジェンス・ガイダンス](#)（2018年）より引用

パフォーマンスエリア 16：職人的小規模採掘

意図：職人的小規模採掘（ASM）事業者が存在する場所では、その事業者に関連するリスクと影響を管理する。より持続可能で包括的なASM地域社会を支援するため、経済機会を創出し、合法的なASM事業者の専門化と正式化に貢献する。

その他の関連業績分野：

- 3 責任あるサプライチェーン
- 4 新規プロジェクト、拡張、再定住
- 5 人権
- 6 児童労働と強制労働
- 11 セキュリティ管理
- 12 関与
- 13 地域社会への影響と恩恵
- 18 水の管理
- 19 生物多様性、生態系サービス、自然
- 22 汚染防止（22.3 水銀）

適用性：このパフォーマンスエリアは、職人および／または小規模採掘業者が施設の影響範囲に存在する場合に適用される。

ASM地域社会を含む、影響を受ける利害関係者や権利保有者に関連するリスクと影響の特定、緩和、監視については、新規プロジェクトではパフォーマンスエリア4：「新規プロジェクト、拡張、再定住」、既存のプロジェクトではパフォーマンスエリア13：「地域社会への影響と便益」に記載されている。リスクと影響のアセスメントと緩和に関する同様の要件は、ASM地域社会に関する重要性を示すために、このパフォーマンスエリアに含まれている。これらの要求事項の実施は、パフォーマンスエリア4：「新規プロジェクト、拡張、再定住」、および／またはパフォーマンスエリア13：「地域社会への影響と恩恵」の同様の要求事項と統合されることを意図している。

また、グッドプラクティス要件2（下記）のASMに対するリスクの軽減は、施設からのリスクはカバーするが、ASM自体に関連するその他の固有のリスクには及ばないことに注意すること。

レベル	要件
16.1 職人的小規模採掘 (ASM)	
グッドプラクティスに向けて	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="440 371 1398 595">1. 施設の影響範囲内のASM事業者が、どの程度「合法的なASM」とみなされるか、すなわち、OECDの定義（「合法的なASM」の用語集定義を参照）に従い、法的／規制的枠組みの中で操業しているか、あるいはそうすることを誠実に求めているかを判断する。 <li data-bbox="440 618 1398 775">2. 合法的なASM事業者が存在する場合には、その事業者の正式化・専門化イニシアティブと、操業・安全・環境・社会的慣行の改善を支援することを公に約束する。
グッドプラクティス	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="440 819 1398 1155">1. 本施設からASMへのおよびASMから本施設へのリスクと影響を、定められた間隔で評価して更新する。リスクと影響のアセスメントは、施設の影響範囲にあるASM地域社会に対して行うべきであり、女性、子ども、その他の潜在的に弱い立場にあるグループが、どのように不釣り合いな影響を受けるかについて、特に注意を払うべきである。 <li data-bbox="440 1178 1398 1290">2. 優良事例1で特定されたASMのリスクと影響を管理し緩和するための計画を策定し、実施し、定められた間隔で更新する。 <li data-bbox="440 1312 1398 1603">3. 「可能であれば、合法的なASMに携わる他の利害関係者と直接、または協力して、正式化と専門化を改善する努力を支援し、組織管理を強化し、水銀などの有毒・有害物質の使用を削減し、安全・人権・社会的・環境的管理慣行を改善するための技術支援を提供する」に記載されている。 <li data-bbox="440 1626 1398 1805">4. 本施設の影響範囲内のASM事業者に、本施設の苦情処理メカニズムが利用可能であることを伝える（パフォーマンスエリア17：「苦情処理」を参照）。 <li data-bbox="440 1827 1398 1984">5. 合法的なASM事業者から直接または間接的に調達している場合は、パフォーマンスエリア3：「責任あるサプライチェーン」に従い、リスクに基づくデューディリジェンスを実施する。

リーディング プラクティス	1. 合法的なASM事業者が合法的な市場で販売できるよう支援する機会を特定する。
	2. ASM代表、政府、その他の関係利害関係者と連携し、ASM地域社会における代替または補完的な生計、経済開発、その他の社会的改善を支援する。特に影響を受ける先住民族、女性、子ども、その他の社会的弱者に焦点を当てる。
	3. より適切で持続可能な介入策を開発するために、ASM地域社会の背景と原動力をよりよく理解するための社会経済調査を実施する。例えば、人口統計、動機、インセンティブ、事業慣行、他の地域社会や当局との関係、サプライチェーン・ネットワーク、資金調達などの評価が含まれる。
	4. 可能であれば、政府当局とともに、ASM地域社会が使用するための施設の租借地から土地を放棄するためのオプションを検討する。
	5. ASMの正式化と専門化を目指し、地域、国、その他の複数利害関係者・イニシアティブを積極的に提唱し、またそれらに参加する。

用語集および解釈指針

影響範囲：適宜、以下の影響を受ける可能性のある範囲：

- a) 施設の現在の活動や運営、後に起こりうる予測可能な開発、および／または影響を受ける地域社会の生計が依存している生物多様性や生態系サービスへの間接的なプロジェクト影響
- b) 当施設が管理する施設ではないが、他の方法では建設または拡張されなかった関連施設であり、当施設の活動がそれなしでは実行不可能なもの。⁷⁴

職人的小規模採掘（ASM）とは、採掘と加工に基本的な道具を使用し、労働集約度が高い傾向にある採掘活動の範囲を定義するために使用される用語である。ASMには、個人ベースで働く男性、女性、子どもだけでなく、家族グループ、パートナーシップ、協同組合のメンバーとして働く人々も含まれる（OECD 2016, 65）。ASM事業の従業員数は、数人から数千人に及ぶ。ほとんどのASMは、効果的な規制の制約から、非公式に、あるいは国立公園や生態系保全地域などの環境保護地域内では違法に、武装グループを支援する場合は非合法

⁷⁴ [IFCパフォーマンス・スタンダード1のガイダンス・ノート](#)（2012年）より引用

に行われている。採掘方法は生産性が低い傾向にあるが、このセクターは貧困に苦しむ人々にとって重要な生計・収入源となっている。気候変動が農業やその他の自然を基盤とした生計に及ぼす影響と、それに伴う他の経済機会への移住の増加に伴い、ASMは世界の多くの地域で農村の非農業収入の主流となっている。⁷⁵

合法化：合法的で規制されたASMへの移行。

合法的ASM：職人的小規模採掘の正当性を定義するのは難しい概念である。本ガイドの目的上、合法的とは、特に以下を指す。職人による小規模採掘を指す。適用される法律適用される法的枠組みが施行されていない場合、またはそのような枠組みがない場合、職人的・小規模採掘の正当性の評価は、そのような枠組みを考慮する必要がある。職人的小規模採掘を考慮する。誠実適用される法的枠組み（それが存在する場合）の範囲内で操業するための、職人的・小規模鉱山業者および企業の誠実な努力、ならびに、職人的・小規模鉱山業者および企業による次のような機会への関与が考慮される。正式化を考慮する。ほとんどの場合、職人や小規模鉱業者は、そうするための能力、技術的能力、十分な財源が非常に限られているか、全くないことを念頭に置く）。いずれにせよ、職人的小規模採掘すべての鉱業と同様、鉱物の採掘、輸送、取引に関連する紛争や深刻な虐待の一因となっている場合、合法的なものとはみなされない。⁷⁶

専門化：ASM事業者が法的義務と持続可能性義務を果たすための移行。

利害関係者：利益団体、政府機関、企業体など、連結基準の対象となるパフォーマンスエリアに関連する権利や利益を有し、施設の運営に関連する悪影響の影響を受ける、または受ける可能性のある個人、個人グループ、組織、またはそれらの正当な代表者。政治家、商工企業、労働組合、学者、宗教団体、国の社会・環境団体、公共機関、メディア、地域社会などが含まれる。正当な代表者には、労働組合のほか、市民社会組織や、ビジネスが人権に与える影響に関する経験や専門知識を有する者が含まれる。

参考文献：

- [ケニア資源エネルギー女性協会（AWEIK） 鉱業女性のための性的・社会的な性別に基づく暴力対応・防止ガイドライン](#)
- [インパクト・ツールキット：職人的小規模採掘に関連するプロジェクトと政策のための社会的な性別の影響評価](#)
- [経済協力開発機構（OECD） 紛争の影響を受けた地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンス・ガイダンス](#)

⁷⁵ 世界銀行：持続可能で包括的な職人的・小規模採掘（ASM）の実現：2024年、世界銀行の新たな枠組み

⁷⁶ [紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのOECDデューデリジェンスガイダンス](#)（2016年）より引用

- [世界銀行 - 持続可能で包括的な職人的・小規模鉱山（ASM）の実現：世界銀行の新たな関与の枠組み](#)



パフォーマンスエリア17：苦情処理

意図：国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（原則31）の8つの有効性基準に沿った苦情処理メカニズムを実施することにより、利害関係者や権利保有者を含む地域地域社会が問題や懸念を提起し、解決できるようにする。施設が引き起こした、加担した、または関連した人権への悪影響やその他の被害に対して、非司法的救済を提供する、または利用できるようにすること。

その他の関連業績分野：

- 2 ビジネス・インテグリティ
- 3 責任あるサプライチェーン
- 4 新規プロジェクト、拡張、再定住
- 5 人権
- 7 労働者の権利
- 12 エンゲージメント
- 13 地域社会への影響と恩恵
- 14 先住民族

適用可能性：このパフォーマンス領域は、すべての事業所に適用される。人権を尊重する企業の責任は、その規模、部門、経営状況、所有権、構造にかかわらず、すべての企業に適用される。とはいえ、企業がその責任を果たすための手段の規模や複雑さは、これらの要素や、企業の人権への悪影響の深刻さによって異なる可能性がある。パフォーマンス領域7：労働者の権利、第7.2節 労働者（従業員および請負業者）のための苦情処理メカニズムを参照。労働者のための苦情処理メカニズムを概説している。

レベル	要件
17.1 利害関係者および権利保持者のための苦情処理メカニズム	
グッドプラクティスに向けて	1. 利害関係者および権利保持者がアクセス可能な方法で苦情管理を行い、救済へのアクセスを可能にすることを公に約束する。
	2. 利害関係者と権利保持者が事業所で提起した問題や懸念を受け取り、追跡するための苦情処理メカニズムを確立、実施することで、これらの人たちが差別、報復、嫌がらせ、脅し、脅迫から保護され、身元を保護するための秘密保持と匿名性によって支援される形で、救済へアクセスできるようにする。

	<p>3. 事業所の上級管理職レベルも含め、苦情管理および解決の責任と説明責任を割り当てる。</p>
	<p>4. 苦情処理メカニズムが利用可能であることを、現地の言語や文化的に適切な方法で伝え、事業所レベルの利害関係者や権利保持者が利用できるようにする。</p>
	<p>5. 苦情処理に責任と義務を負う労働者に、苦情処理メカニズムに関する研修を実施する。</p>
<p>グッドプラクティス</p>	<p>1. UNGPの8つの有効性基準（詳細は用語集を参照）を満たすように業務レベルの苦情処理メカニズムを強化する。</p>
	<p>2. 社会的弱者や社会から疎外された集団の権利、ニーズ、価値観、文化に対応し、考慮する方法で、影響を受ける可能性のある利害関係者や権利保持者と苦情処理メカニズムの設計について協議する。公平な方法で苦情を評価し、対処するための明確なプロセス手順、タイムライン、マイルストーンを概説する。</p>
	<p>3. 苦情を申し立てた利害関係者および権利保持者をその解決に向けて参加させ、関連する場合には、苦情および／または救済措置の状況について最新情報を提供し、合意されたスケジュールに従って苦情の結果と終結を伝える。</p>
	<p>4. 事業所が引き起こした、またはその一因となった人権への悪影響に対して救済を提供すること、あるいは他の合法的なプロセスを通じてその救済に協力する。事業所が引き起こしたわけでも、加担したわけでもないが、事業関係によってその事業、製品、サービスに直接関連している人権への悪影響が発生した場合、改善プロセスにおいて役割を果たす。</p>
	<p>5. 内部レビューを実施し、定められた間隔で苦情処理メカニズムを更新する。その際、教訓、実施された予防措置、メカニズムを利用した経験や改善案について、利害関係者や権利保持者を関与させる。</p>

	<p>6. 苦情処理メカニズムを通じて提起された問題や懸念の件数と種類、およびそのような問題への対応、解決、および／または是正のために取られた措置の種類を、苦情申立人の秘密保持と保護に関する規定を考慮した上で、経営陣に報告する。</p>
	<p>7. 業務レベルの苦情処理メカニズムで解決されない問題を提起する人々を、未解決の問題や懸念に対する他の正当な救済手段に誘導する。</p>
<p>先進的プラクティス</p>	<p>1. 社会的弱者や社会から疎外された集団のニーズ、価値観、文化を考慮し、利害関係者や権利保持者と共同で苦情処理メカニズムの改善策を策定・統合する。</p>
	<p>2. 相互に合意されたプロセスを用いて、定められた間隔で、影響を受ける利害関係者や権利保持者と協働して、UNGPの8つの有効性基準に基づき、苦情処理メカニズムと救済措置の有効性の独立したレビューを実施する。必要に応じて苦情処理メカニズムを改善する。</p>
	<p>3. 苦情処理メカニズムを通じて提起された問題および懸念の件数と種類、影響を受けた利害関係者・グループ、およびそのような問題への対応、解決、および／または是正のために取られた措置の種類、ならびに苦情報告から解決までのタイムラインを、秘密を守り、苦情申立人の身元を保護しつつ、公表する。</p>

用語集および解釈指針

人権への悪影響：ビジネスと人権の文脈では、企業による行為や不作為によって、個人が人権を享受する能力が失われたり、低下したりする場合に、人権への悪影響が生じる。これには、企業が直接引き起こした影響、企業が関与した影響、そして事業関係を通じてその事業活動・製品・サービスに直接関連する影響が含まれる。

影響を受ける利害関係者：事業所の操業、行動、決定によって影響を受ける個人、集団、組織、またはその正当な代表者。（「利害関係者」も参照。）

守秘義務：苦情処理メカニズムの文脈では、守秘義務により、苦情申立者は報復を避けるために身元を保護された方法で苦情を申し立てることができるが、苦情を受理し処理する

責任者は、追加情報を要求するために、および／または苦情の状況について最新情報を提供するために、苦情申立者をフォローアップすることができる。

苦情処理メカニズム：個人または集団が、事業所が自らに及ぼす影響（人権への影響を含むが、これに限定されない）について懸念を表明し、救済を求めることができる、公式化された手段。⁷⁷

正当な救済手段：これには、司法機構、先住民主導のフォーラム、国内人権機関、あるいは国際機関の加盟条件として設置された苦情処理機関（OECDナショナル・コンタクト・ポイントなど）が含まれるかもしれない。

救済プロセス：救済を提供するための手続き。

救済：人権への不当な影響に対して救済を提供するプロセス、またその不当な影響を相殺する実質的な成果を指す。成果は、謝罪、原状回復、リハビリテーション、金銭的または非金銭的補償、再発防止の保証など、さまざまな形を取り得る。国家もまた、刑事・行政を問わず懲罰的制裁を通じて、あるいは差止めなどによる被害の予防を通じて、救済の提供に関与することができる。

権利保持者：権利保持者とは特定の義務主体（例：人権を尊重・保護・充足し、人権侵害を控える特定の義務や責任を負う国家または非国家主体）に関連して、特定の権利を有する個人または社会集団を指す。一般的には、すべての人間が世界人権宣言の下で権利保持者である。特定の文脈においては、先住民族のように、人権が十分に実現、尊重、または保護されていない特定の社会集団が存在する場合が多い。

利害関係者：統合鉱業規格で対象とされるパフォーマンス領域に関連する権利や利益を有し、事業所の事業活動に伴う不当な影響を受ける、または受ける可能性のある個人、集団、組織、あるいはその正当な代表者（利害関係団体、政府機関、企業など）を指す。これには、政治家、商業・産業企業、労働組合、学術関係者、宗教団体、国内の社会・環境団体、公共部門の機関、メディア、地域社会などが含まれ得る。正当な代表者には、労働組合のほか、人権への事業影響に関する経験や専門知識を有する市民社会組織なども含まれる。

UNGPの有効性基準：UNGP（国連のビジネスと人権に関する指導原則）は、非司法的な業務レベルの苦情処理メカニズムについて、その有効性を支援するために以下の基準を定めている：

- a. **正当性**：利用を意図している利害関係者グループからの信頼を可能にし、苦情処理メカニズムの公正な実施について説明責任を果たす。

⁷⁷引用：OHCHR（国際連合人権高等弁務官事務所）[人権を尊重する企業の責任：解説ガイド](#)（2021年）

- b. **アクセスできる**：利用を意図しているすべての利害関係者グループに知られ、アクセスの障壁（例：仕組みの認識不足、言語、識字能力、費用、物理的な場所、報復の恐れ）に直面しうる人々に対して適切な支援を提供すること。
- c. **予測可能**：各段階の目安となる時間枠、利用可能なプロセスと結果の種類、実施を監視する手段を明確にし、明確な既知の手順を提供する。
- d. **公平**：被害を受けた当事者が、公平かつ十分な情報を得た上で、尊重された条件で苦情処理プロセスに関与するために必要な情報源、助言、専門知識に合理的なアクセスができるよう確保すること。
- e. **透明性**：苦情処理の当事者にその進捗状況を常に知らせ、メカニズムの有効性に対する信頼を築き、危機に瀕している公共の利益を満たすために、メカニズムの実績に関する十分な情報を提供する。
- f. **権利適合性**：国際的に認知された人権に合致した結果と救済を確保すること。
- g. **継続的な学習の源泉**：メカニズムを改善し、将来の苦情や被害を防止するための教訓を特定するために、関連する措置を活用する。
- h. **エンゲージメントと対話に基づく**：設計とパフォーマンスにおいて、利用を意図している利害関係者グループと協議し、苦情に対処し解決する手段として対話を重視する。

社会的弱者や社会から疎外された集団：不当な影響に対してリスクが高く、それに対処する能力が低いと特徴付けられる集団を指す。このような脆弱性は、性別、年齢、障害、民族性、宗教、歴史的な排除や周縁化、その他資源や開発機会へのアクセス能力に影響を及ぼす基準など、社会経済的状況に基づく場合がある。

参考文献：

- [国際金属・鉱業評議会（ICMM） 地域レベルの懸念と苦情への対応と解決：鉱業・金属セクターにおける人権](#)
- [国際連合（UN） ビジネスと人権に関する指導原則](#)

パフォーマンス領域18：水資源管理

目的：水へのアクセスは人権であり、生態系の基本的要件であり、地域社会の福祉と生活、精神的・文化的慣習に不可欠であることを認識した上で、他の利用者が利用できる水資源の全体的な質とアクセスしやすさを支えて水利用の効率性を向上させる ミティゲーション・ヒエラルキー（影響の緩和の優先順位）を活用し、水資源管理を実施する。

その他の関連パフォーマンス領域：

- 2 ビジネス・インテグリティ
- 4 新規プロジェクト、拡張、再定住
- 5 人権
- 12 エンゲージメント
- 13 地域社会への影響と利益
- 14 先住民族
- 17 苦情処理
- 19 生物多様性、生態系サービスおよび自然
- 21 廃滓管理
- 22 汚染防止
- 24 閉鎖

適用可能性：このパフォーマンス領域は、すべての事業所に適用される。

レベル	要件
18.1 水の管理とパフォーマンス	
グッドプラクティスに向けて	1. 水資源の責任ある管理と、まず回避に重点を置いた ミティゲーション・ヒエラルキーの適用を公に約束する。
	2. 水管理に関する遂行責任と説明責任を割り当て、遂行責任者と説明責任者がそれぞれの役割に慣れるように研修を行う。
	3. 事業所の操業に伴う水収支を作成する。
	4. 閉鎖を含む ライフサイクルにおける 事業所の 水質および水量の要件を特定する。

	<p>5. 事業所の操業に伴う水使用による地表水と地下水の質と量へのリスクと影響を特定・評価し、緩和措置よりも影響の回避を優先するミティゲーション・ヒエラルキーの適用に基づき、特定されたリスクに対する管理を実施する。</p> <p>6. 規制遵守要件と特定されたリスクに基づき、水質と水量の両パラメーターについて、地表水と地下水のモニタリングプログラムを実施する。</p> <p>7. 重大なコンプライアンス違反と是正措置を事業所の上級管理者に報告する。</p>
グッドプラクティス	<p>1. 事業所全体の水収支を作成する。この水収支は、運用と予測の両方であり、モニタリングデータ、特定されたリスクから情報を得て、決められた間隔で更新する。</p> <p>2. 水質ベースラインを確立する。</p> <p>3. 特定されたリスク（TGP5を参照）に基づき、水文学的・水文地質学的状況の特性評価を踏まえ、地表水と地下水の質と量に対する短期・中期・長期のリスクと影響を特定し、評価する。</p> <p>4. 事業所内の水管理慣行が、環境要件、経済的、社会的利用を含む流域の地表水と地下水への累積影響にどのように寄与しているかを評価し、定められた間隔でこの評価を更新する。</p> <p>5. 環境要件で、地元利用者、影響を受ける可能性のある権利保持者が利用可能な事業所流域の水質と水量を考慮し、特定された地表水と地下水に対する影響とリスクを緩和するための計画を策定、実施し、定められた間隔で更新する。</p> <p>6. 事業所における気候変動に関連するリスクと、それらが水収支、水質、およびプロセス水、接触水、浸食、土砂、干ばつ、雨水関連の管理システムなどの水関連インフラに及ぼす可能性のある影響を、定められた間隔で評価する。</p>

	<p>7. 新しい水、特に淡水の消費を削減するために、プロセス水の使用を最適化する機会を特定する。これは、実行可能であると確認された機会を実施することにより、水の再利用を増やすことで達成できるかもしれない。</p>
	<p>8. 物質の特性評価に基づき、迂回経路を含む発生源管理の機会を評価し、実行可能な場合には、接触水の発生を回避し、接触水と非接触水の混合を防止する対策を実施する。</p>
	<p>9. 労働者が問題を特定し報告できるようにするため、労働者オリエンテーションの一環として、水管理、および水に関する役割と責任に応じたリスクと影響に関する研修を、関連する労働者に提供する。</p>
	<p>10. 他の有益な利用者を保護し、流域の生態系の健全性や権利保持者を含む他の水利使用者に対するリスクを低減するための、水関連の目的および/または目標を設定する。</p>
	<p>11. 目的および/または目標を達成するための行動の進捗状況を、定められた間隔で監視するためのモニタリング計画を策定・実施し、事業所レベルの上級管理職に報告する。</p>
	<p>12. 報告年度において、事業所の水関連の目的および/または目標を達成する。目的および/または目標が達成できなかった場合は、その理由を評価し、次年度に目的または目標を達成する可能性を高めるために学んだ教訓を取り入れる。</p>
<p>先進的プラクティス</p>	<p>1. 閉鎖時の長期的リスクを緩和する安全で安定した地形の必要性とバランスをとりながら、長期的な水のアクティブ管理の必要性を最小化し、事業所の閉鎖時および閉鎖後のアクティブな水処理の必要性を低減するための、事業所の全期間にわたる対策を計画、設計、実施する。</p>
	<p>2. 定められた間隔で有効性の独立したレビューを実施し、水管理システムの実施を監視する。</p>

レベル	要件
18.2 共同流域管理	
グッドプラクティスに向けて	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="424 371 1407 501">1. 事業所の水管理の地理的範囲を定義する目的で、事業所に関連する流域境界を定義する。 <li data-bbox="424 501 1407 631">2. 他の水利使用者とのエンゲージメントについて、社内の遂行責任と説明責任を割り当てる。 <li data-bbox="424 631 1407 761">3. 流域の関連する水利使用者、利害関係者、権利保持者、および統合水資源管理 (IWRM) の外部プロセスを特定する。 <li data-bbox="424 761 1407 1140">4. 事業所に関連する流域で、影響を受ける可能性のある権利保持者や水利使用者と関わり、彼らがどのように水資源を利用し、価値を認めているかをよりよく理解し、水質や水量に関連するストレスに対処する必要がある場所を特定する。これは、既存のIWRMフォーラムが存在し、十分に成熟している場合には、そこへの参加を通じて達成されるべきである。
グッドプラクティス	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="424 1162 1407 1516">1. 外部のIWRMプロセスが存在しないか、十分に成熟していない場合、影響を受ける可能性のある権利保持者や他の特定された水利使用者と協力し、流域における共有の水資源の問題（特定された社会環境要因に関連するものを含めて）を理解するための合理的な努力を行う。IWRMプロセスが存在し、十分に成熟している場合は、適宜、確立されたIWRMの手段を用いて、この情報を導き出す。 <li data-bbox="424 1516 1407 1991">2. 外部のIWRMプロセスが存在しないか、十分に成熟していない場合には、影響を受ける可能性のある権利保持者やその他の特定された水利使用者と協力し、環境水要件や水ストレスを含む、水質・水量に関連する短期・中期・長期の社会環境リスクと影響を特定・評価・優先順位付けし、それらに対処するための集团的行動に参加するための合理的な努力を行う。外部のIWRMプロセスが存在し、十分に成熟している場合には、必要に応じてIWRM手法の継続的改善に参加する。

	<p>3. IWRMプロセスを通じて特定されたような、流域に関連するリスクと、運営上の水管理慣行がどのように関連しているかを他の水利使用者に知らせるために、状況に応じたデータと情報を提供する。事業所の経営陣にIWRMの進捗状況を知らせる。</p>
先進的プラクティス	<p>1. IWRMが存在し、十分に成熟している場合は、IWRMプロセスに参加し、ミティゲーション（緩和策）以外の水関連の機会を特定し、優先順位をつける。</p>
	<p>2. 他の水利使用者のデータや情報を利用できるようにし、業務慣行がIWRMの発展にどのように関係しているかを知らせ、集団行動に参加させる。</p>
	<p>3. 先進的プラクティス1に従い、水関連の機会が特定され、権利保持者や他の水利使用者がIWRMプロセスを通じて希望する場合、事業所の流域では、事業所の参加または支援により、以下の少なくとも1つが行われている：</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 土地利用計画がある場合は、その中に含まれるものも含め、流域規模の目標を設定する。 b. 流域計画の策定。 c. 流域規模の目標（上記a.参照）を追跡し、進捗状況について水関連の利害関係者や権利保持者と連携する。 d. 流域規模での共同（参加型など）モニタリング。

レベル	要件
18.3 水に関するレポート	
グッドプラクティスに向けて	<p>1. 以下を含む、水との主要な相互作用を記述した事業所レベルの説明資料を公表する：</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 主な水の活動は何か b) 取水に使われる主な水源は何か c) 水の主な消費用途は何か

	d) 主な排出物は何か
グッドプラクティス	1. 事業所レベルの業務用水取水量およびその他の管理取水量（水源別、水量別、水質別）、総排水量（排出先の種類別、水量別、水質別）、および総消費量を公表する。これらのパラメータについて目的または目標が設定されている場合は、その目的または目標との比較を公表する。
	2. パフォーマンス領域2：ビジネス・インテグリティ 2.1 グッドプラクティス 2、およびこれに対応して実施された管理措置と一致する、水関連の重大な罰金や規制措置を公表する。
	3. 水関連のリスクとその管理方法を公表する。
先進的プラクティス	1. 以下の枠組みまたは同等の枠組み（規制要件を含む）のいずれかに従い、事業所レベルの水データを公表する： <ul style="list-style-type: none"> a. ICMM 水に関するレポート：グッドプラクティス・ガイド b. オーストラリア鉱物評議会（MCA）水会計フレームワーク c. グローバル・リポーティング・イニシアティブ（GRI 303：水と排水2018年基準を含む）
	2. 水の情報開示に関する完全な独立保証。
	3. 重大なコンプライアンス違反を公表し、可能であり、有用であれば、他部門や関連する他の水利使用者と、対応策や学習事項を社内で共有し、同業他社など他の人々が学習事項から利益を得られるようにする。

用語集および解釈指針

定められた間隔：定められた間隔が必要とされる場合、その頻度は関連する手順または関連文書で規定されなければならない。その文書には頻度を設定した理由が記載され、通常はリスクに基づいて決定される。

共同流域管理：統合水資源管理に関する、事業所と他の水利使用者、利害関係者、権利保持者との協力。例えば水資源局、または法定流域管理計画など、確立された流域管理機構または管理イニシアティブがある場合、それらのイニシアティブへの事業所の参加は、たとえ法

律で義務付けられていたとしても、18.2に基づく要件実施の証拠として使用することができる。

接触水：廃石の山、廃滓貯蔵施設、鉱石の備蓄、加工エリア、運搬道路を含む、*事業所の乱れたエリア*に接触した水。通常、放流や再利用の前にモニタリングや処理が必要な水として管理される。地形に接触した水が放流に適するように地形が修復された場合、これは**接触水**とはみなされない。

統制：統制には、リスクを修正するあらゆるプロセス、方針、装置、慣行、その他の行為が含まれる。これは、リスクを体系的に特定し、リスクの可能性と影響を分析し、リスクを軽減するための戦略を策定し、それらの戦略の有効性を**監視**することを含む、より広範なリスク管理プロセスの一部である。

累積影響：既存のプロジェクト、提案されているプロジェクト、および/または将来予想されるプロジェクトによる複数の影響の組み合わせにより、単独のプロジェクトでは予想されない**重大な悪影響**および/または有益な影響がもたらされる可能性がある。

下流利用者：*事業所の影響*を受けた水や排出物を受け取る地域の、*事業所下流*の水の利用者。

事業所に関連する流域境界：*事業所*の操業が影響を与える可能性がある（または与える可能性があると考えられる）水文システムの物理的特性を特定すること。これには、上流の水供給に関連する**集水域**、および**集水域**の境界を越える**地下水帯水層**が含まれる。

淡水：飲料基準を満たすために最小限の処理しか必要としない高品質の水。すなわち、総溶解固形分濃度が1,000mg/L以下の天然水。

新しい水：環境（例：*地表水*または*地下水*）または第三者（例：自治体）から取水された水のうち、*本事業所*の操業プロセスに過去に使用されたことのないもの。⁷⁸

地下水：岩石や砂礫層（帯水層）内の間隙や亀裂に貯えられた地表下の水。

水文学的状況：*流域*の水文学的条件の特定。

独立レビューによる効果検証。取り組みやマネジメントシステムが意図した目的を効果的に達成しているかどうかを、外部の独立した主体が評価すること。計画された活動がどの程度実現されたか、そしてパフォーマンス目標や指標がどの程度達成されたかの両方を考慮する。検証される結果はレビューの範囲に依存するが、上記に加えて、**適合義務**の履行、不適合および是正措置、監視結果、パフォーマンス目標達成を支える資源の適切性、実務者やエンドユーザーからのフィードバック、**利害関係者**からのその他の**関連情報**やフィードバックなどが含まれる場合がある。水管理の文脈では、例えば、*地表水*や*地下水*への影響やリスクの緩和（18.1 Good 4）、*プロセス水*の使用と削減の効率を最適化するために特定された機会の実施（18.1 Good 6）、**接触水**の発生を回避するための実行可能な機会の実施（18.1

⁷⁸ ICMM『水に関するレポート：グッドプラクティス・ガイド』より引用

Good 7)、目的と目標に向けた進捗状況を追跡するためのモニタリング計画の実施(18.1 Good 9)など、水管理活動の独立した評価が含まれる。

統合水資源管理 (IWRM)⁷⁹:国連環境計画 (UNEP) は、IWRMを「重要な生態系の持続可能性を損なうことなく、公平な方法で経済的・社会的福祉を最大化するために、水・土地・関連資源の協調的な開発と管理を促進すること」と定義している。

IWRMはセクター横断的なアプローチであり、持続不可能な利用と貧弱なサービスをもたらしてきた、水資源管理に対する従来の断片的なセクター別アプローチに対する解決策として、ますます認識されるようになってきている。IWRMは、水資源が生態系の不可欠な構成要素であり、天然資源であり、社会的・経済的利益であるという理解に基づいている。

IWRMの基礎となっているのは、有限な水資源のさまざまな利用は相互に依存しているということである。例えば、農業による灌漑需要の増大や汚染は、飲料用や工業用の淡水の減少を意味する。汚染された都市廃水や工業廃水は河川を汚染し、生態系を脅かす。漁業や生態系を保護するために河川に水を残さなければならない場合(環境流量)、農作物の栽培に転用できる水の量は少なくなる。

IWRMを実施することで、世界の環境を保護し、経済成長と持続可能な農業開発を促進し、ガバナンスへの民主的参加を促進し、人間の健康を向上させることができる。国連水資源機構は、IWRMプロセスの成熟度を監視している。

重大なコンプライアンス違反:重大なコンプライアンス違反は、規制または許可の超過、報告義務のある事故、報告書の未提出、計画外または許可されていない水の放出をもたらす可能性のある管理システムまたはプロセス制御の重大な動揺を含むが、これらに限定されない。

ミティゲーション・ヒエラルキー:このヒエラルキーは、悪影響に対処するための行動を優先順位付けし、悪影響の回避を最優先とし、次に最小化、修復、相殺の順で実施する。水と水生システムが、重要な生態系サービスの供給、調整、支援を行っていることを認識すること。詳しい情報は、パフォーマンス領域19:生物多様性、生態系サービスおよび自然の用語集に記載されている定義も参照。

非接触水:事業所のフットプリントに接触していない水。この水は多くの場合、接触水となるのを避けるため、事業所周辺で捕捉され、迂回される。修復された地形に接触するが、まだ放流に適している水は、非接触水とみなされる。

プロセス水:接触水を除く、事業所の操業プロセスで使用された水。

⁷⁹UNEP 統合水資源管理 (日付なし) より引用

事業所の水情報の公開：18.3のいくつかの要件では、事業所レベルの水情報の公開を要求している。データのプライバシーおよび/または商業上の機密に関する懸念がある場合、このデータは地域レベルで報告することができる。

権利保持者：権利保持者とは特定の義務主体（例：人権を尊重・保護・充足し、人権侵害を控える特定の義務や責任を負う国家または非国家主体）に関連して、特定の権利を有する個人または社会集団を指す。特定の状況においては、先住民族のように、人権が十分に実現・尊重・保護されていない特定の社会集団が存在することが多い。

発生源管理：発生源管理とは、発生源における酸性岩石排水（ARD）または金属溶出（ML）の発生を緩和する、あるいは発生源から周辺環境へのARD/MLの移動を防止するための設計および/または管理のことである。

利害関係者：統合鉱業規格で対象とされるパフォーマンス領域に関連する権利や利益を有し、事業所の事業活動に伴う不当な影響を受ける、または受ける可能性のある個人、集団、組織、あるいはその正当な代表者（利害関係団体、政府機関、企業など）を指す。これには、政治家、商業・産業企業、労働組合、学術関係者、宗教団体、国内の社会・環境団体、公共部門の機関、メディア、地域社会などが含まれ得る。正当な代表者には、労働組合のほか、人権への事業影響に関する経験や専門知識を有する市民社会組織なども含まれる。

地表水：氷床、氷冠、氷河、氷山、沼地、池、湖、川、小川、海など、地球の表面に自然に存在する水。

上流利用者：事業所が使用する水源の地域における、事業所より上流の水の利用者。

水の活動：事業所の主な水の依存関係と取り扱い要件を指す。例えば、冷却または乾燥プロセス、脱水、排出、迂回路、粉塵対策、洪水対策、露天採掘、帯水層涵養管理、鉱物処理、鉱物分離、鉱物輸送、土砂対策、溶液採掘、地表水再調整、廃滓管理、坑内採掘、廃棄物管理、水処理などである。ICMMの『水に関するレポート：グッドプラクティス・ガイド』（2019年版）には、さらなる詳細が記載されている。

水収支：事業所内外の水の流れ、および事業所内の水の流れを特定し、マッピングするために使用されるアプローチを指す。水収支は、水の供給と貯蔵の必要量が時間とともにどのように変化するかを理解するために用いられる。事業所の水収支は、事業所内への取水（受入環境から取水されるため、しばしば取水と呼ばれる）、受入環境への排水、および水消費の3つの主要な要素から構成される。事業所の水収支を計算するための実用的な公式は、取水量 = 排水量 + 消費量 + 事業所境界内の貯水量の変化である。⁵取水、制御および処理システム、排水排出、水需要およびモニタリング地点のマッピングを含む、水収支に含めるべき内容に関する追加ガイダンスは、18.3.L.1で参照される資料に記載されている。操業上の水収支はリアルタイムモニタリング、水資源の管理・制御を行い、緊急の水需要を評価し対応する。予測水収支は過去のデータ、気候モデル、その他の関連情報を使用し、潜在的な水需要を予測し、長期的な水管理戦略に反映させる。

水管理：事業所のフットプリント内の水の流れと水質を管理するために取られる行動に関するもの。

水質：水の物理的、化学的、生物学的、有機的（味に関する）特性。（出典：CEO Water Mandate、（2014年）、企業水開示ガイドライン：水問題を報告するための共通アプローチに向けて）。さまざまな国際的枠組みが、さまざまな水質を分類している。詳細なガイダンスは、オーストラリア鉱物評議会（MCA）の水会計フレームワーク、ICMM 水に関するレポート：グッドプラクティス・ガイド、またはグローバル・リポーティング・イニシアティブ（GRI）303：水と排水を参照。

水質ベースライン：事業所の操業により影響を受けていない事業所内の水資源の水質の特徴。新規プロジェクトの場合、これは採掘前の水質状態に基づくべきであり、採掘前の状態が入手できない既存事業については、ベースラインを推定するための最良の選択肢を決定するための検討がなされるべきである。そのような場合、ベースラインは、事業所上流の水質条件、あるいは近隣の参照拠点、あるいは他の信頼できる方法から得ることができる。

水量：一定期間に様々な需要に必要なとされる実際の水量。

水の再利用：これは、操業プロセスで使用された水を回収し、無処理（再利用）または処理した上で再び操業プロセスで使用する場合に適用される。これは、処理および排出のために事業所全体で収集された接触水のうち、操業プロセスで使用されないものを除く。

水資源管理：すべての水利使用者にとって社会的に公平で、環境的に持続可能で、経済的に有益な方法で水を利用すること。

水利使用者：集水域の水質または水量の変化によって影響を受ける可能性のある、集水域の上流または下流の組織または個人。

流域と集水域：「流域」および「集水域」という用語は、すべての地表流出水および地下水が、一連の小川、河川、帯水層、湖沼を通して、単一の河口、入江、デルタの海または別の流出口に流れ込む土地の領域、および事業所の排出によって影響を受ける下流域を指す。ここで定義される流域と集水域には、関連する地下水のエリアが含まれ、水域（湖沼や河川など）の一部が含まれる場合もある。本パフォーマンス領域の目的上、これら2つの用語は互換性があり、大陸規模のような大きなスケールとは対照的に、事業所によって定義されたローカルまたは地域規模で適用されることを意図している。さらに詳細なガイダンスは、ICMMの『[鉱業・金属産業向け流域ベース水管理の実践ガイド](#)』（2015年）と「水資源管理連合」に記載されている。

参考文献：

- [グローバル・リポーティング・イニシアティブ（GRI）303：水と排水2018年](#)
- [国際金属・鉱業評議会（ICMM）の水に関するレポート：グッドプラクティス・ガイド](#)
- [オーストラリア鉱物評議会（MCA） 鉱物産業：水会計フレームワーク](#)

- [グローバルコンパクト：CEO Water Mandate](#)
- [国連（UN）環境計画：統合水資源管理](#)
- [国連（UN）水関連機関調整委員会：指標6.5.1「統合水資源管理の実施度（0-100）」](#)



パフォーマンス領域19：生物多様性、生態系サービスおよび自然

目的：生物多様性の少なくともノーネットロスを達成するか、ネットゲインを実現し、世界生物多様性枠組みに沿った自然にとってポジティブな未来に貢献するために、ミティゲーション・ヒエラルキーを適用し、管理慣行を実施することにより、生物多様性および生態系サービスへの重要なリスクと影響を特定し、回避し、最小限に抑え、緩和する。

その他の関連パフォーマンス領域：

- 4 新規プロジェクト、拡張、再定住
- 12 エンゲージメント
- 14 先住民族
- 15 文化遺産
- 17 苦情処理
- 18 水資源管理
- 20 気候変動対策
- 22 汚染防止
- 24 閉鎖

適用可能性：このパフォーマンス領域は、すべての事業所に適用される。基準の実施にあたっては、水、生物多様性／自然、気候の相互関係を特に考慮する必要がある。

レベル	要件
19.1 生物多様性、生態系サービスおよび自然	
グッドプラクティスに向けて	<ol style="list-style-type: none"> 1. 世界遺産内で探査、採掘、その他の操業活動を行ってはならない。 世界遺産に悪影響を与える可能性のある現在または将来の操業が、世界遺産が指定されている理由となっている顕著な普遍的価値に影響を与えず、その完全性を危険にさらさないことを確実にするために、あらゆる可能な措置を講じる。 2. 法的に指定された保護地域とその緩衝地帯、およびラムサール条約湿地（国際的に重要な湿地）（制限が定義されている場合）に設けられた制限を遵守する。そのような地域内で採掘や関連インフラが許可され、制限が適用される場合は、（TGP5とTGP6を通じて）新

	<p>しい事業や既存の事業の変更が、その地域が指定された理由となっている価値と適合していることを確認する。</p> <p>3. 世界遺産周辺の禁止事項、指定保護地域とその緩衝地帯の制限事項に関連する従業員、請負業者に伝え、これらの制限事項を遵守するために取られた措置に関連する利害関係者や権利保持者に伝える。</p> <p>4. 生物多様性管理に対する上級管理職の遂行責任と説明責任を明確にし、生物多様性に関する望ましい成果を達成する。</p> <p>5. 影響地域における生物多様性のベースラインを確立し、自然の生息地、改変された生息地、重要な生息地の範囲、法的に指定された保護地域（ラムサール条約登録地を含む）、生物多様性にとって重要なその他の地域（生物多様性重点地域、絶滅ゼロ同盟指定地域、先住民および共同体保全地域（ICCA）など）の存在または近接性を理解する。そして重要な生物多様性の価値を可能な限り早期に特定し、該当する場合は地元や先住民の生態学的知識（IEK）を取り入れながら、ミティゲーション・ヒエラルキーの「回避」初期段階を支援し、文書化する。</p> <p>6. 侵略的外来種に好都合な条件を導入または創出するリスクを含め、事業所に関連する活動から影響を受ける地域における生物多様性および影響を受ける可能性のある生態系サービスへのリスクと影響を評価する。</p> <p>7. 重要な生物多様性の価値に対する影響に対処するための行動に優先順位をつけ、影響範囲内の事業所レベルのモニタリング（負荷・状態・対応のフレームワークから情報を得た測定基準）とモニタリング結果に対応した順応的管理を含む生物多様性管理計画を策定し、実施する。</p>
<p>グッドプラクティス</p>	<p>1. 事業所の影響圏において生態系サービスを享受するコミュニティと連携し、生態系サービスの提供に対する利用状況を把握するとともに、潜在的なリスクと影響を評価する。事業所によって生態系サービスの利用が悪影響を受ける可能性のある人々に対し、優先的な生</p>

	<p>態系サービスの特定や、その提供を維持または改善するための緩和手段の開発に参加を促すか、それが不可能な場合は、ミティゲーション・ヒエラルキーに沿ったサービスの代替提供を提供する。</p>
	<p>2. 影響地域における生物多様性への重大なリスクと影響に対処する：</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 回避を第一とするミティゲーション・ヒエラルキーを（特に自然生息地、重要生息地、自然林、その他の炭素蓄積量の高い生息地に対して）、可能な限り初期の探査段階から適用し、プロジェクトのライフサイクルを通じて継続する。 b. 実行可能な場合は、段階的な復旧および/または復元を追求する。 c. 自然生息地に対する重大な残留的悪影響に対する生物多様性オフセットを可能な限り早期に開始し、閉鎖完了までに可能な限り生物多様性のノーネットロスを達成する。 d. 新規事業および大幅な拡張の場合、閉鎖完了までに重要生息地が指定された生物多様性価値のネットゲインを達成するため、重要生息地に残留する悪影響に対する生物多様性オフセットを可能な限り早期に開始する。
	<p>3. 生物多様性管理計画に、生物多様性と生態系サービスへのリスクと影響を回避・緩和するための行動を含める（外来種が存在する場合は、外来種に対処するための行動を明記する）。定められた間隔で、管理措置の実施状況や、ノーネットロスまたはネットゲインに向けた進捗状況を監視し、監視によって望ましい結果が達成されていないことが示された場合には、順応的管理を適用する。</p>
	<p>4. 生物多様性管理計画の策定、実施支援、進捗状況の更新を支援するため、関連する利害関係者や権利保持者と協議および/または連携する。</p>
	<p>5. 損失と利益を計算し、ノーネットロスまたはネットゲインを達成するために使用した方法を公表する。既存の事業所において純損失をゼロにすることが不可能な場合、生物多様性への影響に適切に対処</p>

	<p>するために、<i>ミティゲーション・ヒエラルキー</i>と追加的な保全活動が適用される理由と方法、および関連する期間を公表する。</p>
	<p>6. 世界的に認知された報告慣行（TNFD、GRI、CSRDまたはISSBなど）に従い、<i>優先的な地域</i>での事業について、重要な<i>自然関連の影響</i>、依存関係、リスクおよび機会を評価し、<i>公開</i>する。</p>
<p>先進的プラクティス</p>	<p>1. 適切な能力構築とパートナーシップに支えられ、影響を緩和するだけでなく、以下のいずれかの目的で景観規模での<i>自然損失</i>を食い止め、回復させるための取り組みを支援し、積極的に関与する：</p> <ul style="list-style-type: none"> a. <i>累積影響</i>に対処する b. <i>自然の保全</i>、回復、気候変動への耐性を強化する c. 放棄された、あるいは過去の<i>鉱山跡地</i>や<i>鉱山廃棄物</i>の流れから価値を再利用し、<i>自然の損失</i>を食い止め、逆転させる d. (a)地球の30%、または(b)劣化地域の30%を世界的に回復させるというGBF（世界生物多様性枠組み）の目標に向け、資金提供、能力構築、保全・回復イニシアティブの実施などを通じて貢献する。
	<p>2. ガバナンス、戦略、リスク、影響管理に関するものを含め、<i>ビジネス上の意思決定</i>ツールやプロセスに<i>自然への配慮</i>を組み込む。</p>
	<p>3. <i>生物多様性管理計画</i>内で特定された行動の開発と実施について、<i>利害関係者</i>および<i>権利保持者</i>と協力する：</p> <ul style="list-style-type: none"> a. <i>ノーネットロス</i>または<i>ネットゲイン</i>を達成する b. パフォーマンスを監視する c. <i>ノーネットロス</i>または<i>ネットゲイン</i>を達成するために重要な地域の長期的保護を確保する。
	<p>4. <i>生物多様性</i>と<i>生態系サービス</i>への影響に対処する措置の有効性を評価し、必要に応じて<i>生物多様性管理計画</i>を調整するために、定められた間隔で、適切な<i>生物多様性</i>の専門知識と<i>先住民の生態学的知識（IEK）</i>（該当する場合）を用いて<i>独立したレビュー</i>を実施する。</p>

用語集および解釈指針

順応的管理：生物多様性のモニタリング結果から学び、それに応じて適応することにより、長期にわたって管理方法を継続的に改善するための体系的なプロセス。順応的管理では、定期的に進捗状況を監視し、成功を評価し、必要に応じてアプローチを調整する必要性を強調している⁸⁰。

悪影響：社会、環境、人権に関連するものを含め、事業所が引き起こしうるまたは助長しうる、あるいは直接関連しうる負の影響。実際の悪影響はすでに発生した、または現在発生している悪影響を意味し、潜在的悪影響は将来発生する可能性のある悪影響を意味する。

影響地域：生物多様性については、適宜、以下の影響を受ける可能性がある地域を含む：

- a. 事業所の現在の活動や事業、将来起こりうる予測可能な展開、および／または、影響を受ける地域社会の生計が依存している生物多様性や生態系サービスへの間接的なプロジェクトの影響
- b. 当該事業所が管理していない関連事業所であって、当該事業所がなければ建設または拡張されず、またこの関連事業所がなければ事業所の活動は実行不可能であった（関連事業所については、IFCパフォーマンススタンダード1ガイダンスノートで追加のガイダンスが入手可能であることに留意）⁸¹
- c. 生物多様性オフセットや追加的な保全活動のために特定された地域など、生物多様性への影響に対処するための緩和措置
- d. 生物多様性にとって価値のある既知の地域に事業所が近いこと
- e. 第三者による影響を誘発する可能性（遠隔地へのアクセス開放や移住の誘発など）。

影響範囲は、プロジェクトがなければ、あるいはプロジェクトとは無関係に発生する潜在的影響を参照して定義されるものではない。

生物多様性：陸上生態系、海洋生態系、水生生態系（森林、草原、サンゴ礁など）、およびそれらが属する生態学的複合体を含む、あらゆる起源の生物の多様性。⁸²

生物多様性ベースライン：事業所の影響範囲内で生息する生物多様性の価値（すなわち、種、生息地、生態系または関連サービス）に関する情報、その現状、およびプロジェクト開始前（または既存プロジェクトへの重大な変更前）または特定の時点における傾向を収集・解釈したものである。生物多様性ベースラインは、プロジェクトの影響とリスクの評価、生物多様性ミティゲーション・ヒエラルキーの適用、モニタリングプログラムの設計をサポートする。地元や海外の専門家、その他の知識豊富な利害関係者が参加することで、その

⁸⁰ ICMMグッドプラクティス・ガイドより引用：生物多様性のノーネットロスまたはネットゲインの達成
[IFCパフォーマンススタンダード1ガイダンスノート](#)（2012年）⁸¹より引用

⁸² [銅マーク基準ガイド](#)（2023年）より引用

恩恵を受けることができる。利害関係者そして権利保持者（該当する場合は）先住民の生態学的知識（IEK）も含む。⁸³

生物多様性管理計画：生物多様性または生態系サービスへの影響を管理し、生物多様性の保全、回復、補償、強化の目的を達成するための運用ツール。生物多様性管理計画は、該当する場合には、行動、関連する責任、時間枠、モニタリング要件を明記する。IFCは、通常、事業所への局所的な緩和策に焦点を当てるBMPと、重要な生息地に位置するプロジェクトに要求され、自然の生息地にあるリスクの高いプロジェクトには推奨される生物多様性行動計画（BAP）とを区別している。IFCは、BAPについて、(i)プロジェクトの緩和戦略によって、どのようにネットゲイン（またはノーネットロス）を達成するのか、行動のハイレベルな概要とその根拠、(ii)ミティゲーション・ヒエラルキーがどのように守られるのかのアプローチ、(iii)内部スタッフと外部パートナーの役割と責任、を記述するよう規定している。BMPが運用のための文書であるのに対し、BAPはほとんどの場合、拠点外のエリアに対する行動（生物多様性オフセットや追加行動など）を含み、外部のパートナーを巻き込む。⁸⁴

生物多様性オフセット：生物多様性のノーネットロス、またはできればネットゲインを達成するために、回避、最小化、および/または修復もしくは復元が不可能である重大な残存する悪影響を補償するために取られる措置。生物多様性オフセットの実施はビジネスと生物多様性オフセットの原則に沿ったものでなければならない。⁸⁵

生物多様性の価値：採掘やその他の活動の結果、影響を受ける可能性のある地域に存在する生物多様性の価値で、種、生息地、生態系レベルで適用される。重要な生物多様性の価値には、保全懸念種、法的に保護されている種や生息地、または利害関係者によって重要であると特定された地域が含まれる。IFCパフォーマンススタンダード6により特定された「重要生息地」の認定基準に該当する生物多様性の価値の存在には、特に注意を払うべきであるこれには以下のものが含まれる：(i)国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストで指定されている絶滅寸前の種および/または絶滅危惧種、(ii)固有種または生息域が限定されている種、(iii)移動性種または集散性種、(iv)絶滅の恐れが高い生態系および/または特異な生態系、(v)重要な進化プロセス⁸⁶。

緩衝地帯：保護区の境界に隣接する地域。異なる目的で管理される地域間の移行地帯。⁸⁷

指定保護地域：地理的に定義された地域で、指定または規制され、特定の保全目的を達成するために管理される。⁸⁸

生態系サービス：動植物や生態系が人間にもたらすプラスの利益。生態系サービスの主なカテゴリーには、供給サービス（食料、水、医療など）、調整サービス（洪水防止など）、

⁸³ [生物多様性ベースラインデータ収集のためのグッドプラクティス](#)（2015年）より引用

⁸⁴ [IFC、生物多様性の保全と天然資源の持続可能な管理](#)（2019年）より引用

⁸⁵ [銅マーク基準ガイド](#)（2023年）より引用

⁸⁶ [IFC 生物多様性の保全と天然資源の持続可能な管理](#)（2019年）より引用

⁸⁷ [国連生物多様性条約ツールキット：用語集](#)（2008年）より引用

⁸⁸ [国連生物多様性条約ツールキット：用語集](#)（2008年）より引用

文化的サービス（聖地、レクリエーションなど）、支援サービス（栄養塩循環など）があり、多くのサービスが複数のカテゴリーに分類される。**優先される生態系サービス**には、事業所によって影響を受け、地域社会への**悪影響**をもたらす可能性が最も高いもの、あるいはプロジェクトがその運営に直接依存しているサービス（水など）が含まれる。生態系サービスへの取り組みに関する詳細は、IFCのガイダンスノート6の106～122項、および本PAの末尾で参照されているその他の資料に記載されている。⁸⁹

世界生物多様性枠組み：昆明・モンリオール世界生物多様性枠組み（GBF）は、2022年12月に開催された国連生物多様性条約第15回締約国会議の結論で採択された。この枠組みは、**生物多様性を保護し、持続可能な形で利用するために、2030年以降に達成すべき世界的な目標で構成されている**⁹⁰。

生息地：生物の集合体および非生物環境との相互作用を支える陸上、淡水、または海洋の地理的な単位または空路。IFCパフォーマンススタンダード6に基づき、**生息地は、改変された生息地、自然の生息地、重要な生息地に分類される。**

改変された生息地：外来種の植物および／または動物種を多く含む可能性のある地域、および／または人間活動が、その地域の主要な生態学的機能と種の構成を大幅に変更している地域。例えば、ブラウンフィールドは一般的に**改変された生息地**とみなされ、**改変された生息地に対する重大な残留的悪影響**に対しては、**ノーネットロスもネットゲインも要求されない。**

自然の生息地：植物および／または動物種の生存可能な集合体から構成され、そのほとんどが自生種である地域、および／または人間活動がその地域の主要な生態学的機能と種の構成を本質的に変更していない地域。**自然の生息地に重大な悪影響が残存する場合、生物多様性の純損失をなくすために、生物多様性オフセットを可能な限り早期に実施すべきである。**

重要な生息地：(i)絶滅寸前の種および／または絶滅危惧種にとって著しく重要な**生息地**（例：大型類人猿のいずれかの種が存在する場合、**重要生息地**となる）、(ii)固有種および／または生息域が限定された種にとって著しく重要な**生息地**（例：特定の地理的領域内のみで見られる）、(iii)移動性種（例：季節の変化または餌場や繁殖地へのアクセスが必要であることにより異なる地域間を移動する種）および／または**集群性種**（例：繁殖地など特定の場所に定期的または季節的に大集団で集まる種）の集中する世界的に重要な**生息地**、(iv)絶滅の恐れが高い、および／または特異な生態系、および／または(v)重要な進化のプロセスに関連する地域（例えば、島や山などの物理的景観の特徴が進化を促進する）。**自然の生息地に対する悪影響が残存する場合、生物多様性のネットゲインを達成するために、生物多様性オフセットは、可能な限り早期に実施されるべきである。**

⁸⁹ IPBES **生態系サービス**（日付なし）およびIFC PS6（2012年）より引用

⁹⁰ **「昆明-モンリオール世界生物多様性枠組み」**に関するUNEPのコンテンツより引用

炭素蓄積量の高い生息地：地上部のバイオマス（樹木の地上部や植物）と地下部のバイオマス（根や土壌）に大量の炭素が蓄積されている生息地。これらの地域は、大気中の二酸化炭素を吸収・貯蔵する炭素吸収源として機能するため、気候変動を緩和する上で貴重である。

先住民の生態学的知識 (IEK)：伝統的な生態学的知識 (TEK) と呼ばれ、先住民が何百年、何千年もかけて環境との直接的な接触を通じて獲得し、何世代にもわたって受け継がれ、生命を維持するために利用されてきた、特定の生態系における生物間の関係に関する知識、実践、信念の継続的な蓄積のことである。この知識には、人間、植物、動物、自然現象、風景、そして狩猟、漁猟、罨猟、農業、林業などの活動における出来事のタイミングなどの関係が含まれる。エコロジー、スピリチュアリティ、人間と動物の関係など、人々の世界観を包括している⁹¹。

自然をビジネスの意思決定に組み込む：このパフォーマンス領域におけるリーディングプラクティス2の内容は、自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) で示された概念的枠組みを引用し、気候変動に関して、この分野の理解は成熟度が低いことに留意している。

侵略的外来種：外来種とは、本来の分布範囲を超えて持ち込まれた動植物のことである。侵略的外来種とは、自然の進化によって決定された制御因子を欠く新しい生息地に持ち込まれた場合、他の在来の動植物を駆逐することによって侵略的になったり、急速に広まったりする可能性のある外来種である。侵略的外来種は、生物多様性と生態系サービスに対する世界的な大きな脅威であると認識されている⁹²。

生物多様性重点地域 (KBA)：陸上、淡水、海洋の生態系において、「生物多様性の世界的な存続に大きく貢献している場所」。生物多様性重点地域の特定に関する世界基準(IUCN 2016)は、世界中のKBAを特定するための世界的に合意された基準を定めている。KBAは、科学的基準の適用を通じて、生物多様性の保全にとって世界的に重要な場所を測定する世界標準として広く認識されるようになっている。ただしKBA境界の設定は、特定の管理方針を意味するものではないことに留意すべきである。KBAの存在は、重要な生息地が存在する可能性を示すこともあることに注意することが重要である⁹³。

ミティゲーション・ヒエラルキー (生物多様性)：ミティゲーション・ヒエラルキーは、生物多様性および生態系サービスに関連するリスクを管理するためのフレームワークである。これには4つの段階があり、土地の使用、土地の管理、採掘事業所以外の地域の保全に関する決定に影響を与える：

- 回避とは、生物多様性や生態系サービスへの悪影響を予測し、防止するための手段をとることであり、潜在的な悪影響を減らす最も効果的な方法であることが多い。

⁹¹アメリカ国立公園局の [先住民の知識と伝統的な生態学的知識 のページより引用](#)

⁹²FC ガイダンスノート6 (2019年) より引用

⁹³ [IUCN](#)および [生物多様性重点地域](#)より引用

- **最小化**とは、完全に回避することができない影響（必要に応じて、直接的、間接的、**累積的影響**を含む）の期間、強度、重要性、および／または程度を、現実的に可能な限り低減する措置をとることを意味する。
- **修復**は、プロジェクト活動によって劣化した**生物多様性**や**生態系サービス**を修復するために用いられる。回避、最小化、修復を総合して、プロジェクトが**生物多様性**に与える**残存影響**を可能な限り減らすべきである。
- **オフセット（相殺）**は、全体として**生物多様性のノーネットロス**を達成するために、回避、最小化、または修復/復元できない**生物多様性**や**生態系サービス**の損失を、多くの場合、他の地域で補償するために、同じ価値の保全利益を求めることによって、残された影響に対処する。⁹⁴

自然林：樹種構成、構造、生態学的機能など、特定の場所に固有の森林の特徴を示す森林地域。この森林には、最近の歴史において人為的な大きな影響を受けていない原生林や、過去に大きな影響を受けたが、その主な原因が消滅または大幅に減少した再生林（二次林）も含まれる。

自然：自然とは、地球上のすべての生命（すなわち**生物多様性**）と、地質、水、気候、その他地球を構成するすべての無生物を含む。自然はまた、陸、海、淡水、大気という4つの物理的領域という構成を通して理解することもでき、それぞれが人間や社会と相互作用している⁹⁵。

ネイチャーポジティブ：2020年を基準として、2030年までに**自然破壊**を食い止め、逆転させ、2050年までに完全回復させるという世界的な社会目標。より簡単に言えば、2030年には2020年よりも多くの**自然**を確保し、その後も回復を続けるということである。⁹⁶

ネットゲイン：開発プロジェクト、政策、計画、または活動の目標で、**生物多様性**に与える影響が**緩和策**によって相殺され、**生物多様性**が以前よりも良い状態に保たれるような、**ノーネットロス**を達成し、それを超えるもの。⁹⁷すべての新規事業と大幅な拡張については、それぞれ事業開始前または拡張前のベースラインに対する**ネットゲイン**を測定すべきである。

ノーネットロス：開発プロジェクト、政策、計画、または活動における目標として、**生物多様性**への影響を回避・最小化するための措置、影響を受けた地域を回復するための措置、そして最終的に**残存影響**を相殺するための措置によって影響が均衡化され、損失が残らないようにすること。すべての新規事業と大幅な拡張については、それぞれ事業開始前または拡張前のベースラインに対する**ノーネットロス**を測定すべきである。既存の事業については、

⁹⁴ CSBIミティゲーション・ヒエラルキー（2015年）より引用

⁹⁵ ICMMネイチャー・ポジション・ステートメント（2024年）より引用

⁹⁶ ネイチャーポジティブ・イニシアチブ「ネイチャーポジティブの定義」（2023年）より引用

⁹⁷ 銅マーク基準ガイド（2023年）およびICMMネイチャー・ポジション・ステートメント（2024年）より引用

2020年またはそれ以前のベースラインに対して測定されるべきである。この日以降に行われる買収については、買収日またはそれ以前をベースラインとすべきである。⁹⁸

顕著な普遍的価値：顕著な普遍的価値とは、国境を越え、現在および将来の全人類にとって共通の重要性を持つほど例外的な文化的および／または自然的意義を意味する。そのため、この遺産を恒久的に保護することは、国際社会全体にとって最も重要である。⁹⁹

負荷・状態・対応のフレームワーク：人間の活動（負荷）、生物多様性の状況（状態）、対応（緩和措置の形をとる）の関係を理解するためのアプローチ／フレームワーク。このフレームワークは、生物多様性の変化や緩和措置の成果を経時的に測定する指標の選択に活用できる¹⁰⁰。

優先場所：以下の場所として定義される：

- a. **重要な場所：**組織が、直接的な事業活動および上流・下流のバリューチェーンにおいて、重要な自然関連の依存関係、影響、リスク、機会を特定した場所
- b. **敏感な場所：**直接的な事業活動における資産および／または活動（可能であれば上流および下流のバリューチェーン）において、自然と接する場所：
 - 生物多様性にとって重要な地域
 - 生態系の完全性が高い地域
 - 生態系の完全性が急速に低下している地域
 - 物理的な水のリスクが高い地域
 - 先住民族、地域の地域社会、利害関係者への利益を含む、生態系サービスの提供にとって重要な地域¹⁰¹

段階的な復旧および／または修復：閉鎖前の事業所または鉱山の建設中および操業中に、復旧および／または修復活動を進めるための継続的な取り組み。パフォーマンス領域24：閉鎖の復旧の定義も参照。

残存影響：影響を回避、最小化、および緩和するための取り組みが実施された後に残る、生物多様性への影響。残存影響は、多くの場合、生物多様性オフセットを通じて対処される。このオフセットは、回避できない損害を補償し、ノーネットロスまたはネットゲインを達成することを目標としている。

権利保持者：権利保持者とは特定の義務主体（例：人権を尊重・保護・充足し、人権侵害を控える特定の義務や責任を負う国家または非国家主体）に関連して、特定の権利を有する個人または社会集団を指す。特定の状況においては、先住民族のように、人権が十分に実現・尊重・保護されていない特定の社会集団が存在することが多い。

⁹⁸ [銅マーク基準ガイド](#)（2023年）および[ICMMネイチャー：ポジション・ステートメント](#)（2024年）より引用

⁹⁹ [ユネスコ世界遺産条約](#)（1972年）より引用

¹⁰⁰ [OECD指標コアセット](#)より引用

¹⁰¹ [TNFD用語集](#)（2023年）より引用

利害関係者：統合鉱業規格で対象とされるパフォーマンス領域に関連する権利や利益を有し、事業所の事業活動に伴う不当な影響を受ける、または受ける可能性のある個人、集団、組織、あるいはその正当な代表者（利害関係団体、政府機関、企業など）を指す。これには、政治家、商業・産業企業、労働組合、学術関係者、宗教団体、国内の社会・環境団体、公共部門の機関、メディア、地域社会などが含まれ得る。正当な代表者には、労働組合のほか、人権への事業影響に関する経験や専門知識を有する市民社会組織なども含まれる。

世界遺産：1972年の世界遺産条約に基づいて設立された。このパフォーマンス領域における禁止事項は、すべての世界自然遺産と、すべての複合遺産（自然的・文化的理由により指定されたもの）に適用される。

参考文献：

- [ビジネスと生物多様性オフセット・プログラム（BBOP）：生物多様性オフセット・デザイン・ハンドブック](#)
- [セクター横断的生物多様性イニシアティブ（CSBI）：生物多様性ベースラインデータ収集のためのグッドプラクティス](#)
- [国際金属・鉱業評議会（ICMM）鉱業と生物多様性に関するグッドプラクティス・ガイド](#)
- [国際金属・鉱業評議会（ICMM）グッドプラクティス・ガイド：生物多様性のノーネットロスまたはネットゲインの達成](#)
- [国際金融公社（IFC）ガイドンスノート 6：生物多様性の保全と天然資源の持続可能な管理](#)
- [国際金融公社（IFC）パフォーマンススタンダード6：生物多様性の保全と天然資源の持続可能な管理](#)
- [国際自然保護連合（IUCN）絶滅危惧種レッドリスト](#)
- 生態系修復学会（2022年）。[修復生態学、特集号：鉱山跡地の生態系修復と回復のための国際原則と基準。](#)
- [自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）](#)
- [生物多様性コンサルタント会社：ミティゲーション・ヒエラルキーを実施するためのセクター横断ガイド](#)
- [世界銀行フォレスト・スマート・マイニング：オフセット・ケーススタディ](#)
- [世界銀行フォレスト・スマート・マイニング：大規模鉱業セクターにおける自然に基づくソリューションの適用ガイド](#)
- [世界銀行フォレスト・スマート・マイニング：大規模採掘による森林への影響に関連する要因の特定](#)

- [国連教育科学文化機関（ユネスコ）：世界遺産の文脈における影響評価に関するガイドランスとツールキット](#)
- [国連教育科学文化機関（ユネスコ）：世界遺産条約実施のための運営ガイドライン](#)
- [国連教育科学文化機関（ユネスコ）：世界遺産リスト](#)



パフォーマンス領域20：気候変動対策

目的：パリ協定に沿った科学的情報に基づく目標または目的を定め、排出を回避・削減する
ミティゲーション・ヒエラルキーを実施することにより、スコープ1、2、および重要なス
コープ3の温室効果ガス（GHG）排出量を削減する。物理的な気候関連のリスク、影響、機
会を特定し、適切な適応措置を策定・実施する。

その他の関連パフォーマンス領域：

- 1 企業要件
- 3 責任あるサプライチェーン
- 4 新規プロジェクト、拡張、再定住
- 8 多様性、公平性、インクルージョン
- 10 緊急事態への備えと対応
- 14 先住民族
- 18 水資源管理
- 19 生物多様性、生態系サービスおよび自然
- 21 廃滓管理
- 22 汚染防止
- 24 閉鎖

適用可能性：本パフォーマンス領域の20.1および20.3の要件は、企業レベルで実施され、保
証されることを意図しているが、実行可能であれば、事業所レベルで実施され、保証されて
もよい。20.2の要件は、事業所レベルで実施され、保証されることを意図している。20.3
は、企業報告メカニズムを通じて対処されることを意図しているが、報告には事業所レベル
の細分化された情報が含まなければならない。

レベル	要件
20.1.企業気候変動戦略（企業レベル）	
グッドプラク ティスに向け て	1. 企業レベルで温室効果ガス（GHG）排出量の削減を公約する。
	2. 取締役会および経営幹部レベルを含め、気候変動に関連するリスク と機会に関するガバナンスのための説明責任、遂行責任、報告プロ セスを確立する。
	3. 気候変動に関連する企業のリスクと機会の評価を実施する。

グッドプラクティス	1. 企業レベルの気候変動戦略と、気候変動に関連するリスクと機会に対処する取り組みを確立し、公表する。このリスクと機会は、パリ協定の目標に沿い、主要な気候変動情報開示フレームワークと整合して、既存の活動や計画中の新規プロジェクトに関する事業計画や意思決定に統合されている。
	2. Scope1と2のGHG排出量について、企業気候変動戦略の目的に沿った企業目的または目標を設定する。これらの排出量は、すべての重要な排出源をカバーし、WRI GHGプロトコルまたは関連する法規制による組織の境界と重要性の定義に沿ったものである。
	3. 主要な気候変動情報開示フレームワークにおける要件と整合するように、重要な気候変動に関連する企業リスクと機会、およびそれらが企業の事業、戦略、財務計画、リスク管理に与える影響を管理するための、関連するリスク管理フレームワークに統合された計画を特定、評価、策定する。
	4. 重要なスコープ3のGHG排出源を特定し、定量化し、定められた間隔で見直す。
先進的プラクティス	1. 重要なスコープ3のGHG排出量を企業目標または目的に含める。
	2. スコープ3のGHG排出に関連するサプライヤーや顧客と協力し、企業目標や目的を達成するための行動を特定し、実施する。
	3. 気候変動戦略に以下の要素を含める： <ul style="list-style-type: none"> a. 気候変動緩和および気候変動適応の測定可能な改善につながる、気候変動対策への計画的または実際の投資。 b. 気候変動に関連するリスクと機会を継続的に評価するための外部参画プロセス c. カーボンオフセットが温室効果ガス（GHG）排出目標を達成するために使用される場合、そのカーボンオフセットが社会的および/または自然ベースでどの程度、コベネフィットをもたらすかを実証し、信頼できる情報源によって認定されること。

	4. 利害関係者および権利保持者と協議の上、気候変動戦略において、現地の利害関係者および/または権利保持者に社会的価値と利益を提供する、気候適応および/または緩和への投資を特定し、実施する。
	5. 新規プロジェクトや大幅な拡張などの主要な投資決定を支える分析に、規制されたカーボンプライシング制度が適用されない限り、内部炭素価格を組み込む。
	6. 遅くとも2050年までにネットゼロ・エミッションを達成するというコミットメントを確立し、このコミットメントを達成するための短期・中期・長期の科学的情報に基づく目標と行動を策定するために使用した手法を開示し、気候戦略がこれを反映していることを示す。
	7. 短期、中期、長期のGHG排出目標および/または目的が、特定された時間軸において達成されていること、または達成の見込みがあること、あるいは逸脱した場合に軌道修正するための是正措置計画があることを実証する。

レベル	要件
20.2.気候変動管理（事業所レベル）	
グッドプラクティスに向けて	1. エネルギー使用とGHG排出の管理・モニタリングシステムを確立する。このシステムには、国際的に認知されたフレームワークや規制要件に合致した、スコープ1と2のGHG排出を特定・定量化するメカニズムが含まれ、エネルギー以外のGHG排出の重要な排出源も含まれる。
	2. 事業所の境界内のインフラと、事業所の運営とアクセスを支援するために必要な敷地外のインフラの両方に対する、気候変動と関連する適応措置による潜在的な物理的リスクと影響を特定するために、初期リスクアセスメントを実施する。
	1. 企業のスコープ1および2のGHG排出量パフォーマンス目標または目的

<p>グッドプラクティス</p>	<p>に対する <i>事業所レベルの寄与</i> を定義する。</p> <p>2. GHG排出量のパフォーマンス目的および／または目標達成に向けた、<i>短期、中期、長期</i>の明確な行動を含む計画を策定する。</p> <p>3. 特定された時間軸において、パフォーマンス目標を達成する、または達成する見込みであること。目的および／または目標が達成できなかった場合は、その理由を評価し、目的または目標を達成する可能性を高めるために学んだ教訓を取り入れる。</p> <p>4. <i>企業レベルの気候変動に関連するリスク評価プロセス</i>と連携して、潜在的な<i>気候変動に関連するリスクと事業所への影響</i>から生じるリスクを特定し、評価し、<i>定められた間隔</i>で更新する。また、それらのリスクが周辺地域および影響を受ける地域の<i>利害関係者</i>や<i>権利保持者</i>に及ぼす可能性のある影響を考慮する。</p> <p>5. 潜在的に重大であると特定された物理的気候影響に対応し、かつ、パフォーマンス目的および／または目標の達成を支援する<i>緩和措置</i>および<i>適応措置</i>を特定し、優先順位を付け、実施する。</p> <p>6. <i>影響を受けた現地の利害関係者</i>および／または<i>権利保持者</i>と、それらの人たちが関心を持つ気候変動関連の行動に関する進捗について協議する。これには、行動計画、<i>緩和措置</i>および<i>適応措置</i>の実施に関する進捗状況、目的および／または目標に対する進捗状況が含まれる。</p> <p>7. 気候変動に関連する<i>事業所</i>の行動について、少なくとも年1回、<i>内部レビュー</i>を実施する。</p> <p>8. エネルギー効率を向上させ、かつ／または他の低排出エネルギーや再生可能エネルギーをエネルギーミックスに組み入れるための手段を特定し、実行可能な場合は実施する。</p>
<p>先進的プラクティス</p>	<p>1. <i>現地調達</i>の目標を損なうことなく、<i>企業レベル</i>で設定された材料供給源に基づき、企業の<i>スコープ3 GHG排出</i>パフォーマンス目標または目的に対する<i>事業所レベルの貢献</i>を定義する。</p>

	<p>2. スコープ3パフォーマンス目標の達成を目指し、企業のスコープ3排出量に対する事業所レベルの寄与を削減するために、サプライヤーと連携する。</p>
	<p>3. 気候変動対策に関連する相互の関心分野について、影響を受ける現地の利害関係者や権利保持者と協力する。これには、行動計画、緩和措置、および適応措置の策定と実施、目的および／または目標に対する進捗状況のモニタリングが含まれる。</p>
	<p>4. 以下の先進的プラクティスのうち、少なくとも2つを適用する：</p> <ul style="list-style-type: none"> a. エネルギー使用量とGHG排出量の目標達成に関連する主要パフォーマンス評価指標を関連従業員に割り当てる。 b. 生物多様性および／または地域社会に対してコベネフィットをもたらすような気候適応措置や緩和措置を設計する。 c. 物理的な気候影響と適応管理について、他の組織や利害関係者、権利保持者とのパートナーシップを追求する。 d. 気候影響評価や適応措置の設計において、地域社会、文化、伝統的知識を考慮する。

レベル	要件
20.3.気候変動に関する年次公開報告	
グッドプラクティスに向けて	<p>1. エネルギー消費量とスコープ1および2のGHG排出量データを公表し、再生可能なエネルギー源とそうでないものを区別する。</p> <p>2. エネルギーおよびGHG排出量データを、プロセス排出量データを含む比較可能な単位に変換するために、国際的に認められたフレームワークや規制報告要件に基づく標準的な定量化・推計手法を適用する。</p>
グッドプラクティス	<p>1. 主要な気候変動情報開示フレームワークに沿って、事業所レベルのスコープ1および2のGHG排出量データと企業目標に対する進捗状況を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原単位目標が用いられている場合、それに対応するGHG排出量の絶対増減を公表する。

	<p>b. カーボンオフセットを使用する場合は、目標達成のために使用される年間総排出量に占めるカーボンオフセットの割合、およびカーボンオフセットの認定元と認定内容を公表する。</p> <p>c. 影響を受ける利害関係者や権利保持者を含め、定められた間隔で、緩和と適応の両面を含め、TCFDの提言に沿った、潜在的な物理的気候変動の影響に関する事業所の評価と、関連するリスクを管理するための計画や行動を公表する。</p>
	<p>2. 企業レベルでのGHG排出量開示に関する独立した保証を完了し、公開情報開示に保証声明を含める。</p>
<p>先進的プラクティス</p>	<p>1. 当事業所の製品の炭素含有量または炭素原単位を算出し、顧客の要求に応じて提供する。</p> <p>2. 企業レベルで、重要なスコープ3のGHG排出量データと、毎年設定される目的および/または目標に対する進捗状況を公表する。</p>

用語集および解釈指針：

適応：すでに発生している、あるいは発生が予測される気候変動の影響に適応するためにとる行動を指す。

影響を受ける利害関係者：事業所の操業、行動、決定によって影響を受ける個人、集団、組織、またはその正当な代表者。（「利害関係者」も参照。）

パリ協定の目標に沿ったもの：地球温暖化を1.5°Cに抑える努力を進める一方で、産業革命以前の水準から2°C以下に抑えるという目標に沿った行動をとり、温室効果ガス（GHG）排出量の削減、気候変動の影響への適応、資金の動員を行うべきである。

保証：本パフォーマンス領域において、気候情報開示の保証とは、気候情報の正確性と完全性を、最低限の限定的な保証レベルで検証するプロセスである。これは、独立した第三者が気候情報を評価し、報告されたデータについて保証を提供するものである。気候情報開示保証は、認定された独立機関が事業所の統合鉱業規格への適合を検証する保証プロセス（CMSI保証プロセス参照）と関連しているが、これとは異なる。

カーボンオフセット：例えば、自主的または義務的なGHGの目標や上限を達成するために、他の場所でのGHG排出量を埋め合わせる（すなわちオフセットする）ために使用される個別のGHG削減量。カーボンオフセットは、オフセットを生み出す緩和プロジェクトがなかった場合の排出量の仮想シナリオを示すベースラインとの比較で計算される。

炭素価格：温室効果ガス（GHG）排出に関連する財務的な影響を評価するために企業が使用する内部価格設定手段。将来の排出削減コストの変化、外部規制による炭素価格遵守メカニズム（炭素税や排出量取引制度）またはその他の要因によるものなどがある。

炭素貯蔵：産業排出物から二酸化炭素（CO₂）を回収し、地層に貯蔵することで大気中への放出を防ぎ、気候変動を緩和する。

気候変動に関連するリスク：気候変動に関連するリスクには、物理的リスクと過渡的リスクの2つのカテゴリーがある。物理的リスクは、気候変動による物理的影響に関連する。物理的リスクの中には、ハリケーン、洪水、山火事、干ばつなど、特定の異常気象によって引き起こされる深刻なものもある。また、気温の継続的な上昇、海面水位の上昇、降水量の変化、熱波の長期化・頻発化など、気候パターンの長期的な変化に伴う慢性的なものもある。物理的リスクは、操業、輸送、サプライチェーン、従業員や顧客の安全に影響を与える場合に、突然かつ重大な財務的影響をもたらす可能性がある。過渡的リスクとは、低炭素経済への移行に固有のリスクである。これには、GHG排出量、ネットゼロ・カーボン排出イニシアティブ、炭素税政策、エネルギーおよび燃料コスト、国または世界のエネルギー政策などの問題をめぐる、気候関連の政策、規制、開示要件の進化に関連するリスクが含まれる。過渡的なリスクは、継続的に直接的な財務的影響を及ぼし、組織の評判にも影響を及ぼす可能性がある。¹⁰²

気候変動に関連する機会：気候変動の緩和と適応に向けた取り組みから生じる潜在的なプラスの効果を指し、資源効率、新製品・サービス、新市場へのアクセス、レジリエンスの構築などが含まれるが、これらに限定されない。

目的または目標を達成するための進捗状況を長期的に示す：このパフォーマンス領域には、目的および目標を達成するための進捗状況を長期的に示すという要件が含まれる。これは、目標達成と一致する適切な方向へのデータ傾向を示すことによって行うことができるが、排出削減プロジェクトの計画、設計、建設、試運転に関するマイルストーンなどの目標を達成するための行動によって示すこともできる。測定された結果が誤った方向に向かい始めた場合、軌道に戻すための是正措置を実施することで、進捗を証明することもできる。

事業所の気候管理要件と企業行動：事業所レベルでの削減に貢献する企業行動が取られた場合、それらは20.2の要件が満たされたことの証拠として使用することができる。例えば、企業レベルがフリート全体で電気自動車の機会を追求している場合、それを事業所レベルで認識することができる。

事業所レベルの貢献：企業のスコープ1、2、3排出パフォーマンス目標および目的に対する事業所レベルの貢献の意図は、各事業所が企業の目標および／または目的に貢献するかどうか、またどのように貢献するかを決定することである。すべての事業所が同じように排出量を削減できるわけではないので、削減貢献する事業所もあれば、排出量の現状維持や増加

¹⁰² [気候変動に関連する財務情報開示タスクフォースのTCFD提言](#)（2016年）より引用

を最小限に抑える目標を掲げる事業所もある。以下のリストは、*事業所側*が選択できる貢献の方法の種類を網羅的に示したものではない。貢献を表現する代替りの手段があるかもしれないからである。貢献は1種類である場合もあれば、複数の種類の貢献を含む場合もある。

- a. 数量目標とは、*事業所*によって消費されるエネルギー、または排出される二酸化炭素換算量（CO₂e）の絶対量を指す。このような目標は、生産量とは無関係である。通常、数量目標は、現在または過去のデータ（例えば、2015年の基準値から5%削減）に照らして定義されるが、現状のまま業務を行った場合の予測に対して設定されることもある。
- b. 原単位目標とは、生産量に対する消費量や排出量の割合を指す。これはしばしばデータの「正規化」と呼ばれる。例えば、銅陰極生産量1トン当たり、あるいは鉱石処理量1トン当たりの排出量やエネルギー使用量などである。
- c. 活動ベースの目標とは、特定の活動により、将来のエネルギー消費またはGHG排出が削減または回避されるよう設定された目標である。このような目標には、プロジェクトが実施されなければ消費されていたであろうようなエネルギーが消費されなくなるイニシアティブやプロジェクトが含まれる。
- d. 管理目標は、エネルギーの消費またはGHGの排出のいずれかに関連する活動に対する管理の有効性のレベルまたは尺度を定めるものである。管理には、生産設備の運転制限や、さまざまな採掘活動に対する管理上の要件が含まれる。次のような例がある：
 - e. エネルギーの主要な消費源またはGHG排出源であるユニット操作における運用制限への適合（例えば、乾燥機の上限温度および下限温度内での操作への100%適合）
 - f. 管理制御の遵守（例：アイドル禁止ポリシーの遵守率95%）
 - g. *事業所*のスコア3貢献の計算。

貢献および／または目標が、*事業所*レベルを超えて設定・管理されている場合（地域または事業単位レベルなど）、適切な背景情報を用いてこの要件を満たすことができる。これは、貢献度を細分化できる適切なレベルでなければならない。

事業所レベルの公開要件：公開は、*事業所*レベルの情報が含まれていれば、企業報告チャンネルを通じて対応することができる。排出量が、*事業所*レベルを超えて算出・管理されている場合（地域または事業単位レベルなど）、適切な背景情報を開示することでこの要件を満たすことができる。

温室効果ガス（GHG）排出量：本基準では、温室効果ガスとは、IFRSで列挙される7種類のガス、すなわち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化硫黄（NF₃）を指す。

長期／中期／短期的コミットメント、目標、目的：時間枠は、SBTI（短期：5年以内、中期：5～10年、長期：10年以上）など既存の枠組みを参考に、企業が定義すべきである。¹⁰³

内部レビュー：年1回の内部レビューは、前回の内部レビューからの行動の状況や気候変動に関連する行動の有効性を評価することにより、継続的改善を確保することを目的としている。内部レビューのプロセスは、改善の機会を特定し、それに関連する行動計画を記述するものでなければならない。これは、以下のような気候変動に関連する前回の内部レビュー以降にあった変化の潜在的な重要性を特定し、評価するものである：

- 法的要件、基準、ガイダンス、業界のベストプラクティス、利害関係者へのコミットメントの変化。
- 鉱山の操業条件（生産率など）または事業所の環境条件の変化。
- 鉱山敷地外の変化で、事業所が外部環境に及ぼすリスクの性質や重大性に影響を及ぼす可能性のあるもの、またはその逆のもの。

内部レビューはまた、法令遵守、規格・方針・コミットメントへの適合、是正措置の状況を含め、事業所およびそのエネルギー・GHG排出量マネジメントシステム全体のパフォーマンスに関する重要な課題の要約も提供しなければならない。

(GHG排出量の測定と報告のための) 国際的に認められた枠組み：これには、世界資源研究所（WRI）GHGプロトコル、ISO基準、その他の公認フレームワークが含まれる。規則で定められた方法を用いることもできる。

主要な投資決定：主要な投資決定には、多額の資金を配分する必要があり、多くの場合、長期的な意味合いを持つため、リスク許容度、投資目的、時間軸、予想利益などの要素を慎重に検討する必要がある。

重要な温室効果ガス排出量：本基準において、「重要な温室効果ガス排出量」とは、開示に関する法的な重要性を指すのではなく、i) 全排出量インベントリと比較した相対的な量から見て重大な排出源、ii) 排出量削減に影響を与える企業の能力、iii) 気候変動に関連するリスク・エクスポージャー、iv) セクター特有の指針、v) その他、企業や事業所の事業やバリューチェーンに特有の要素を指す。

緩和とは、大気中への温室効果ガスの排出を防止または削減するプロジェクトを指す。

自然に基づくコベネフィット（共通便益）：大気や水質の改善、生物多様性の強化、気候変動に対する回復力の向上など、人と自然に恩恵をもたらすと同時に、社会的課題に取り組む。

ネットゼロ：ネットゼロ・エミッション（カーボンニュートラルとも呼ばれる）とは、大気中に放出されたGHG排出量が、他の場所での同等の削減量と釣り合うことを意味する。¹⁰⁴

¹⁰³ SBTi企業短期要件5.1版（2024年）より引用

¹⁰⁴ TSM気候変動プロトコル（2021年）より引用

ネットゼロ対1.5度のコミットメントと目標：グッドプラクティス・レベルの達成を目的として、企業が2050年までにネットゼロを達成することを約束している場合、このコミットメントは、1.5度のコミットメントのグッドプラクティス要件の趣旨に合致する。目標についても同様である。

非エネルギーGHG排出：非エネルギーGHG排出は、化石燃料の燃焼によらずに発生する排出量である。非エネルギーGHG排出の例としては、飛散性メタン、炭酸塩鉱石の酸性化、土地利用の変化から生じる排出などがある。

権利保持者：権利保持者とは特定の義務主体（例：人権を尊重・保護・充足し、人権侵害を控える特定の義務や責任を負う国家または非国家主体）に関連して、特定の権利を有する個人または社会集団を指す。特定の状況においては、先住民族のように、人権が十分に実現・尊重・保護されていない特定の社会集団が存在することが多い。

科学的情報に基づく目標または目的：科学的情報に基づく目標は、企業が温室効果ガス（GHG）排出量を削減するための明確な道筋を示し、気候変動による最悪の影響を防ぐとともに、健全な科学に基づく将来の事業成長を保証するものである。¹⁰⁵また、最新の気候科学や、世界の気温上昇リスクを産業革命前の水準と比べて2°Cより十分低く保ち、1.5度に抑える努力をするというパリ協定の目標に沿ったものでなければならない。科学的情報に基づく目標の設定は、科学的根拠に基づく目標イニシアティブの下で行われる必要はなく、ISO 14068のような、他の温度と整合性のある目標設定方法を用いることもできる。本基準では、目標、目的、その他の用語の使用により、企業はそれぞれの状況や気候戦略を反映した用語を「目標」以外に柔軟に策定することができる。採用する用語が何であれ、企業は使用する用語を明確に定義し、表明した目標を達成するために取る行動を詳述することが求められる。

スコープ1、2、3のGHG排出量：

- a. **スコープ1のGHG排出量：**報告する事業所[☒]が所有または管理する発生源からの世界全体の直接排出量の合計。これには、定置燃焼、移動燃焼、プロセス排出、および漏洩排出が含まれる。
- b. **スコープ2 GHG 排出量：**事業所が電気、熱、冷却、蒸気の形でエネルギーを購入することに起因する間接的なGHG排出。スコープ2の排出は、排出量は、エネルギーを購入または取得した事業所で発生する。
- c. **スコープ3 GHG 排出量：**他者が所有または管理する排出源から、事業所の活動の結果として生じる間接排出（スコープ2以外の排出）。

スコープ1と2の目標：目標は、スコープ1とスコープ2について別々に設定することもできるし、GHG排出量に広く対応する単一の目標に統合することもできる。

¹⁰⁵SBTi [科学的根拠に基づく目標](#)（日付なし）より引用

社会的コベネフィット（共通便益）：プロジェクトやイニシアティブから、その主要な目標を超えて生じる、社会的、環境的、経済的に付加的なプラスの成果。多くの場合、気候変動緩和や持続可能性に関連し、公衆衛生の改善、雇用創出、貧困緩和などが含まれる。

社会的価値：これは、経済的利益、あるいは社会的・経済的発展の成果、重要な文化的・精神的価値、利害関係者や権利保持者の成果向上につながるその他の側面など、様々な種類の利益から構成される。利益の共有（パフォーマンス領域14：先住民族）を参照。

利害関係者：統合鉱業規格で対象とされるパフォーマンス領域に関連する権利や利益を有し、事業所の操業に伴う不当な影響を受ける、または受ける可能性のある個人、集団、組織、あるいはその正当な代表者（利害関係団体、政府機関、企業など）を指す。これには、政治家、商業・産業企業、労働組合、学術関係者、宗教団体、国内の社会・環境団体、公共部門の機関、メディア、地域社会などが含まれ得る。正当な代表者には、労働組合のほか、人権への事業影響に関する経験や専門知識を有する市民社会組織なども含まれる。

参考文献：

- [国際標準化機構（ISO） 14064-1:2018 温室効果ガス第1部：組織における温室効果ガスの排出量及び吸収量の定量化及び報告のための仕様並びに手引](#)
- [国際標準化機構（ISO） 14067:2018 温室効果ガス－製品のカーボンフットプリント－定量化のための要求事項及びガイドライン](#)
- [国際標準化機構（ISO） 50001:2018 エネルギーマネジメントシステム－要求事項及び利用の手引](#)
- [科学的根拠に基づく目標イニシアティブ（SBTi）](#)
- [気候変動に関連する財務情報開示タスクフォース（TCFD）](#)
- [世界資源研究所：温室効果ガス・プロトコル](#)

パフォーマンス領域21：廃滓管理

目的：国際的に認められた基準に沿った包括的かつリスクベースの管理およびガバナンス慣行を反映した廃滓管理システム（TMS）を実施し、ライフサイクル全体を通じて安全かつ責任ある方法で廃滓を管理し、人々と環境への危害を最小限に抑えることを目的とする。

その他の関連パフォーマンス領域：

- 4 新規プロジェクト、拡張、再定住
- 5 人権
- 9 安全で健康的かつ尊重される職場
- 10 緊急事態への備えと対応
- 12 エンゲージメント
- 13 地域社会への影響と利益
- 14 先住民族
- 15 文化遺産
- 17 苦情処理
- 18 水資源管理
- 19 生物多様性、生態系サービスおよび自然
- 20 気候変動対策
- 22 汚染防止
- 23 循環型経済
- 24 閉鎖

注：このパフォーマンス領域は、廃滓管理に関する既存の2つの国際基準を参照している（詳しい情報とリンクについては、用語集および解釈指針を参照）：

- 廃滓管理に関する世界業界標準（GISTM）。
- カナダ鉱業協会（MAC）の「廃滓管理プロトコル」は、パフォーマンス測定の必須ツールである適合表を含む。

統合鉱業規格を実施する企業は、上記の目的を達成するために、GISTM規格またはMAC規格のいずれかを実施することができる（個々の協会の会員資格要件が、どちらの規格を適用するかを規定する場合があることに留意）。CMSIは今後、この2つの規格を統合する可能性を探っていく。加えて、国際廃滓管理研究所（GTMI）の設立にも留意する必要がある。

適用可能性：このパフォーマンス領域は、統合鉱業規格を実施する会社の管理下にある、以下を除くすべての廃滓施設に適用される：

- GISTMを適用する企業：GISTMの「安全な閉鎖」の定義を満たす廃滓事業所。

- MAC廃滓管理プロトコルを適用する企業：（議定書で定義される）休止中の廃滓事業所で、2023年3月版プロトコルの付録1に記載される報告が不要となる条件を満たすもの。
- 2024年1月1日以降に河川廃滓を使用して生産を開始する採掘事業。この場合、本基準は、そのような事業所が本パフォーマンス領域への適合を実証することを認めない。

レベル	要件
21.1 廃滓管理	
グッドプラクティスに向けて	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="422 712 1404 846">1. GISTMまたはMAC廃滓管理プロトコルのいずれかを実施することにより、廃滓の安全かつ責任ある管理を公に約束する。 <li data-bbox="422 846 1404 1099">2. GISTMまたはMAC廃滓管理プロトコルのいずれかの要件に対するギャップ分析を実施する。ギャップに対処するための行動計画を策定し、計画を実施して適合性を達成するためのスケジュールを約束する。 <li data-bbox="422 1099 1404 1456">3. GISTMもMAC廃滓管理プロトコルも直接適用されないため、非従来型の廃滓管理ソリューションを使用する鉱山、または使用を提案する鉱山については、既存のグッドプラクティス基準を参考に、このパフォーマンス領域の意図を達成するための適切な要件を確立する。事業所は、廃滓を管理するためのアプローチを文書化し、開示し、それに従って実施することを約束すべきである。
グッドプラクティス	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="422 1473 1404 1608">1. GISTM、または従来の廃滓事業所のためのMACの廃滓管理プロトコルへの適合を達成する。 <li data-bbox="422 1608 1404 1749">2. 非従来型の廃滓管理ソリューションを使用している鉱山については、公表されている廃滓管理アプローチへの適合を達成する。 <li data-bbox="422 1749 1404 1930">3. 従来型の廃滓事業所については、GISTMのICMM適合性プロトコルまたはMACの廃滓管理プロトコルのいずれかに指定された間隔で、または非従来型の廃滓管理ソリューションについては、定義され公開

	<p>された間隔で、<i>廃滓事業所の適合状況</i>について内部レビューを実施し、<i>独立した監査</i>または<i>保証</i>（該当する場合）を完了する。</p>
	<p>4. 従来型の<i>廃滓事業所</i>については、GISTMのICMM<i>適合性</i>プロトコル* またはMAC**の<i>廃滓管理</i>プロトコルのいずれかに指定された間隔で、または非従来型の<i>廃滓管理ソリューション</i>については、公開された<i>廃滓管理アプローチ</i>に照らして、<i>廃滓事業所</i>の全体的な<i>適合状況</i>を公表し、ギャップを明確に特定し、そのギャップに対処するための行動を期限付きで要約する。</p>
<p>先進的プラクティス</p>	<p>1. 次のいずれかの革新的なアプローチを実施し、進捗状況を公表する：(i) 廃棄する<i>廃滓</i>の量を減らす、(ii) 廃棄の必要性を減らす方法で<i>廃滓</i>から価値を創造する、(iii) 人や環境への害の可能性を大幅に減らす方法で過去の<i>廃滓堆積物</i>を再処理する。</p>

* GISTMの独立監査と適合性開示のための指定された間隔は、現在、ICMM適合性プロトコル（「極度の」および「非常に高い」結果をもたらす事業所は3年、それ以外は5年）に記載されている。

** MAC*廃滓管理*プロトコルについては、3年ごとの独立監査と公開報告が義務付けられている。

用語集および解釈指針：

適合：規格に適合しているとは、その規格の「要件」をすべて満たすことである。一般的に「適合」は、自主的な基準や手順（多くの場合、法的要件を超えることがある）に適用されるのに対し、「コンプライアンス」という用語は、一般的に法的義務や規制義務を満たすことに関連している。特にGISTMに関連して、ICMMの適合プロトコルは、適合とは、事業者がGISTMの適用可能なすべての要件（法律に抵触していない）を実施するためのシステムとプロセスが整備されていることを実証できることを意味する、と規定している。本統合鉱業規格で使用される定義とGISTMとの間に差異がある場合、本パフォーマンス領域にはGISTMの定義が適用される。MACの*廃滓管理*プロトコルに関して、適合は、プロトコルに付属する*廃滓管理適合表*に基づいて定義されている。

廃滓管理に関する世界業界標準 (GISTM)：2020年に導入されたGISTMは、既存の*廃滓事業所*とこれから建設される*廃滓事業所*に適用される。人と環境への害をゼロにし、死亡事故

をゼロにするという究極の目標を達成するための努力である。GISTMでは、6つのトピック分野で77の要件が記述されている：

- 影響を受ける地域社会
- 統合されたナレッジベース
- 設計、建設、運用、モニタリング
- 管理とガバナンス
- 緊急対応と長期的な回復
- 情報公開と情報へのアクセス

ライフサイクル：廃滓事業所の寿命全体における一連の活動または段階。具体的には、プロジェクト構想、設計、建設、操業、閉鎖、閉鎖後から構成される。一部の事業所では、ライフサイクルに一時的な操業停止が含まれることもある。操業、閉鎖、閉鎖後など、いくつかの段階は通常、廃滓事業所のライフサイクルの中で一度しか起こらないが、設計や建設など他の段階は、廃滓事業所の寿命を通じて異なる時期に繰り返されることがある。¹⁰⁶

非従来型廃滓管理ソリューション：これには湖沼内、河川、深海での廃滓処分が含まれる。

このパフォーマンス領域の意図を達成するための適切な要件を確立する際、事業所は、以下のことを実証すべきである：廃滓による潜在的および実際のリスクと影響を特定すること、影響を受ける利害関係者の権利を尊重し、閉鎖を含む廃滓システムのライフサイクルのすべての段階において、利害関係者を有意義にエンゲージメントさせること、廃滓を管理するシステムを導入すること、モニタリングとレビューを実施すること、および関連情報を公開すること。¹⁰⁷

深海廃滓処分：比較的深い海洋環境における廃滓の処分を指す。廃滓は、植物の生育に十分な日照がある水深（排出地点 > 100m）より深い海底に、水中パイプを通して排出され、排出された廃滓は、深い海底（通常、水深1000m以深）に堆積する重力流を作り出す。¹⁰⁸

廃滓の湖沼内処分：カナダのように湖が豊富な地域では、ほとんどが過去の慣行である。廃滓は湖の流域に堆積されるが、通常、廃滓が氷没した状態を保つようにすることで、酸性坑廃水のリスクを最小限に抑えている。ダムまたはその他の封じ込め構造は通常、湖の出口に建設され、廃滓固形物の下流への移動を防止し、放流前の水処理を容易にするために水流を制御する手段を提供する。

廃滓の河川処分：廃滓は直接河川に排出され、下流に運ばれて堆積地帯、河川デルタ、または下流の海洋環境に堆積する。この廃滓処分方法を使用する企業は通常、河川内の廃滓の堆積をある程度把握できるように、廃滓排出の最適な場所を決定するために河川の流れの調

¹⁰⁶ ICMM [廃滓管理グッドプラクティス・ガイド](#)（2025年）より

¹⁰⁷ [銅マーク 廃滓管理基本要件に関するガイダンス](#)（2023年）より引用

¹⁰⁸ [欧州連合（2018年）利用可能な最善の技術（BAT）鉱山廃棄物管理に関する採取産業からの廃棄物管理のための参考文献](#)より引用。

査を行い、廃滓の堆積をある程度制御できるように堤防やその他の構造物を建設することがある。

廃滓：採掘の副産物で、価値のある商品その中にある岩石や土壌から分離する際に残る加工された岩石や土壌から成る。¹⁰⁹¹¹⁰

廃滓事業所：鉱山で発生する廃滓を收容するために設計・管理される事業所で、坑内貯留または陸上の人工構造物が含まれる。廃滓事業所には、廃滓固形物、廃滓とともに管理される他の鉱山廃棄物（廃石、水処理残留物など）、および廃滓事業所で管理されるあらゆる水（間隙流体、あらゆる池、地表水および流出水を含む）の管理に関する、集合的な設計的構造物、構成要素、および設備が含まれる。¹¹¹

カナダ鉱業協会(MAC)の廃滓管理プロトコル：2004年に導入され、直近では2023年に更新されたこのプロトコルを実施する目的は、廃滓に関連する物理的および化学的リスクの両方を包含する危害の最小化に向けて継続的に取り組むことであり、これには廃滓事業所の壊滅的な故障をゼロにし、環境や人間の健康に重大な悪影響を与えないことが含まれる。

プロトコルには5つのパフォーマンス指標がある：

- 廃滓管理の方針とコミットメント
- 廃滓管理の説明責任分担
- 廃滓管理システムと緊急事態への備え
- 運転・保守・監視（OMS）マニュアル
- 年1回の廃滓管理レビュー

これらの指標に対するパフォーマンスは、満たすべき技術的要件およびガバナンス要件を詳細に記述した適合表を使用して測定しなければならない。実施は、直近では2021年に更新された2つのガイダンス文書によってサポートされている：

- [廃滓事業所管理ガイド](#)（廃滓ガイド）
- [廃滓・水管理事業所の運転・保守・監視マニュアルの作成](#)（OMSガイド）

廃滓管理システム（TMS）：廃滓事業所の管理と設計のための主要な構成要素から成り、しばしばこれらの構成要素を管理する「枠組み」と呼ばれる。TMSは基準の中核をなすもので、廃滓事業所のライフサイクル全体を通じての安全な操業と管理に焦点を当てている（上記参照）。TMSは、確立された計画-実行-チェック-アクションのサイクルに従っている。各事業者は、それぞれの組織と廃滓事業所に最適なTMSを開発する。TMSには、方針の確立、計画、設計、パフォーマンス目標の設定、変更管理、適切な資源（経験・資格のある人材、設備、スケジュール、データ、文書、資金）の特定と確保、パフォーマンス評価とリスクアセスメントの実施、リスク管理のための統制の確立と実施、継続的改善のための監

¹⁰⁹ [グローバル廃滓レビュー「廃滓管理に関する世界業界標準」](#)（2020年）より引用

¹¹⁰ 注：鉱物砂またはダイヤモンドの回収を目的とした浚渫作業から生じる残留物は、廃滓とはみなされず、本パフォーマンス領域の対象とはならない。

¹¹¹ ICMM [廃滓管理グッドプラクティス・ガイド](#)（2025年）より

査とレビュー、明確な説明責任と遂行責任を伴うマネジメントシステムの実施、OMSとEPRPの準備と実施などの要素が含まれる。TMSとそのさまざまな要素は、環境・社会マネジメントシステム（ESMS）、事業全体のマネジメントシステム、規制システムなど、他のシステムと相互作用しなければならない。¹¹²

参考文献：

- [廃滓管理に関する世界業界標準](#)
- [国際金属・鋳業評議会（ICMM）グッドプラクティス・ガイダンス：廃滓管理](#)
- [カナダ鋳業協会（MAC）廃滓管理プロトコル](#)

¹¹² 廃滓管理に関する世界業界標準（2020年）より抜粋

パフォーマンス領域22：汚染防止

目的：汚染の防止、排出物および廃棄物の管理、ならびに事業所が引き起こした、またはそれに寄与した、あるいは直接関連している、人の健康および環境への悪影響のリスクに対処するために、ミティゲーション・ヒエラルキーを適用する。人の健康と環境を守るため、水銀の排出を削減するという水俣条約の目的を支持する。

その他の関連パフォーマンス領域：

- 4 新規プロジェクト、拡張、再定住
- 5 人権
- 9 安全で健康的かつ尊重される職場
- 10 緊急事態への備えと対応
- 18 水資源管理
- 19 生物多様性、生態系サービスおよび自然
- 21 廃滓管理
- 23 循環型経済
- 24 閉鎖

適用可能性：このパフォーマンス領域は汚染防止に重点を置いている。いくつかの節は、すべての事業所に普遍的に適用される（第22.1節 鉱物以外の廃棄物および有害物質の管理、第22.3節 GHG以外の大気排出など）。他の節（特に第22.4節 水銀と第22.5節 シアン化物）は、より限定された事業所にのみ適用される。第22.4節 水銀については、水銀が鉱石中に自然に存在し、副産物である場合、または製錬所の原料に含まれる場合を含む。第22.5節 シアン化物については、業務でシアン化物を使用する事業所に限定される。

レベル	要件
22.1 鉱物以外の廃棄物および有害物質の管理	
グッドプラクティスに向けて	1. 国内法および適用される国際条約（バーゼル条約、MARPOL条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約など）に従い、廃棄物削減ヒエラルキー（すなわち、防止、再利用／最小化、リサイクル、エネルギー回収、廃棄）に沿って廃棄物を管理し、最小化することを公に約束する。

	<p>2. 有害・非有害廃棄物を含む廃棄物の流れを特定し、廃棄物の発生を回避・削減し、残留廃棄物を再利用またはリサイクルする機会が存在するかどうかを確認する。</p>
	<p>3. 有害物質をより有害性の低い代替物質に置き換える機会を含め、事業活動全体で発生する廃棄物の量を回避・削減する計画を策定・実施し、安全な廃棄を含め、人の健康と環境を保護する方法で残留廃棄物を責任を持って管理する。</p>
	<p>4. 本事業所に流入するすべての危険物質による危険性と悪影響のリスクを評価する。</p>
<p>グッドプラクティス</p>	<p>1. 発生した廃棄物が、人の健康や環境（大気、土壌、動植物、淡水域、海洋水域を含む）に悪影響を及ぼすリスクを特定する。これには危険物の輸送、取扱い、保管および安全な廃棄に関連する悪影響が含まれる。</p>
	<p>2. 人の健康と環境に対する危害のリスクに見合うよう、廃棄物による悪影響で特定されたものに対処するための計画（TGP3参照）内の行動を策定し、実施する。</p>
	<p>3. 廃棄物および有害物質の管理と削減に関する目標および/または目的を設定し、監視する。</p>
	<p>4. 国連の危険有害性の分類および表示に関する世界調和システム、または同等の関連規制システムに従って、採掘または精製製品の危険性を評価し、関連する労働者を訓練し、安全データシートやラベル表示を通じて労働者や顧客に伝える。</p>
	<p>5. 以下のような国際的に認められた報告基準に沿って、廃棄物に関するパフォーマンスを公表する。例えば、GRI 306：廃棄物 2020（パフォーマンス領域1：企業要件、第1.2節 サステナビリティ報告を参照）。</p>

先進的プラクティス	1. 技術的に可能で、経済的・環境的に実行可能な場合には、再利用やリサイクルを含め、廃棄物を回収または再利用するための行動を特定し、実施する。
	2. 廃棄物および有害物質の管理と削減に関する目標および/または目的を達成する。

レベル	要件
22.2 鉱物廃棄物（廃滓を除く、パフォーマンス領域21：廃滓管理を参照）	
グッドプラクティスに向けて	1. 廃棄物 ミティゲーション・ヒエラルキー（すなわち、防止、再利用／最小化、リサイクル、廃棄）に沿って鉱物廃棄物を管理し、最小化し、安全で安定した無公害の地形を達成することを公に約束する。
	2. 鉱物廃棄物の流れを特定し、鉱物廃棄物の発生を回避・削減し、残留鉱物廃棄物を再利用またはリサイクルする機会が存在するかどうかを確認する。
	3. 鉱物廃棄物の発生を回避・削減し、残留鉱物廃棄物を責任を持って安全に管理するために、特定された行動を実施する。
グッドプラクティス	1. 物理的・地球化学的安定性を達成するように設計された方法で鉱物廃棄物を保管する（例えば、酸性岩石排水（ARD）や金属溶出（ML）の可能性を考慮する）。
	2. 人の健康や環境に対する危害のリスクに見合うよう、鉱物廃棄物による悪影響の特定されたリスクに対処するための行動を実施する。
	3. 安全で安定した無公害の地形を実現するために、鉱物廃棄物を建設、維持、修復する。

先進的プラクティス	1. 人の健康と環境に対する危害のリスクレベルに見合うよう、 <i>鉱物廃棄物</i> による <i>悪影響</i> の特定されたリスクに対処するための行動の策定において、 <i>影響を受ける利害関係者</i> と協力する。
-----------	--

レベル	要件
22.3 GHG以外の大気排出	
グッドプラクティスに向けて	<p>1. 潜在的な大気排出源を特定し、大気排出を回避または最小化するための対策を講じ、規制または許可要件に基づいたリスクベースの大気排出モニタリングプログラムを実施する。</p> <p>2. 定義された基準日からの様々な種類の大気排出に関するベースラインデータを確立する。このデータには、重要性の評価に従い、<i>粒子状物質 (PM)</i>、<i>硫黄酸化物 (SOx)</i>、<i>窒素酸化物 (NOx)</i>、<i>揮発性有機化合物 (VOC)</i> が含まれるが、これらに限定されない。</p>
グッドプラクティス	<p>1. <i>事業所の操業活動</i>および<i>インフラ</i>からの大気排出が、人および環境（土壌、動植物、水域を含む）に及ぼす<i>悪影響</i>のリスクを特定し、管理し、特定された<i>悪影響</i>のリスクを評価するために、<i>敏感な受容体</i>の存在と位置情報に基づいたモニタリングプログラムを実施する。</p> <p>2. 人の健康と環境を保護し、<i>ミティゲーション・ヒエラルキー</i>に沿いながら、定義されたベースラインに対する大気排出のリスクベースの目的および/または目標を設定する。目的および/または目標を達成するために、<i>排出規制</i>や<i>モニタリング</i>を含む対応措置を策定し、実施する。</p> <p>3. <i>影響を受ける利害関係者</i>とのエンゲージメントを含め、大気排出と関連する<i>悪影響</i>を回避・最小化するための<i>ミティゲーション・ヒエラルキー</i>に従った措置の実施を監視する。</p>

	<p>4. オゾン層破壊物質（ODS）が使用されている場所で、大気中への放出を防止するための対策を実施し、ODSを含むシステムや機器の整備や廃止を行う際には、ODSが管理された方法で回収され、再利用されない場合は、保管や破壊のために適切な受入施設に送付されるようにする（モントリオール議定書で義務付けられているように）。</p>
	<p>5. 国際的に認められた報告基準に沿って、規制値に対する <i>重大な不適合</i>を含めた、大気排出に関するパフォーマンスを公表する（パフォーマンス領域1：企業要件、第1.2節 サステナビリティ報告を参照）。</p>
先進的プラクティス	<p>1. <i>利害関係者</i>や<i>権利保持者</i>、特に<i>影響を受ける利害関係者</i>を参加型モニタリングに参加させるエンゲージメントの機会を提供する。</p>

レベル	要件
22.4 水銀	
グッドプラクティスに向けて	<p>1. 水俣条約に沿って、加工事業所での金抽出に水銀を使用すること、および第三者が水銀を使用して生産した金の調達を禁止する。</p>
	<p>2. 鉱石中に自然に存在し、加工やその他の廃棄物の副産物として発生する水銀の責任ある管理を公に約束する。</p>
	<p>3. <i>事業所の活動</i>から生じる、大気への著しい点源水銀排出および土地または水域への著しい点源水銀放出を特定し、それらを最小化するための管理対策および／または技術を実施する。</p>
	<p>4. 水銀および水銀含有化合物の中間貯蔵にも適用される、水俣条約に基づいて作成されたガイダンスに沿って、水銀を含む<i>廃棄物</i>を管理・処分する。</p>
	<p>5. 副産物として発生する水銀は、世界市場に出回らないよう責任を持って処理する。</p>

グッドプラクティス	1. 国際的に認められた報告基準に沿って、事業活動から排出される水銀の大气への排出量または土地や水域への排出量を定量化し、公表する（パフォーマンス領域1：企業要件、第1.2節 サステナビリティ報告等を参照）。
	2. 合法的ASMが自社の事業所の近くで行われている場合、ASMからの水銀廃絶を支援するイニシアティブが存在する場合は、それに参加する。
先進的プラクティス	1. 水銀汚染防止を目的とした地域、国または国際的な複数利害関係者・イニシアティブを積極的に提唱し、参加する（パフォーマンス領域16：職人的小規模採掘を参照）。

レベル	要件
22.5 シアン化物	
グッドプラクティスに向けて	1. 事業所がシアン化物を使用する場合、国際シアン化物管理コードに定められた実施基準に沿って、シアン化物の輸送、貯蔵、使用および廃棄を管理することを公に約束する。
	2. 事業所がシアン化物を使用する場合、シアン化物の供給、貯蔵、輸送には、国際シアン化物管理コード認定の製造業者および輸送業者を利用する。
	3. 国際シアン化物管理コードへの適合性の自己評価を行う。
グッドプラクティス	1. 事業所がシアン化物を使用する場合、国際シアン化物管理コードの認証を取得し、維持し、国際シアン化物管理協会のウェブサイトです証されたことを確認する。
先進的プラクティス	1. 利害関係者と協力し、業界で国際シアン化物管理コードが幅広く採用されるよう奨励する。

レベル	要件
22.6 偶発的な汚染物質の放出	
グッドプラクティスに向けて	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所および汚染を引き起こす可能性のある物質の輸送、取り扱い、保管、廃棄から、大気、土壌、地表水、地下水、または海水への潜在的で偶発的な汚染物質の放出のリスクアセスメントを実施する。 2. 定期的な検査や監視、記録の保存、是正措置など、偶発的な汚染物質の放出を防止するための対策を実施する。
グッドプラクティス	<ol style="list-style-type: none"> 1. プロセス材料の輸入、製品または廃棄物の輸出を含む、事業所の操業活動および関連インフラによる、大気、土壌、地表水および地下水への重大な偶発的な汚染物質の放出が、人々と環境に及ぼす悪影響のリスクを評価する。 2. 緊急事態への備えと対応の中で、重大な偶発的な汚染物質の放出に対処する（パフォーマンス領域：10 緊急事態への備えと対応に沿って）。 3. 時間の許す限り、影響を受ける利害関係者と協議の上、重大な偶発的な汚染物質の放出による悪影響を修復する（場合によっては、これを防ぐために迅速な行動が必要であることを認識する）。 4. 重大な偶発的な汚染物質の放出が発生した場合は、事故後の内部レビューを実施し、直接および根本的な原因を理解し、是正措置および予防措置を特定、実施し、上級管理職に報告する。 5. 国際的に認められた報告基準に沿って、重大な悪影響を及ぼす重大な偶発的な汚染物質の放出、および関連する法的措置や罰金を公表する（パフォーマンス領域1：企業要件、第1.2節 サステナビリティ報告を参照）。
先進的プラクティス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 重大な偶発的な汚染物質の放出については、現地で影響を受ける利害関係者および権利保持者に、事故後の内部レビューの結果を提供

	し、直接的および根本的な原因と、是正措置および予防措置の詳細を理解してもらう。
--	---

レベル	要件
22.7 騒音・振動・光害／光による迷惑行為	
グッドプラクティスに向けて	1. 騒音、振動、光害／光による迷惑行為の潜在的な発生源を特定し、 敏感な受容体 （人、動植物）の存在と位置を特定し、規制または許可要件に基づいたモニタリングプログラムを実施する。
	2. 定められた基準日からの、様々な種類の騒音、振動、光に関するベースラインデータを確立する。
グッドプラクティス	1. 騒音、振動、光害／光による迷惑行為が、 敏感な受容体 （人、動植物）に及ぼす 悪影響 のリスクを特定し、特定された 悪影響 のリスクを評価するために、 感知受容体 の存在と位置情報に基づいたモニタリングプログラムを実施する。
	2. 騒音、振動、光害／光による迷惑行為による 悪影響 を回避、最小化、または緩和するための対策を実施する。
	3. 許可要件や、人、動植物の存在と位置に応じて、定められた 間隔 で緩和手段の効果を監視する。
先進的プラクティス	1. 利害関係者 や 権利保持者 、特に 影響を受ける利害関係者 を参加型モニタリングに参加させるエンゲージメントの機会を提供する。

用語集および解釈指針：

酸性岩石排水 (ARD) と 金属溶出 (ML)： 廃滓、廃石、ヒーブリーチやストックパイルなどの設備には、空気に触れると酸化する黄鉄鉱などの硫化鉱物が含まれていることがある。水が酸化硫化物と接触すると、水が酸性化し、廃滓や廃石中の金属を溶出（溶解）させる可能性がある。このため、ARD（酸性鉱山排水とも呼ばれる）またはMLと呼ばれる酸性水の流出が発生することがある。ARDおよび/またはMLは、地下水に浸透したり、地表の河川に出現したりして、**生物多様性**や飲料水に影響を及ぼす可能性がある。効果的な予防と管理を

しなければ、ARDとMLは採掘停止後何十年、何世紀にもわたって水路や水生環境を汚染し続ける可能性がある。¹¹³

偶発的な汚染物質の放出：人や環境に損害を与える危険性のある汚染物質が、突発的かつ意図的でない方法で環境に放出されること。例えば、定置式貯蔵容器の格納容器の喪失、交通事故による貯蔵容器の偶発的な破裂、鉄道や港湾事業所での製品、プロセス化学物質、燃料の積み下ろし中の事故などである。

悪影響：社会、環境、人権に関連するものを含め、事業所が引き起こしうるまたは助長しうる、あるいは直接関連しうる負の影響。実際の悪影響はすでに発生した、または現在発生している悪影響を意味し、潜在的悪影響は将来発生する可能性のある悪影響を意味する。

影響を受ける利害関係者：事業所の操業、行動、決定によって影響を受ける個人、集団、組織、またはその正当な代表者。（「利害関係者」も参照。）

ベースラインデータ：既存の状況（または特定の時点で存在していた状況）を記述したもので、比較の基準点（例：プロジェクト実施前の状態）を提供する。これにより、比較対象（例：影響発生後の状態）との変化を定量化できる。¹¹⁴

バーゼル条約、MARPOL条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約：バーゼル条約、MARPOL条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約は、有害化学物質や廃棄物から人の健康と環境を守るという共通の目的を持つ多国間環境協定である¹¹⁵。

シアン化物：シアン化物は急速に作用し、死に至る可能性のある化学物質で、体内の酸素利用能力を妨げる。シアン化物は、シアン化水素（HCN）や塩化シアン（CNCl）のような無色の気体または液体である。シアン化物はまた、シアン化水素（HCN）、塩化シアン（CNCl）、シアン化カリウム（KCN）、および主にシアン化ナトリウム（NaCN）¹¹⁶のような結晶（固体）形態であることもある。

危険物：物理的または化学的特性により、人の健康、財産、または環境に害を及ぼす可能性のある物質。¹¹⁷

有害廃棄物：人の健康や環境に対して潜在的に危険または有害な性質を持つ廃棄物。¹¹⁸

鉱物廃棄物：廃石（または残土）、使用済み鉱石（リーチングパッドから）、製錬時に生じたスラグなどその他の鉱物廃棄物の流れを含む。廃石には、細かい砂から大きな岩まで、地層の性質や採掘方法に応じて粒状に砕けた岩石が含まれる。使用済み鉱石は通常、砂粒から小石までの大きさである。

¹¹³国際酸防止ネットワーク（INAP）の酸性鉱山排水の定義より引用

¹¹⁴RJC規範（2019年）および銅マーク基準ガイド（2023年）より引用

¹¹⁵UNITAIRポートフォリオ（日付なし）より引用

¹¹⁶CDCシアン化物：暴露、除染、治療（日付なし）

<https://www.cdc.gov/chemicalemergencies/factsheets/cyanide.html>より引用

¹¹⁷FCパフォーマンススタンダード5（2012年）より引用

¹¹⁸銅マーク基準ガイド（2023年）より引用

鉱物以外の廃棄物：事業所により発生し、廃棄された、または不要となった固体または液体物質を含む。鉱業の場合、鉱石の採掘、選鉱、加工時に発生する廃棄物が含まれる。本基準では、岩石の廃棄物捨に入れられた材料を含むが、**廃滓**を除く（パフォーマンス領域 21：廃滓管理を参照）。廃棄物は適切に管理されなければ、汚染を引き起こし、環境に悪影響を与える可能性がある。

粒子状物質 (PM)：空気中の気体でないものすべてを指し、固体粒子や液滴も含まれる。ほこり、チリ、煤、煙など、肉眼で見えるほど大きかったり暗かったりする粒子もある。また、電子顕微鏡でしか検出できないほど小さいものもある。**粒子状物質**には次のものが含まれる：

- **PM10**：一般に直径10マイクロメートル以下の吸入可能な粒子
- **PM2.5**：一般に直径2.5マイクロメートル以下の吸入可能な微粒子¹¹⁹

敏感な受容体：大気汚染にさらされることにより、健康に悪影響を及ぼすリスクが高まっている人々を含む。人であれば、小児、高齢者、喘息患者、その他基礎疾患を持つ人が含まれる。**敏感な受容体**の場所としては、病院、学校、保育園などが考えられる。また、植物や動物の中には、大気汚染、粉塵、騒音、光害に非常に敏感な種もある。

参考文献：

- [グローバル・リポーティング・イニシアティブ \(GRI\) 306：廃棄物2020](#)
- [国際金属・鉱業評議会 \(ICMM\) と国際酸防止ネットワーク \(INAP\) 酸性岩石排水と金属溶出の防止と管理のためのツール](#)
- [国際シアン化物管理コード](#)
- [国際金融公社 \(IFC\) パフォーマンススタンダード3：資源効率と汚染防止](#)
- [国連 \(UN\) 化学品の分類および表示に関する世界調和システム \(GHS\)](#)
- [国連環境計画 \(UNEP\) 利用可能な最良の技術と最善の環境慣行のためのガイダンス](#)
- [国連環境計画 \(UNEP\) 水銀放出に関するガイダンス](#)
- [国連環境計画 \(UNEP\) 廃棄水銀以外の水銀の環境上適正な中間貯蔵に関するガイダンス](#)
- [国連環境計画 \(UNEP\) 水銀に関する水俣条約第9条第7項に基づき採択された放出インベントリーの作成方法に関するガイダンス](#)
- [国連環境計画 \(UNEP\) 水銀に関する水俣条約](#)

¹¹⁹ [USEPA 粒子状物質 \(PM\) 基礎知識 \(目付なし\)](#) より引用

パフォーマンス領域23：循環型経済

目的：材料の回収、再利用、リサイクル、廃棄物の削減、事業所の設計・運営・廃止における資源効率の向上を通じて、循環型経済を推進する。

その他の関連パフォーマンス領域：

- 1 企業要件
- 3 責任あるサプライチェーン
- 4 新規プロジェクト、拡張、再定住
- 18 水資源管理
- 19 生物多様性、生態系サービスおよび自然
- 20 気候変動対策
- 21 廃滓管理
- 22 汚染防止
- 24 閉鎖

適用可能性：このパフォーマンス領域は、プロセスと製品設計の両方における循環性に焦点を当てている。この領域は、循環型経済アプローチの関連性と統合性により、他のパフォーマンス領域と重複している。第23.1節は、すべての施設における循環原則の適用に焦点を当て、第23.2節は、特に製錬所を対象とし、工程の設計と二次原料の処理に関する要件をカバーしている。

レベル	要件
23.1 すべての事業所における循環型経済	
グッドプラクティスに向けて	1. 資源効率の向上、再処理、再使用、回収、リサイクルを通じて、事業所の業務に循環性の原則を適用することを公に約束すること。
	2. 事業所からの鉱物および鉱物以外の廃棄物の流れ、および再処理、再利用、またはリサイクル可能な廃棄物を分別する機会を特定し、文書化する。
グッドプラクティス	1. 資源効率の向上、再利用、回収、リサイクルを通じて、プレコンシューマー・スクラップ、ランアラウンド・スクラップ、廃滓以外の廃棄物を最小限に抑え、なくす機会を特定する。
	2. 廃滓の生産を最小限に抑える機会を特定する。

	<p>3. 工業プロセスおよび/または廃棄物の流れから商業的に実行可能な製品を生産または回収する機会を特定する。</p> <p>4. 事業所の設計から閉鎖計画まで、操業のライフサイクル全体で循環の原則を適用する機会を特定する。これには、将来の土地利用の機会や、事業所に残る廃棄物の再利用、回収、リサイクルの可能性を考慮することが含まれるが、これに限定されない。</p>
先進的プラクティス	<p>1. 企業レベルで循環型経済に関する目的および/または目標に向けた進捗状況を定め、監視し、定められた間隔で公表する。</p> <p>2. サプライヤーおよび/または顧客および/または隣接する産業活動を含む主要な利害関係者と協力して、事業所で使用される材料や機器の循環性を高める機会を特定し、その進捗を文書化する。</p> <p>3. 事業所または企業レベルでの技術革新イニシアティブの支援を含む、新技術の適用による廃滓およびその他の廃棄物の削減または除去の機会を特定し、その進捗を文書化する。</p>

レベル	要件
23.2 製錬所に対する追加要件	
グッドプラクティスに向けて	すべての製錬業者は、23.1の「グッドプラクティスに向けて」を遵守しなければならない。
グッドプラクティス	<p>1. 使用済み製品の回収、再利用、リサイクルを促進する機会を特定する。</p> <p>2. ポストコンシューマー・スクラップの再生材を取り入れる機会を特定する。</p> <p>3. 利用可能な場合は、公認の方法論または業界のガイドラインを用いてリサイクル含有率を測定する。</p>

	4. 受入材料のデューデリジェンスを実施し、リサイクル含有率の主張を検証する。
	5. スクラップ原料の種類と原産国を考慮し、スクラップに関するリスクベースのデューデリジェンスを実施する。
先進的プラクティス	1. 商業パートナーからの要求に応じて、リサイクル含有率を決定するために適用された方法論とシステム境界を含むリサイクル含有率に関する情報を提供する。
	2. スクラップのサプライチェーンにおける人権、労働者の権利、環境リスクを特定・評価し、その重大性と可能性に基づいて優先順位をつける（パフォーマンス領域3：責任あるサプライチェーンを参照）。
	3. 利害関係者と協力して、LP2 で優先される影響を予防・緩和するための行動計画を策定し、実施する。
	4. 実現可能であれば、ベースラインに対して、また材料投入量の割合として、材料の回収、再利用、リサイクルを増加させ、その際、環境的、経済的な実行可能性と安全性、技術的、法的な考慮が優先されるようにする。

用語集および解釈指針

循環型経済：循環型経済の中では、素材メーカーや製品メーカーは、エンドユーザー、地域社会、小売業者、サービス業者、廃棄物処理事業所と協力し、製品や素材の再利用、メンテナンス、修理、再生、リサイクルによって「ループを閉じる」。鉱業セクターでは、循環型経済には、採掘プロセスへの循環原則の適用を指す「プロセス循環性」と、回収、再処理、再利用を通じて金属や鉱物の循環を確保することに焦点を当てた「製品循環性」が含まれる。¹²⁰

循環型経済の原則：循環型経済とは、廃棄物や汚染をなくし、製品や素材を（最高の価値で）循環させ、自然を再生させるという3つの原則に基づくもので、製品やプロセスの設計によって推進される。¹²¹

¹²⁰ 銅マーク基準ガイド（2023年）およびICMM循環型経済（2023年）より引用

¹²¹ エレン・マッカーサー財団「循環型経済入門」（日付なし）より引用

リサイクル含有率：リサイクル原料とは、鉱物や金属の加工や製品製造の過程で発生する、エンドユーザー、ポストコンシューマー、スクラップ、廃棄鉱物や金属など、以前に加工された鉱物や金属を指し、それらは鉱物や金属加工業者や他の下流の中間加工業者に戻され、新たなライフサイクルを開始する。¹²²

リサイクル：廃棄物を、元の目的またはその他の目的のために、製品、材料、または物質に再加工するあらゆる回収作業¹²³

スクラップ：

- a. **プレコンシューマー・スクラップ**：製造工程などの廃棄物の流れから転用される材料で、意図的に生産されたものではなく、最終用途に適さず、それを生成した同一工程内で再生利用できないもの。¹²⁴
- b. **ポストコンシューマー・スクラップ**：個人、家庭、商業・工業・事業所などのエンドユーザーによって、本来の用途に使用され、本来の用途に使用できなくなった消費者製品または商業製品から再生された材料。¹²⁵
- c. **ランアラウンド・スクラップ**：ランアラウンド・スクラップは、自家発生スクラップまたは社内スクラップと呼ばれることもあり、同じ事業所で発生し、再生利用される材料である。¹²⁶

製錬所：製錬が行われる事業所。製錬は、鉱石を適切な炉で高温に加熱することによって、元素または化合物として加工鉱石から金属を分離することを含み、通常、炭素などの還元剤とフラックス剤の存在下で、流動性を促進し、不純物を除去する。本基準では、金の採掘作業の不可欠な一部として、不純物を除去するための金の製錬は除外される。

利害関係者：統合鉱業規格で対象とされるパフォーマンス領域に関連する権利や利益を有し、事業所の事業活動に伴う不当な影響を受ける、または受ける可能性のある個人、集団、組織、あるいはその正当な代表者（利害関係団体、政府機関、企業など）を指す。これには、政治家、商業・産業企業、労働組合、学術関係者、宗教団体、国内の社会・環境団体、公共部門の機関、メディア、地域社会などが含まれ得る。正当な代表者には、労働組合のほか、人権への事業影響に関する経験や専門知識を有する市民社会組織なども含まれる。

参考文献：

- [国際金属・鉱業評議会（ICMM）循環型社会のためのツール](#)

¹²² [紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのOECDデューデリジェンスガイド](#)、ゴールドサプリメント（2016年）より引用

¹²³ ユーロスタットより

¹²⁴ [銅マーク基準ガイド](#)（2023年）より引用

¹²⁵ [銅マーク基準ガイド](#)（2023年）より引用

¹²⁶ [銅マーク基準ガイド](#)（2023年）より引用

パフォーマンス領域24：閉鎖

目的：関係当局、利害関係者および権利保有者と協議の上、段階的な復旧・閉鎖に向けた計画と設計を実施する。閉鎖に関連する環境的・社会的リスク、影響および機会に対処する。閉鎖および閉鎖後のコミットメントの実施を可能とするための財政的準備を行う。

その他の関連パフォーマンス領域：

- 5 人権
- 12 エンゲージメント
- 13 地域社会への影響と利益
- 14 先住民族
- 16 零細・小規模鉱業
- 18 水資源管理
- 19 生物多様性、生態系サービスおよび自然
- 20 気候変動対策
- 21 廃滓管理
- 22 汚染防止
- 23 循環型経済

適用可能性：このパフォーマンス領域は、すべての事業所に適用される。

レベル	要件
24.1 閉鎖管理	
グッドプラクティスに向けて	1. 環境的、社会的、文化的配慮を統合し、設計段階から事業所の全ライフサイクルを通じて、人々や環境に継続的な重大なリスクをもたらさない安全で安定した無公害の状態を閉鎖後に達成するという責任ある閉鎖を公に約束する。
	2. 規制要件に準拠した閉鎖計画を設計段階から策定し、操業中、環境・社会・文化的側面と閉鎖費用の見積もりを統合するよう、定められた間隔で更新され、影響を受ける可能性のある利害関係者や権利保持者とのエンゲージメントによって情報を得る。

	<p>3. 規制当局が要求する場合、保証、債券、またはその他の金融商品を通じて、閉鎖のための財政的保証を確立する。財政的保証には、法的に許容される場合には自己資金を含めることができる。</p>
<p>グッドプラクティス</p>	<p>1. 影響を受ける利害関係者や権利保持者と協議しながら、閉鎖および復旧に関連するリスクと影響を特定し、管理する。これには、土地、生物多様性、大気、水域、水源、気候変動、労働者、地域社会、インフラ、閉鎖後の責任に関連するものを含むがこれらに限定されない、</p>
	<p>2. 影響を受ける利害関係者や権利保持者と協力し、閉鎖が近づくにつれて、労働者や地元サプライヤーを含む地域社会にとって有益な機会を特定し、閉鎖を通じて提供される操業後の社会的移行を支援するための対策を共同で策定する。</p>
	<p>3. 影響を受ける利害関係者、権利保持者、地方自治体または地域政府の計画当局と協力し、閉鎖計画プロセス、閉鎖活動、測定可能な成功基準を特定し、文書化する。これは、悪影響の防止と機会の実現に焦点を当てるべきである。これには、生物多様性と水源の保護、酸性岩石排水 (ARD) と金属溶出 (ML) の回避、土地の復旧と有益な将来の土地利用が含まれるがこれに限定されない。</p>
	<p>4. 事業所の操業期間中、段階的閉鎖の機会を特定し、閉鎖計画に組み込む。</p>
	<p>5. 閉鎖中および閉鎖後、リスクに応じて定められた間隔で、閉鎖・復旧活動の監視、維持、管理を行う。</p>
	<p>6. 閉鎖計画を実施するための費用を見積もり、定められた間隔で、また鉱山計画の大幅な変更に応じて更新する。これらの費用に見合う十分な財務的準備を行い、これを毎年（企業または事業所レベルの総計報告を通じて）公表する。</p>

	7. 閉鎖計画を通知し、提案された閉鎖活動が閉鎖目標を達成するという確信が徐々に強まっていくように、地域の環境、社会、文化、経済の状況に関するナレッジベースを定められた間隔で更新する。
	8. 事業活動の変化、環境、社会、文化、経済状況の変化に適応させるとともに、影響を受ける利害関係者や権利保持者の優先事項を継続的なエンゲージメントを通じて反映させるため、定められた間隔で、また事業計画に重大な変更がある場合はいつでも、閉鎖計画の見直しと更新を実施する。
	9. 健康、安全、環境保護のための維持管理、監視、緊急時対策プログラムを含む閉鎖計画の一部として、一時的または突発的な閉鎖活動の費用を策定し見積もり、可能であれば影響を受ける利害関係者や権利保持者をプロセスに参加させる。
先進的プラクティス	1. 閉鎖費用がどのように見積もられたかを、計算の前提条件も含めて公表する。
	2. 影響を受ける利害関係者や権利保持者と協力し、事業所の全ライフサイクルを通じて、労働者や地元サプライヤーを含む地域社会の操業後の社会的移行を支援する機会を特定し、実現する。

用語集および解釈指針

酸性岩石排水 (ARD) と金属溶出 (ML) : 廃滓、廃石、ヒープリーチやストックパイルなどの設備には、空気に触れると酸化する黄鉄鉱などの硫化鉱物が含まれていることがある。水が酸化硫化物と接触すると、水が酸性化し、廃滓や廃石中の金属を溶出（溶解）させる可能性がある。このため、ARD（酸性鉱山排水とも呼ばれる）またはMLと呼ばれる酸性水の流出が発生することがある。ARDおよび/またはMLは、地下水に浸透したり、地表の河川に出現したりして、生物多様性や飲料水に影響を及ぼす可能性がある。効果的な予防と管理をしなければ、ARDとMLは採掘停止後何十年、何世紀にもわたって水路や水生環境を汚染し続ける可能性がある。¹²⁷

悪影響 : 社会、環境、人権に関連するものを含め、事業所が引き起こしうるまたは助長しうる、あるいは直接関連しうる負の影響。実際の悪影響はすでに発生した、または現在発生している悪影響を意味し、潜在的悪影響は将来発生する可能性のある悪影響を意味する。

¹²⁷国際酸防止ネットワーク (INAP) の酸性鉱山排水の定義より引用

影響を受ける利害関係者：事業所の操業、行動、決定によって影響を受ける個人、集団、組織、またはその正当な代表者。（「利害関係者」も参照。）

閉鎖：事業所、製錬所、関連インフラおよび事業所の廃止を計画・管理し、影響を緩和し、閉鎖後の環境的・社会的目標を達成するための復旧を実施するプロセス。¹²⁸

エンゲージメント：人と人、多くの場合は企業とその利害関係者の間の相互作用。協議、コミュニケーション、教育、住民参加を含むが、これらに限定されない。

財務保証：政府機関に対する保証債券、保険証券、信用状、信用枠その他の金融商品または口座を含むあらゆる金融商品。鉱山所有者が鉱山事業の運営または活動に関連して維持する金額および形式で、この金融商品が政府機関から要求される。鉱山所有者または運営者が事業所の閉鎖および復旧を行う意思がない、または行うことができない場合に、鉱山施設の閉鎖および復旧に主に充てる資金として使用される。¹²⁹

財務的準備：通常、法定会計と報告をサポートするための公開情報であり、最低限、法的責任またはコンプライアンスに基づき、報告時（通常は毎年）に、資産の残存期間にわたって、現在の採掘跡地の閉鎖・復旧費用と鉱山インフラの廃止に伴う費用の割引キャッシュフロー見積りを示す。IAS第37号では資産除去債務とも呼ばれる。³

ナレッジベース：ナレッジベースは、事業所の全ライフサイクルを通じて開発される情報の保管庫であり、データの収集と見直しに応じて定期的に更新される。これは、環境および社会経済的環境設定、環境ベースラインデータ、操業データ（現在および計画中の廃棄物の量と種類、廃棄物の特性など）、コミットメントおよび遵守要件など、その拠点固有の閉鎖計画に提供する情報である。

段階的閉鎖：事業所の建設中および操業中に閉鎖活動を進めるための継続的な取り組みの実施。段階的閉鎖として実施可能な活動の種類は、拠点固有の条件と鉱山計画によって規定されるが、土壌管理、不経済な資材の戦略的配置、分水、緑化、安定化作業、覆土の配置、不要なインフラの解体などが含まれる場合がある。¹³⁰

復旧：事業所と周辺土地の有益な利用を考慮し、採掘後の土地利用をサポートする、安全で安定した、汚染のない状態に土地を戻すこと。再生には、「埋め立て」（開発前の生態系とそれに関連するサービス、生物地球化学的機能の回復）、あるいはより一般的には、荒れた土地の再利用が含まれる。¹³¹

権利保持者：権利保持者とは特定の義務主体（例：人権を尊重・保護・充足し、人権侵害を控える特定の義務や責任を負う国家または非国家主体）に関連して、特定の権利を有する個

¹²⁸ 鉱山閉鎖に関するSMI定義より引用

¹²⁹ ICMM 鉱山閉鎖のための財務概念（2019年）より引用

¹³⁰ ICMM 統合鉱山閉鎖ガイド（2019）より引用

¹³¹ SMIの復旧の定義およびRJCの定義より引用

人または社会集団を指す。特定の状況においては、先住民族のように、人権が十分に実現・尊重・保護されていない特定の社会集団が存在することが多い。

突然の閉鎖費用の見積もり：現状での鉱山の閉鎖にかかる費用の見積もり。これには現在の混乱した状態や法的責任の費用、および法的費用以外の費用が含まれる。突然の閉鎖費用は、通常、内部目的だけのものであるが、ここでは、財務保証が法制化されていない管轄区域において、規制当局に開示するためのグッドプラクティスと見なされている。

参考文献：

- [鉱業、鉱物、金属および持続可能な開発に関する政府間フォーラム（IGF）グローバル・レビュー：採掘後の移行のための財務保証ガバナンス](#)
- [国際金属・鉱業評議会（ICMM）閉鎖成熟度フレームワーク](#)
- [国際金属・鉱業評議会（ICMM）鉱山閉鎖のための財務概念](#)
- [国際金属・鉱業評議会（ICMM）統合鉱山閉鎖：グッドプラクティス・ガイド](#)